

○総務省令第四十二号

地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号）及び地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百二十五号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年七月十一日

総務大臣　野田　聖子

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年總理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

改 正 前

(政令第七条の三の二第九項の総務省令で定める特殊の関係)
第一条の五 政令第七条の三の二第九項に規定する総務省令で定める特殊の関係は、次に掲げる関係とする。

一 一方の者が他方の法人（法第二十四条第六項の規定により法人とみなされるものを含む。以下道府県民税について同じ。）の発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額（以下この条において「発行済株式等」という。）の百分の五十を超える数又は金額の株式等（株式又は出資をいう。以下この条において同じ。）を直接又は間接に保有する関係その他の一方の者が他方の者を直接又は間接に支配する関係。

二 二の法人が同一の者によりそれぞれその発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等を直接又は間接に保有される場合における当該二の法人の関係その他の二の者が同一の者により直接又は間接に支配される場合における当該二の者の関係（前号に掲げる関係に該当するものを除く。）

3 | 2 | 1 | 前項第一号の場合において、一方の者が他方の法人の発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等を直接又は間接に保有するかどうかの判定は、当該一方の者の当該他方の法人に係る直接保有の株式等の保有割合（当該一方の者の有する当該他方の法人の株式等の数又は金額が当該他方の法人の発行済株式等のうちに占める割合をいう。）と当該一方の者の当該他方の法人に係る間接保有の株式等の保有割合とを合計した割合により行うものとする。

3 | 2 | 1 | 前項に規定する間接保有の株式等の保有割合とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合のいづれにも該当する場合には、当該各号に定める割合の合計割合）をいう。

一 前項の他方の法人の株主等である法人の発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等が同項の一方の者により保有されている場合（当該株主等である法人の有する当該他方の法人の株式等の数又は金額が当該他方の法人の発行済株式等のうちに占める割合（当該株主等である法人が二以上ある場合には、当該二以上の株主等である法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合）をいいう。

二 前項の他方の法人の株主等である法人（前号に掲げる場合に該当する同号の株主等である法人を除く。）と同項の一方の者との間にこれらの者と株式等の保有を通じて連鎖関係にある一又は二以上の法人（以下この号において「出資関連法人」という。）が介在している場合（出資関連法人及び当該株主等である法人がそれぞれその発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等を当該一方の者又は出資関連法人（その発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等が当該一方の者又は出資関連法人により保有されているものに限る。）により保有されている場合に限る。）当該株主等である法人の有する当該他方の法人の株式等の数又は金額が当該他方の法人の発行済株式等のうちに占める割合（当該株主等である法人が二以上ある場合には、当該二以上の株主等である法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合）

〔新設〕

41 第二項の規定は、第一項第二号の直接又は間接に保有される関係の判定について準用する。

(法人の道府県民税に係る申告書等の様式)

第三条 法人の道府県民税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

申告書等の種類	様式
(一)・(二) 略	【略】
(三) 予定申告書及びこれに係る修正申告書（法第五十三条第一項及び第二項の道府県民税の申告書並びにこれらに係る同条第二十二項の道府県民税の申告書）	第六号の三様式（第六号様式別表四の三）
(四) 外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書（政令第九条の六の二第二項及び第九条の六の三第二項の書類）	第七号様式
(五)～(八) 【略】	【略】

〔2～4 略〕

(政令第十一条第九項の総務省令で定める特殊の関係)

係とする。

一 一方の者が他方の法人（法第七十二条の二第四項に規定する人格のない社団等を含む。以下事業税及び地方法人特別税について同じ。）の発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額（以下この条において「発行済株式等」という。）の百分の五十を超える数又は金額の株式等（株式又は出資をいう。以下この条において同じ。）を直接又は間接に保有する関係その他の一方の者が他方の者を直接又は間接に支配する関係。

二 二の法人が同一の者によりそれぞれその発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等を直接又は間接に保有される場合における当該二の法人の関係その他の二の者が同一の者により直接又は間接に支配される場合における当該二の者の関係（前号に掲げる関係に該当するものを除く。）

2| 前項第一号の場合において、一方の者が他方の法人の発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等を直接又は間接に保有するかどうかの判定は、当該一方の者の当該他方の法人に係る直接保有の株式等の保有割合（当該一方の者の有する当該他方の法人の株式等の数又は金額が当該他方の法人の発行済株式等のうちに占める割合をいう。）と当該一方の者の当該他方の法人に係る間接保有の株式等の保有割合とを合計した割合により行うものとする。

3| 前項に規定する間接保有の株式等の保有割合とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該各号に定める割合の合計割合）をいう。

一 前項の他方の法人の株主等である法人の発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の

(法人の道府県民税に係る申告書等の様式)

第三条 法人（法第二十四条第六項において法人とみなされるものを含む。以下道府県民税について同じ。）の道府県民税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれその下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

申告書等の種類	様式
(一)・(二) 同上	【同上】
(三) 予定申告書及びこれに係る修正申告書（法第五十三条第一項及び第二項の道府県民税の申告書並びにこれらに係る同条第二十二項の道府県民税の申告書）	第七号様式（第六号様式別表四の三）
(四)～(七) 【同上】	【新設】
〔2～4 同上〕	【同上】

〔新設〕

〔2～4 同上〕

株式等が同項の一方の者により保有されている場合、当該株主等である法人の有する当該他方の法人の株式等の数又は金額が当該他方の法人の発行済株式等のうちに占める割合（当該株主等である法人が二以上ある場合には、当該二以上の株主等である法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合）

二 前項の他方の法人の株主等である法人（前号に掲げる場合に該当する同号の株主等である法人を除く。）と同項の一方の者との間にこれらの者と株式等の保有を通じて連鎖関係にある（又は二以上の法人（以下この号において「出資関連法人」という。）が介在している場合（出資関連法人及び当該株主等である法人がそれぞれその発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等を当該一方の者又は出資関連法人（その発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等が当該一方の者又は他の出資関連法人により保有されているものに限る。）により保有されている場合に限る。））当該株主等である法人の有する当該他方の法人の株式等の数又は金額が当該他方の法人の発行済株式等のうちに占める割合（当該株主等である法人が二以上ある場合には、当該二以上の株主等である法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合）

4 第二項の規定は、第一項第二号の直接又は間接に保有される関係の判定について準用する。

（法人の事業税及び地方法人特別税に係る申告書等の様式）

第五条 法人の事業税及び地方法人特別税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

申告書等の種類	様式
(一) 略	〔略〕
(二) 予定申告書及びこれに係る修正申告書（法第七十二条の二第六号の三様式）	〔略〕

（法人の事業税及び地方法人特別税に係る申告書等の様式）

第五条 法人の事業税及び地方法人特別税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

申告書等の種類	様式
(一) 同上	〔同上〕
(二) 予定申告書及びこれに係る修正申告書（法第七十二条の二第六号様式）	〔同上〕

十六第一項本文の規定による同条第四項の申告書並びにこれに係る法第七十二条の三十三第二項及び第三項の修正申告書

3 法人が事業税及び地方法人特別税に係る地方団体の徴収金を納付するとき（口座振替の方法により納付する場合を除く。）は、当該地方団体の徴収金に第十二号の二様式による納付書（当該様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合において、総務大臣が別の様式を定めたときは、当該様式による納付書）（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を添えて納付するものとする。

〔4 略〕

（市町村民税に係る申告書等の様式）

第十条 市町村民税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式（個人の市町村民税に係るもの）を除く。

〔4 同上〕

（市町村民税に係る申告書等の様式）

第十条 市町村民税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれその下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式（個人の市町村民税に係るもの）を除く。

除く。）によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

申告書等の種類	様式
(一)(七) 略	〔略〕
(八) 外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書（政令第四十八条の十二の二第二項及び第四十八条の十二の三第二項の書類）	〔略〕
(九)(七) 略	〔略〕

〔2～9 略〕

（法人の都民税に係る申告書等の様式）

第十条の二 法第七百三十四条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定により都がその特別区の存する区域内において法人に対して課する都民税については、第一条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこの合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

申告書等の種類	様式
(一)(七) 略	〔略〕
(三) 予定申告書及びこれに係る修正申告書（法第七百三十四条第三項の規定により準用される法第三百二十二条の八第一項及び第二項の申告書並びにこれらに係る同条第二十二条の申告書）	第六号の三様式（第六号様式別表四の三）
(四) 外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書（政令第五十七条の二の規定により準用される政令第四十八条の十二の二第二項及び第四十八条の十二の三第二項の書類）	第七号様式

〔2～4 略〕

第六号様式（提出用）（用紙日本工業規格A4・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

〔様式別紙二插入〕

〔様式別紙四插入〕

〔1～8 略〕

く。）によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

申告書等の種類	様式
(一)(七) 同上	〔同上〕
(新設)	〔新設〕
(八)(七) 同上	〔同上〕

〔2～9 同上〕

（法人の都民税に係る申告書等の様式）

第十条の二 法第七百三十四条第二項（第一号の規定により都がその特別区の存する区域内において法人に対して課する都民税については、第一条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれその下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

申告書等の種類	様式
(一)(七) 同上	〔同上〕
(三) 予定申告書及びこれに係る修正申告書（法第七百三十四条第三項の規定により準用される法第三百二十二条の八第一項及び第二項の申告書並びにこれらに係る同条第二十二条の申告書）	第七号様式（第六号様式別表四の三）
(四) 外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書（政令第五十七条の二の規定により準用される政令第四十八条の十二の二第二項及び第四十八条の十二の三第二項の書類）	第七号様式（第六号様式別表四の三）

〔2～4 同上〕

第六号様式（提出用）（用紙日本工業規格A4・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

〔様式別紙二插入〕

〔様式別紙三插入〕

〔1～8 同左〕

〔第6号様式記載要領〕

9 道府県内に恒久的施設を有する外国法人にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から、「仮装経理に基づく法人税割額の控除額⑪」の欄までは記載しないこととし、「差引法人税割額⑫」の欄に第6号様式別表1の2の「計⑩」の欄の金額を記載すること。

[10 略]

11 道府県民税の「㉙のうち見込納付額㉚」の欄は、法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額又は同法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書の提出期限が延長されている法人（当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。）（同法第2条第16号に規定する連結申告法人に限る。）を含む。）が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

12 事業税の「所得金額総額㉛」の欄は、第6号様式別表5を添付する法人にあっては第6号様式別表5の「合計㉜」の欄の金額を、その他の法人にあってはこの申告書の「仮計㉝」の欄の金額から、「繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があつた場合の欠損金額等の当期控除額㉞」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

13 事業税の「付加価値額総額㉟」又は「資本金等の額総額㉟」の各欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が第6号様式別表5の2の「課税標準となる付加価値額㉟」又は「課税標準となる資本金等の額㉟」の各欄の金額をそれぞれ記載すること。

14 事業税の「平成28年改正法附則第5条の控除額㉙」の欄は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度にあっては第6号様式別表5の7の「③が30億円以下の場合の控除額㉙」の欄の金額又は「③が30億円超40億円未満の場合の控除額㉙」の欄の金額を記載し、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度にあつては第6号様式別表5の7の「③が30億円以下の場合の控除額㉙」の欄の金額又は「③が30億円超40億円未満の場合の控除額㉙」の欄の金額を記載し、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度にあつては第6号様式別表5の7の「③が30億円以下の場合の控除額㉙」の欄の金額又は「③が30億円超40億円未満の場合の控除額㉙」の欄の金額を記載し、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度にあっては第6号様式別表5の7の「③が30億円以下の場合の控除額㉙」の欄の金額又は「③が30億円超40億円未満の場合の控除額㉙」の欄の金額を記載すること。

15 事業税の「㉙のうち見込納付額㉚」の欄は、法第72条の25第3項又は第5項（法第72条の28第2項及び第72条の29第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

16 地方法人特別税の「所得割に係る地方法人特別税額㉛」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「計㉜」又は「軽減税率不適用法人の金額㉟」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表4の「計㉜」又は「軽減税率不適用法人の金額㉟」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載すること。

9 道府県内に恒久的施設を有する外国法人にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から、「仮装経理に基づく法人税割額の控除額⑪」の欄までは記載しないこととし、「差引法人税割額⑫」の欄に第6号様式別表1の2の「計⑩」の欄の金額を記載すること。

[10 同左]

11 道府県民税の「㉙のうち見込納付額㉚」の欄は、法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額又は同法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書の提出期限が延長されている法人（当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。）（同法第2条第16号に規定する連結申告法人に限る。）を含む。）が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

12 事業税の「所得金額総額㉛」の欄は、第6号様式別表5を添付する法人にあっては第6号様式別表5の「合計㉜」の欄の金額を、その他の法人にあってはこの申告書の「仮計㉝」の欄の金額から、「繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があつた場合の欠損金額等の当期控除額㉞」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

13 事業税の「付加価値額総額㉟」又は「資本金等の額総額㉟」の各欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が第6号様式別表5の2の「課税標準となる付加価値額㉟」又は「課税標準となる資本金等の額㉟」の各欄の金額をそれぞれ記載すること。

14 事業税の「平成28年改正法附則第5条の控除額㉙」の欄は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度にあっては第6号様式別表5の7の「③が30億円以下の場合の控除額㉙」の欄の金額又は「③が30億円超40億円未満の場合の控除額㉙」の欄の金額を記載し、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度にあつては第6号様式別表5の7の「③が30億円以下の場合の控除額㉙」の欄の金額又は「③が30億円超40億円未満の場合の控除額㉙」の欄の金額を記載し、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度にあつては第6号様式別表5の7の「③が30億円以下の場合の控除額㉙」の欄の金額又は「③が30億円超40億円未満の場合の控除額㉙」の欄の金額を記載すること。

15 事業税の「㉙のうち見込納付額㉚」の欄は、法第72条の25第3項又は第5項（法第72条の28第2項及び第72条の29第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

16 地方法人特別税の「所得割に係る地方法人特別税額㉛」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「計㉜」又は「軽減税率不適用法人の金額㉟」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表4の「計㉜」又は「軽減税率不適用法人の金額㉟」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載すること。

17 地方法人特別税の「収入割に係る地方法人特別税額^⑤」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額^⑧」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「収入金額^⑧」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。

18 地方法人特別税の「^⑩のうち見込納付額^⑩」の欄は、事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が地方法人特別税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

19 事業税の「所得金額（法人税の明細書（別表4）の(34)）又は個別所得金額（法人税の明細書（別表4の2付表）の(42)）^⑪」の欄は、法人税法第81条の9第4項の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書（別表4の2付表）の「仮計(42)」の欄の金額に、同明細書の「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額(7)」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

20 「法第15条の4の徵収猶予を受けようとする延額^⑫」の欄は、法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

21 還付請求の「中間納付額^⑬」の欄は、法第53条第20項又は第72条の28第4項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第9条の2又は第25条の規定による請求書に代わるものとして記載することができる。〔22～24 略〕

標長取扱会員様^⑭（田端正一郎・黒川英司）（標川悠・標十郎^⑮）監修

〔趣旨 記載欄 填入〕

第6号様式別表2記載要領

1 この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額（法第53条第5項に規定する連結適用前欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）又は連結適用前災害損失欠損金額（同項に規定する連結適用前災害損失欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式の申告書に添付すること。また、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度（法人税法第15条の2第1項に規定する最初連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）においては同法第31条の9第2項の規定の適用がないことを証する書類も併せて添付すること。

2 「控除対象個別帰属調整額^⑯」の欄は、「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額^⑯」の欄に記載した金額に、最初連結事業年度の終了の日（2以上の最初連結事業年度の終了の日がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度の終了の日）における法第53条第6項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第88条の100第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）との間に連結完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ）

17 地方法人特別税の「収入割に係る地方法人特別税額^⑤」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額^⑧」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「収入金額^⑧」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。

18 地方法人特別税の「^⑩のうち見込納付額^⑩」の欄は、事業税の確定申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

19 事業税の「所得金額（法人税の明細書（別表4）の(33)）又は個別所得金額（法人税の明細書（別表4の2付表）の(41)）^⑪」の欄は、法人税法第81条の9第4項の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書（別表4の2付表）の「仮計(41)」の欄の金額に、同明細書の「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額(7)」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

20 「法第15条の4の徵収猶予を受けようとする延額^⑫」の欄は、法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

21 還付請求の「中間納付額^⑬」の欄は、法第53条第20項又は第72条の28第4項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第9条の2又は第25条の規定による請求書に代わるものとして記載することができる。〔22～24 同左〕

標長取扱会員様^⑭（田端正一郎・黒川英司）（標川悠・標十郎^⑮）監修

〔趣旨 記載欄 填入〕

第6号様式別表2記載要領

1 この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額（法第53条第5項に規定する連結適用前欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）又は連結適用前災害損失欠損金額（同項に規定する連結適用前災害損失欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式の申告書に添付すること。また、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度（法人税法第15条の2第1項に規定する最初連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）においては同法第81条の9第2項の規定の適用がないことを証する書類も併せて添付すること。

2 「控除対象個別帰属調整額^⑯」の欄は、「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額^⑯」の欄に記載した金額に、最初連結事業年度の終了の日（2以上の最初連結事業年度の終了の日がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度の終了の日）における法第53条第6項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第88条の100第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）との間に連結完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ）

。) がある連結子法人 (法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。) にあっては100分の23.2 (当該最初連結事業年度 (2以上の最初連結事業年度がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。) が平成24年4月1日前に開始したものである場合は100分の30とし、当該最初連結事業年度が平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始したものである場合は100分の25.5とし、当該最初連結事業年度が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始したものである場合は100分の23.9とし、当該最初連結事業年度が平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始したものである場合は100分の23.4とする。) を、法第53条第6項第1号に規定する普通法人 (租税特別措置法第68条の100第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。) 又は法第53条第6項第2号に規定する協同組合等との間に連結完全支配関係がある連結子法人にあっては100分の20 (当該最初連結事業年度 (2以上の最初連結事業年度がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度) が平成24年4月1日前に開始したものである場合は、100分の23) を乗じて計算した金額を記載すること。

3 法第53条第7項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等 (同項に規定する被合併法人等をいう。) の前10年内事業年度 (同項に規定する前10年内事業年度をいう。) に係る控除未済個別帰属調整額 (同項に規定する控除未済個別帰属調整額をいう。) と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象個別帰属調整額 (同条第6項に規定する控除対象個別帰属調整額をいう。) とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載すること。

【繰入 余算 繰入 余算】

第6号様式別表2の2記載要領

1 この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属税額 (法第53条第9項に規定する控除対象個別帰属税額をいう。以下この記載要領において同じ。) について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式の申告書に添付すること。

2 法第53条第10項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等 (同項に規定する被合併法人等をいう。) の前10年内連結事業年度 (同項に規定する前10年内連結事業年度をいう。) に係る控除未済個別帰属税額 (同項に規定する控除未済個別帰属税額をいう。) と同項の規定の適用を受ける法人の各連結事業年度の控除対象個別帰属税額とに区分して、それぞれ各連結事業年度又は各事業年度ごとに記載すること。

【繰入 余算 繰入 余算】

第6号様式別表2の3記載要領

1 この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度 (法人税法第80条第5項又は第144条の13第11項に規定する中間期間を含む。) 又は当該連結事業年度開始の日前

。) がある連結子法人 (法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。) にあっては100分の23.4 (当該最初連結事業年度 (2以上の最初連結事業年度がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。) が平成24年4月1日前に開始したものである場合は100分の30とし、当該最初連結事業年度が平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始したものである場合は100分の25.5とし、当該最初連結事業年度が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始したものである場合は100分の23.9とし、当該最初連結事業年度が平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始したものである場合は100分の23.4とする。) を、法第53条第6項第1号に規定する普通法人 (租税特別措置法第68条の100第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。) 又は法第53条第6項第2号に規定する協同組合等との間に連結完全支配関係がある連結子法人にあっては100分の20 (当該最初連結事業年度 (2以上の最初連結事業年度がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度) が平成24年4月1日前に開始したものである場合は、100分の23) を乗じて計算した金額を記載すること。

3 法第53条第7項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等 (同項に規定する被合併法人等をいう。) の前9年内事業年度 (同項に規定する前9年内事業年度をいう。) に係る控除未済個別帰属調整額 (同項に規定する控除未済個別帰属調整額をいう。) と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象個別帰属調整額 (同条第6項に規定する控除対象個別帰属調整額をいう。) とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載すること。

【繰入 余算 繰入 余算】

第6号様式別表2の2記載要領

1 この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前9年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属税額 (法第53条第9項に規定する控除対象個別帰属税額をいう。以下この記載要領において同じ。) について、同項の規定の適用を受けようと/orする法人が記載し、第6号様式の申告書に添付すること。

2 法第53条第10項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等 (同項に規定する被合併法人等をいう。) の前9年内連結事業年度 (同項に規定する前9年内連結事業年度をいう。) に係る控除未済個別帰属税額 (同項に規定する控除未済個別帰属税額をいう。) と同項の規定の適用を受ける法人の各連結事業年度の控除対象個別帰属税額とに区分して、それぞれ各連結事業年度又は各事業年度ごとに記載すること。

【繰入 余算 繰入 余算】

第6号様式別表2の3記載要領

1 この明細書は、当該事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度 (法人税法第80条第5項又は第144条の13第11項に規定する中間期間を含む。) 又は当該連結事業年度開始の日前

10年以内に開始した事業年度（同法第80条第5項又は第144条の13第11項に規定する中間期間を含む。）において生じた内国法人の控除対象還付法人税額（法第53条第12項第1号に規定する内国法人の控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額（同項第2号に規定する外國法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額（同項第3号に規定する外國法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）及び当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度（同法第81条の31第5項に規定する中間期間を含む。）において生じた控除対象個別帰属還付税額（法第53条第15項に規定する控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同条第12項又は第15項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式の申告書に添付すること。

[2 略]

3 法第53条第13項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等（同項に規定する被合併法人等をいう。以下この記載要領において同じ。）の前10年内事業年度（同項に規定する前10年内事業年度をいう。）に係る控除未済還付法人税額（同項に規定する控除未済還付法人税額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は各連結事業年度の控除対象個別帰属還付税額とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載すること。

4 法第53条第16項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等の前10年内連結事業年度（同項に規定する前10年内連結事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属還付税額（同項に規定する控除未済個別帰属還付税額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各連結事業年度の控除対象還付税額又は各事業年度の控除対象還付法人税額とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載すること。

第6号様式別表4(1) (田嶺日本工業規格△4) (第11条・第十條の1記述)

[業者 錄]

第6号様式別表4の3記載要領

この明細書は、特別区に事務所、事業所又は寮等を有する法人が東京都に提出する第6号様式又は第6号の3様式の申告書に添付すること。

第6号様式別表4(1) (田嶺日本工業規格△4・ヤムト社) (第十條の1記述)

[業者 錄]

第6号様式別表5記載要領
[1～3 略]

4 「所得金額（法人税の明細書（別表4）の(34)）又は個別所得金額（法人税の明細書（別

9年以内に開始した事業年度（同法第80条第5項又は第144条の13第11項に規定する中間期間を含む。）において生じた内国法人の控除対象還付法人税額（法第53条第12項第1号に規定する内国法人の控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額（同項第2号に規定する外國法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額（同項第3号に規定する外國法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）及び当該事業年度又は連結事業年度開始の日前9年内に開始した連結事業年度（同法第81条の31第5項に規定する中間期間を含む。）において生じた控除対象個別帰属還付税額（法第53条第15項に規定する控除対象個別帰属還付税額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同条第12項又は第15項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式の申告書に添付すること。

[2 同左]

3 法第53条第13項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等（同項に規定する被合併法人等をいう。以下この記載要領において同じ。）の前9年内事業年度（同項に規定する前9年内事業年度をいう。）に係る控除未済還付法人税額（同項に規定する控除未済還付法人税額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は各連結事業年度の控除対象個別帰属還付税額とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載すること。

4 法第53条第16項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等の前9年内連結事業年度（同項に規定する前9年内連結事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属還付税額（同項に規定する控除未済個別帰属還付税額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各連結事業年度の控除対象還付税額又は各事業年度の控除対象還付法人税額とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載すること。

第6号様式別表4(1) (田嶺日本工業規格△4) (第11条・第十條の1記述)

[業者 錄]

第6号様式別表4の3記載要領

この明細書は、特別区に事務所、事業所又は寮等を有する法人が東京都に提出する第6号様式又は第7号様式の申告書に添付すること。

第6号様式別表4(1) (田嶺日本工業規格△4・ヤムト社) (第十條の1記述)

[業者 錄]

第6号様式別表5記載要領
[1～3 同左]

4 「所得金額（法人税の明細書（別表4）の(33)）又は個別所得金額（法人税の明細書（別

表4の2付表)の(42)①の欄は、法人税法第81条の9第4項の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書(別表4の2付表)の「仮計(42)」の欄の金額に、同明細書の「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額(7)」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

〔5～7 略〕

第6号様式別表5の11(第六項)(田嶺日本工業規格△4・ローブ坦)(第6号附註送)

〔[添付] 第6号様式別表5の11(第六項)(田嶺日本工業規格△4・ローブ坦)(第6号附註送)〔添付〕監〕

第6号様式別表5の2記載要領

〔1・2 略〕

3 「単年度損益⑤」の欄の記載に当たっては、次によること。

(1) 法第72条の18の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の13の規定による読み替え後の法人税法第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第6号様式⑩」とあるのは「(第6号様式⑩－別表10⑨)」と、「別表5⑩」とあるのは「(別表5⑩－別表10⑨)」と読み替えて計算した金額を記載すること。

(2) 法人税法第59条第2項(同項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。)の規定の適用を受けようと/orする法人にあっては、同欄中「第6号様式⑩」とあるのは「(第6号様式⑩－別表10⑩)」と、「別表5⑩」とあるのは「(別表5⑩－別表10⑩)」と読み替えて計算したこと。

(3) 法人税法第59条第2項(同項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。)の規定の適用を受けようと/orする法人にあっては、同欄中「第6号様式⑩」とあるのは「(第6号様式⑩－別表11⑩)」と、「別表5⑩」とあるのは「(別表5⑩－別表11⑩)」と読み替えて計算した金額を記載すること。

(4) 法人税法第59条第3項の規定の適用を受けようと/orする法人にあっては、同欄中「第6号様式⑩」とあるのは「(第6号様式⑩－別表11⑩)」と、「別表5⑩」とあるのは「(別表5⑩－別表11⑩)」と読み替えて計算した金額を記載すること。

(5) 租税特別措置法第59条の2又は第68条の62の2の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書(別表4)の(32)又は法人税の明細書(別表4の2付表)の(41)の欄において損金算入額(減算した金額)がある場合は当該額を加算し、加算した金額(益金算入額)がある場合は当該額を減算した金額を記載すること。

〔6・7 略〕

〔4 略〕

第6号様式別表5の11(第六項)(田嶺日本工業規格△4・ローブ坦)(第6号附註送)

〔[添付] 第6号様式別表5の11(第六項)(田嶺日本工業規格△4・ローブ坦)(第6号附註送)〔添付〕監〕

〔[添付] 第6号様式別表5の11(第六項)(田嶺日本工業規格△4・ローブ坦)(第6号附註送)〔添付〕監〕

表4の2付表)の(41)①の欄は、法人税法第81条の9第4項の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書(別表4の2付表)の「仮計(41)」の欄の金額に、同明細書の「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額(7)」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

〔5～7 同左〕

第6号様式別表5の11(第六項)(田嶺日本工業規格△4・ローブ坦)(第6号附註送)

〔[添付] 第6号様式別表5の11(第六項)(田嶺日本工業規格△4・ローブ坦)(第6号附註送)〔添付〕監〕

第6号様式別表5の2記載要領

〔1・2 同左〕

3 「単年度損益⑤」の欄の記載に当たっては、次によること。

(1) 法第72条の18の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の13の規定による読み替え後の法人税法第59条第1項の規定の適用を受けようと/orする法人にあっては、同欄中「第6号様式⑩」とあるのは「(第6号様式⑩－別表10⑨)」と、「別表5⑩」とあるのは「(別表5⑩－別表10⑨)」と読み替えて計算した金額を記載すること。

(2) 法人税法第59条第2項(同項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。)の規定の適用を受けようと/orする法人にあっては、同欄中「第6号様式⑩」とあるのは「(第6号様式⑩－別表10⑩)」と、「別表5⑩」とあるのは「(別表5⑩－別表10⑩)」と読み替えて計算した金額を記載すること。

(3) 法人税法第59条第2項(同項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。)の規定の適用を受けようと/orする法人にあっては、同欄中「第6号様式⑩」とあるのは「(第6号様式⑩－別表11⑩)」と、「別表5⑩」とあるのは「(別表5⑩－別表11⑩)」と読み替えて計算した金額を記載すること。

(4) 法人税法第59条第3項の規定の適用を受けようと/orする法人にあっては、同欄中「第6号様式⑩」とあるのは「(第6号様式⑩－別表11⑩)」と、「別表5⑩」とあるのは「(別表5⑩－別表11⑩)」と読み替えて計算した金額を記載すること。

(5) 租税特別措置法第59条の2又は第68条の62の2の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書(別表4)の(32)又は法人税の明細書(別表4の2付表)の(41)の欄において損金算入額(減算した金額)がある場合は当該額を加算し、加算した金額(益金算入額)がある場合は当該額を減算した金額を記載すること。

〔6・7 同左〕

〔4 同左〕

第6号様式別表5の11(第六項)(田嶺日本工業規格△4・ローブ坦)(第6号附註送)

〔[添付] 第6号様式別表5の11(第六項)(田嶺日本工業規格△4・ローブ坦)(第6号附註送)〔添付〕監〕

〔[添付] 第6号様式別表5の11(第六項)(田嶺日本工業規格△4・ローブ坦)(第6号附註送)〔添付〕監〕

〔[添付] 第6号様式別表5の11(第六項)(田嶺日本工業規格△4・ローブ坦)(第6号附註送)〔添付〕監〕

〔[第6号様式別表5の3記載要領 同左〕

〔塗記 塗〕

第6号様式別表5の6記載要領

- 1 この明細書は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が、地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第1条の規定による改正前の法（以下この記載要領において「平成30年旧法」という。）附則第9条第13項から第18項までの規定による控除を受ける場合に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。
- 2 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第145号）第1条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この記載要領において「平成30年旧措置法施行令」という。）第27条の12の5第11項第1号に掲げる場合に該当する場合（同項第4号に掲げる場合を除く。）又は平成30年旧措置法施行令第39条の47第11項第1号に掲げる場合に該当する場合（同項第4号に掲げる場合に該当する場合を除く。）には、「基準雇用者給与等支給額の計算」の各欄は記載を要せず、「基準雇用者給与等支給額②」の欄には使用者給与等支給額の計算の各欄は記載を要せず、「基準雇用者給与等支給額②」の欄には「1」と記載すること。

- 3 「基準雇用者給与等支給額③」の欄は、次に掲げる場合には、同欄中「(1)×(2)」とあるのは「 $(1) \times (2) \times \frac{7}{10}$ 」として計算した金額を記載すること。
- (1) 所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の12の5第2項第4号に掲げる場合に該当する場合（平成30年旧措置法施行令第27条の12の5第11項各号に掲げる場合に該当する場合を除く。）又は同法第68条の15の6第2項第4号に掲げる場合に該当する場合（平成30年旧措置法施行令第39条の47第11項各号に掲げる場合に該当する場合を除く。）
- (2) 平成30年旧措置法施行令第27条の12の5第11項第2号に掲げる場合に該当する場合（同項第4号に掲げる場合に該当する場合を除く。）又は平成30年旧措置法施行令第39条の47第11項第2号に掲げる場合に該当する場合（同項第4号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

- 4 連結申告法人（法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）においては、平成30年旧措置法施行令第39条の47第14項に規定する継続雇用者給与等支給額が零である場合には、「平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額②」の「適用年度①」の欄には「1」と記載し、同条第17項に規定する継続雇用者比較給与等支給額が零である場合には、「平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額②」の「前事業年度又は前連結事業年度①」の欄には「0」と記載すること。
- また、連結申告法人以外の法人においては、平成30年旧措置法施行令第27条の12の5第14項に規定する継続雇用者給与等支給額が零である場合には、「継続雇用者給与等支給額②」の「適用年度①」及び「月別支給対象者の合計数②」の「適用年度①」の各欄には「1」と記載し、同条第16項に規定する継続雇用者比較給与等支給額が零である場合には、「月別支給対象者の合計数②」の「前事業年度又は前連結事業年度①」の欄には「1」と記載すること。

〔塗記 塗〕

第6号様式別表5の6記載要領

- 1 この明細書は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が、法附則第9条第13項から第18項までの規定による控除を受ける場合に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

- 2 租税特別措置法施行令第27条の12の5第11項第1号に掲げる場合に該当する場合（同項第4号に掲げる場合に該当する場合を除く。）又は第39条の47第11項第1号に掲げる場合に該当する場合（同項第4号に掲げる場合に該当する場合を除く。）には、「基準雇用者給与等支給額の計算」の各欄は記載を要せず、「基準雇用者給与等支給額②」の欄には、「1」と記載すること。

- 3 「基準雇用者給与等支給額③」の欄は、次に掲げる場合には、同欄中「(1)×(2)」とあるのは「 $(1) \times (2) \times \frac{7}{10}$ 」として計算した金額を記載すること。
- (1) 租税特別措置法第42条の12の5第2項第4号に掲げる場合に該当する場合（租税特別措置法施行令第27条の12の5第11項各号に掲げる場合に該当する場合を除く。）又は同法第68条の15の6第2項第4号に掲げる場合に該当する場合（同法第39条の47第11項各号に掲げる場合に該当する場合を除く。）
- (2) 租税特別措置法施行令第27条の12の5第11項第2号に掲げる場合に該当する場合（同項第4号に掲げる場合に該当する場合を除く。）又は同法第39条の47第11項第2号に掲げる場合に該当する場合（同項第4号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

- 4 連結申告法人（法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）においては、平成30年旧措置法施行令第39条の47第14項に規定する継続雇用者給与等支給額が零である場合には、「平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額②」の「適用年度①」の欄には「1」と記載し、同条第17項に規定する継続雇用者比較給与等支給額が零である場合には、「平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額②」の「前事業年度又は前連結事業年度①」の欄には「0」と記載すること。
- また、連結申告法人以外の法人においては、租税特別措置法施行令第27条の12の5第14項に規定する継続雇用者給与等支給額が零である場合には、「継続雇用者給与等支給額②」の「適用年度①」及び「月別支給対象者の合計数②」の「適用年度①」の各欄には「1」と記載し、同条第16項に規定する継続雇用者比較給与等支給額が零である場合には、「月別支給対象者の合計数②」の「前事業年度又は前連結事業年度①」の欄には「1」と記載すること。

。

5 「①のうち所得等課税事業に係る額②」の欄は、「雇用者給与等支給額①」のうち平成30年法附則第9条第17項に規定する事業税を課されない事業又は法第72条の2第1項第2号に掲げる事業に掲げる事業（以下この記載要領において「非課税事業等」という。）以外の事業に係る額を記載すること。

6 次に掲げる場合には、「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数③」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち所得等課税事業（法第72条の2第1項第1号に掲げる事業をい。以下この記載要領において同じ。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数③」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数③」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち法附則第9条第17項に規定する事業税を課されない事業又は法第72条の2第1項第2号に掲げる事業（以下この記載要領において「非課税事業等」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。）とを合計した数を記載すること。

〔(1)～(3) 略〕

第六号様式別表9〔(1)～(3) 略〕（甲紙日本工業規格△4）（標印捺認述）

〔様式 別紙十九 増入〕

第六号様式別表9の7（甲紙日本工業規格△4）（第五条附述）

〔様式 別紙〔十一〕 増入〕

〔第六号様式別表5の7 記載要領 略〕

第六号様式別表9（甲紙日本工業規格△4）（第五条附述）

〔様式 別紙〔十二〕 増入〕

〔第六号様式別表6 記載要領 略〕

第六号様式別表9（甲紙日本工業規格△4）（第五条附述）

〔様式 别紙〔十三〕 増入〕

第六号様式別表9 記載要領

1 この明細書は、欠損金額若しくは個別欠損金額について法第72条の23第1項若しくは第4項の規定においてその例によるものとされる法人税法第57条第1項若しくは所得稅法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）第2条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成27年法人税法」という。）第57条第1項若しくは政令第21条第1項若しくは地方稅法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第161号）第1条の規定による改正前の政令（以下この記載要領において「平成27年政令」という。）第21条第1項の規定の適用を受けようとする法人又は欠損金額若しくは個別欠損金額について法第72条の23第1項若しくは第4項の規定においてその例によるものとされる法人税法第58条第1項若しくは政令第21条第1項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式の申告書に添付すること。

。

5 「①のうち所得等課税事業に係る額②」の欄は、「雇用者給与等支給額①」のうち法附則第9条第17項に規定する事業税を課されない事業又は法第72条の2第1項第2号に掲げる事業以外の事業に係る額を記載すること。

6 次に掲げる場合には、「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数③」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち所得等課税事業（法第72条の2第1項第1号に掲げる事業をい。以下この記載要領において同じ。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数③」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち法附則第9条第17項に規定する事業税を課されない事業又は法第72条の2第1項第2号に掲げる事業（以下この記載要領において「非課税事業等」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。）とを合計した数を記載すること。

〔(1)～(3) 同左〕

〔新設〕

第六号様式別表9〔(1)～(3) 同左〕

〔様式 别紙〔十一〕 増入〕

〔第六号様式別表5の7 記載要領 同左〕

第六号様式別表9（甲紙日本工業規格△4）（第五条附述）

〔様式 别紙〔十二〕 増入〕

〔第六号様式別表6 記載要領 同左〕

第六号様式別表9（甲紙日本工業規格△4）（第五条附述）

〔様式 别紙〔十三〕 增入〕

第六号様式別表9 記載要領

1 この明細書は、欠損金額若しくは個別欠損金額について法第72条の23第1項若しくは第4項の規定においてその例によるものとされる法人税法第57条第1項若しくは政令第21条第1項の規定においてその例によるものとされる法人税法第58条第1項若しくは政令第21条第1項の規定の適用を受けようとする法人又は欠損金額若しくは個別欠損金額について法第72条の23第1項若しくは第4項の規定においてその例によるものとされる法人税法第58条第1項若しくは政令第21条第1項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式の申告書に添付すること。

法人税法第58条第1項若しくは政令第21条第1項若しくは平成27年旧政令第21条第1項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式の申告書に添付すること。

[2 略]

3 「控除前所得金額①」の欄は、第6号様式別表5を提出する法人にあっては、同欄中「第6号様式⑥」とあるのは「別表5②」と読み替えて計算した金額を記載すること。
4 「所得金額控除限度額②」の欄は、平成30年4月1日以後に開始する事業年度で中小法人等事業年度（法人税法第57条第11項各号又は第58条第6項各号に掲げる法人の同法第57条第11項各号又は第58条第6項各号に定める各事業年度及び次に掲げる法人の各事業年度をいう。以下の記載要領において同じ。）に該当しない事業年度にあっては、「、55又は100」を抹消し、且前に開始した事業年度で中小法人等事業年度に該当する事業年度にあっては「50、」及び「又は100」を抹消し、中小法人等事業年度に該当する事業年度にあっては「50、55又は」を抹消すること。

[1)～(4) 略]

[5 略]

第六号様式別表10（用紙日本工業規格A4）（第五条関係）

〔様式 別紙〔十七 挿入〕〕

〔第6号様式別表10記載要領 略〕

第六号様式別表11（用紙日本工業規格A4）（第五条関係）

〔様式 別紙〔十九 挿入〕〕

〔第6号様式別表11記載要領 略〕

第六号様式別表12（用紙日本工業規格A4）（第五条関係）

〔様式 別紙〔二十 挿入〕〕

〔第6号様式別表12記載要領 略〕

第六号様式別表13（用紙日本工業規格A4）（第五条関係）

〔様式 別紙〔二十一 挿入〕〕

〔第6号様式別表13の2記載要領 略〕

第六号様式別表13の2（用紙日本工業規格A4）（第五条関係）

〔様式 别紙〔二十二 挿入〕〕

〔第6号様式別表13の2記載要領 略〕

第六号様式別表13の3（用紙日本工業規格A4）（第五条関係）

〔様式 别紙〔二十三 挿入〕〕

〔第6号様式別表13の3記載要領 略〕

第六号様式別表13の3（用紙日本工業規格A4・草色）（第三条・第五条・第十条の1関係）
〔様式 别紙〔二十七 挿入〕〕

第六号様式別表13の3（用紙日本工業規格A4・草色）（第三条・第五条・第十条の1関係）
〔様式 别紙〔二十八 挿入〕〕

第六号様式別表13の3（用紙日本工業規格A4・草色）（第三条・第五条・第十条の1関係）
〔様式 别紙〔二十九 挿入〕〕

[2 同左]

3 「控除前所得金額①」の欄は、第6号様式別表5を提出する法人にあっては、同欄中「第6号様式⑥」とあるのは「別表5②」と読み替えて計算した金額を記載すること。
4 「所得金額控除限度額②」の欄は、平成30年4月1日以後に開始する事業年度で中小法人等事業年度（法人税法第57条第11項各号又は第58条第6項各号に掲げる法人の同法第57条第11項各号又は第58条第6項各号に定める各事業年度及び次に掲げる法人の各事業年度をいう。以下の記載要領において同じ。）に該当しない事業年度にあっては、「、55又は100」を抹消し、且前に開始した事業年度で中小法人等事業年度に該当する事業年度にあっては「50、55又は」及び「又は100」を抹消し、中小法人等事業年度に該当する事業年度にあっては「50、55、」及び「又は100」を抹消し、中小法人等事業年度に該当する事業年度にあっては「50、55、60又は」を抹消すること。

[1)～(4) 同左]

[5 同左]

第六号様式別表10（用紙日本工業規格A4）（第五条関係）

〔様式 别紙〔二十二 挿入〕〕

〔第6号様式別表10記載要領 同左〕

第六号様式別表11（用紙日本工業規格A4）（第五条関係）

〔様式 别紙〔二十三 挿入〕〕

〔第6号様式別表11記載要領 同左〕

第六号様式別表12（用紙日本工業規格A4）（第五条関係）

〔様式 别紙〔二十四 挿入〕〕

〔第6号様式別表12記載要領 同左〕

第六号様式別表13（用紙日本工業規格A4）（第五条関係）

〔様式 别紙〔二十五 挿入〕〕

〔第6号様式別表13の2記載要領 同左〕

第六号様式別表13の2（用紙日本工業規格A4）（第五条関係）

〔様式 别紙〔二十六 挿入〕〕

〔第6号様式別表13の2記載要領 同左〕

第六号様式別表13の3（用紙日本工業規格A4）（第五条関係）

〔様式 别紙〔二十七 挿入〕〕

〔第6号様式別表13の3記載要領 同左〕

第六号様式別表13の3（用紙日本工業規格A4・草色）（第三条・第五条・第十条の1関係）
〔様式 别紙〔二十八 挿入〕〕

第六号様式別表13の3（用紙日本工業規格A4・草色）（第三条・第五条・第十条の1関係）
〔様式 别紙〔二十九 挿入〕〕

第六号様式別表13の3（用紙日本工業規格A4・草色）（第三条・第五条・第十条の1関係）
〔様式 别紙〔三十 挿入〕〕

[2 略]

3 「控除前所得金額①」の欄は、第6号様式別表5を提出する法人にあっては、同欄中「第6号様式⑥」とあるのは「別表5②」と読み替えて計算した金額を記載すること。
4 「所得金額控除限度額②」の欄は、平成30年4月1日以後に開始する事業年度で中小法人等事業年度（法人税法第57条第11項各号又は第58条第6項各号に掲げる法人の同法第57条第11項各号又は第58条第6項各号に定める各事業年度及び次に掲げる法人の各事業年度をいう。以下の記載要領において同じ。）に該当しない事業年度にあっては、「、55又は100」を抹消し、且前に開始した事業年度で中小法人等事業年度に該当する事業年度にあっては「50、55又は」及び「又は100」を抹消し、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度で中小法人等事業年度に該当しない事業年度にあっては「50、」及び「、60又は100」を抹消し、平成29年4月1日前に開始した事業年度で中小法人等事業年度に該当しない事業年度にあっては「50、55、」及び「又は100」を抹消し、中小法人等事業年度に該当する事業年度にあっては「50、55、60又は」を抹消すること。

[1)～(4) 略]

[5 略]

第六号様式別表10（用紙日本工業規格A4）（第五条関係）

〔様式 别紙〔二十二 挿入〕〕

〔第6号様式別表10記載要領 略〕

第六号様式別表11（用紙日本工業規格A4）（第五条関係）

〔様式 别紙〔二十三 挿入〕〕

〔第6号様式別表11記載要領 略〕

第六号様式別表12（用紙日本工業規格A4）（第五条関係）

〔様式 别紙〔二十四 挿入〕〕

〔第6号様式別表12記載要領 略〕

第六号様式別表13（用紙日本工業規格A4）（第五条関係）

〔様式 别紙〔二十五 挿入〕〕

〔第6号様式別表13の2記載要領 略〕

第六号様式別表13の2（用紙日本工業規格A4）（第五条関係）

〔様式 别紙〔二十六 挿入〕〕

〔第6号様式別表13の2記載要領 略〕

第六号様式別表13の3（用紙日本工業規格A4）（第五条関係）

〔様式 别紙〔二十七 挿入〕〕

〔第6号様式別表13の3記載要領 略〕

第六号様式別表13の3（用紙日本工業規格A4・草色）（第三条・第五条・第十条の1関係）
〔様式 别紙〔二十八 挿入〕〕

第六号様式別表13の3（用紙日本工業規格A4・草色）（第三条・第五条・第十条の1関係）
〔様式 别紙〔二十九 挿入〕〕

第六号様式別表13の3（用紙日本工業規格A4・草色）（第三条・第五条・第十条の1関係）
〔様式 别紙〔三十 挿入〕〕

第6号の3様式記載要領

〔1～9 略〕

〔兼用様式（用紙日本）業規格△4）（兼用紙1条・兼用紙10条の1記述）

〔兼用紙10条（用紙日本）業規格△4）（兼用紙1条・兼用紙10条の1記述）

〔兼用紙10条（用紙日本）業規格△4）（兼用紙1条・兼用紙10条の1記述）

〔兼用紙10条（用紙日本）業規格△4）（兼用紙1条・兼用紙10条の1記述）

〔兼用紙10条（用紙日本）業規格△4）（兼用紙1条・兼用紙10条の1記述）

〔兼用紙10条（用紙日本）業規格△4）（兼用紙1条・兼用紙10条の1記述）

〔兼用紙10条（用紙日本）業規格△4）（兼用紙1条・兼用紙10条の1記述）

〔兼用紙10条（用紙日本）業規格△4）（兼用紙1条・兼用紙10条の1記述）

〔第7号の2様式記載要領

1

この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法第53条第26項及び法第321条の

8第26項の規定により法人税割額から控除しようとする場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第6号様式の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合は（その2）により、それ以外の場合は（その1）によること。なお、（その2）は（その1）に代えて使用して差し支えないものであること。

〔2 略〕

3 (その1) の記載に当たっては、次によること。

〔(1)～(3) 略〕

4 (その2) の記載に当たっては、次によること。

〔(1)～(4) 略〕

(5) 「各都道府県ごとに算定した法人税割額⑦」の欄は、第6号様式の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額及び「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額⑨」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

〔その2〕の記載に当たっては、次によること。

〔(1)～(4) 略〕

(6) 「各市町村ごとに算定した法人税割額②」の欄は、第20号様式の「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の「税額」の欄の金額又は「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の「税額」の欄の金額から「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」の欄の金額及び「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額⑧」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

〔その2〕の記載に当たっては、次によること。

〔(1)～(4) 略〕

〔(5) 略〕

〔(6) 略〕

〔(7) 略〕

第7号様式記載要領

〔1～9 同左〕

〔兼認〕

〔兼用様式（用紙日本）業規格△4）（兼用紙1条・兼用紙10条の1記述）

〔兼用紙10条（用紙日本）業規格△4）（兼用紙1条・兼用紙10条の1記述）

〔兼用紙10条（用紙日本）業規格△4）（兼用紙1条・兼用紙10条の1記述）

〔兼用紙10条（用紙日本）業規格△4）（兼用紙1条・兼用紙10条の1記述）

〔兼用紙10条（用紙日本）業規格△4）（兼用紙1条・兼用紙10条の1記述）

〔兼用紙10条（用紙日本）業規格△4）（兼用紙1条・兼用紙10条の1記述）

〔兼用紙10条（用紙日本）業規格△4）（兼用紙1条・兼用紙10条の1記述）

1 この明細書は、外国において課された外図の法人税等の額を法第53条第24項及び法第321条の8第24項の規定により法人税割額から控除しようとする場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第6号様式の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合は（その2）により、それ以外の場合は（その1）によること。なお、（その2）は（その1）に代えて使用して差し支えないものであること。

〔2 同左〕

3 (その1) の記載に当たっては、次によること。

〔(1)～(3) 同左〕

(4) 「各都道府県ごとに算定した法人税割額⑦」の欄は、第6号様式の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

〔(2)～(4) 同左〕

4 (その2) の記載に当たっては、次によること。

〔(1)～(4) 同左〕

(5) 「各都道府県ごとに算定した法人税割額⑩」の欄は、第6号様式の「法人税割額⑩」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑪」の欄の金額を記載すること。

〔(6)～(8) 同左〕

(6) 「各市町村ごとに算定した法人税割額②」の欄は、第20号様式の「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の「税額」の欄の金額又は「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の「税額」の欄の金額から「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」の欄の金額を記載すること。

〔(7)～(9) 同左〕

〔(10) 略〕

〔(11) 略〕

〔(12) 略〕

第7号の3様式記載要領

〔1～9 略〕

〔兼用様式（用紙日本）業規格△4）（兼用紙1条・兼用紙10条の1記述）

〔兼用紙10条（用紙日本）業規格△4）（兼用紙1条・兼用紙10条の1記述）

〔兼用紙10条（用紙日本）業規格△4）（兼用紙1条・兼用紙10条の1記述）

〔兼用紙10条（用紙日本）業規格△4）（兼用紙1条・兼用紙10条の1記述）

〔兼用紙10条（用紙日本）業規格△4）（兼用紙1条・兼用紙10条の1記述）

〔兼用紙10条（用紙日本）業規格△4）（兼用紙1条・兼用紙10条の1記述）

〔兼用紙10条（用紙日本）業規格△4）（兼用紙1条・兼用紙10条の1記述）

〔兼用紙10条（用紙日本）業規格△4）（兼用紙1条・兼用紙10条の1記述）

1 この明細書は、外国において課された外図の法人税等の額を法第53条第24項及び法第321条の8第24項の規定により法人税割額から控除しようとする場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第6号様式の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合は（その2）により、それ以外の場合は（その1）によること。なお、（その2）は（その1）に代えて使用して差し支えないものであること。

〔2 同左〕

3 (その1) の記載に当たっては、次によること。

〔(1)～(3) 同左〕

(4) 「各都道府県ごとに算定した法人税割額⑦」の欄は、第6号様式の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額を記載すること。

〔(2)～(4) 同左〕

(5) 「各都道府県ごとに算定した法人税割額⑩」の欄は、第6号様式の「法人税割額⑩」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑪」の欄の金額を記載すること。

〔(6)～(8) 同左〕

(6) 「各市町村ごとに算定した法人税割額②」の欄は、第20号様式の「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の「税額」の欄の金額又は「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の「税額」の欄の金額から「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」の欄の金額を記載すること。

〔(7)～(9) 同左〕

〔(10) 略〕

〔(11) 略〕

〔(12) 略〕

兼十叶選好（やひのへ）（田嶺日本工業株式会社）

〔選好
益〕

第10号様式記載要領

1 この明細書は、2以上の道府県に事務所若しくは事業所を有する法人又は東京都の特別区及び市町村に事務所若しくは事業所を有する法人が、第6号様式、第6号の2様式又は第6号の3様式（法第72条の48第2項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限る。）の申告書を提出する場合に、その申告書に添付して1通を提出すること。ただし、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の責任者が主として務務する恒久的施設、所在地の道府県知事に対しては、写し1通を添付すること。

2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式、第6号の2様式又は第6号の3様式の申告書に添付する場合には、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

〔3～9 略〕

〔[選好 田嶺日本工業 検入] 〔[選好 田嶺日本工業 検入] 〔[選好 田嶺日本工業 検入] 〔[選好 田嶺日本工業 検入]

〔[選好 田嶺日本工業 検入] 〔[選好 田嶺日本工業 検入] 〔[選好 田嶺日本工業 検入] 〔[選好 田嶺日本工業 検入]

第20号様式記載要領

〔1～8 略〕

9 市町村内に恒久的施設を有する外国法人にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から、「仮装経理に基づく法人税割額の控除額⑩」の欄までは記載しないこととし、「差引法人税割額⑪」の欄に第20号様式別表1の2の「計⑩」の欄の金額を記載すること。

〔10 略〕

11 「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の「課税標準」の欄は、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の欄の金額を「当該法人の全従業者数②」の欄の数値で除して得た額（この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のうち「当該法人の全従業者数②」の欄の数値のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てる。）に、「当該市町村分の従業者数③」の欄の数値を乗じて得た額を記載すること。

12 「[19のうち見込納付額⑩]」の欄は、法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8）において適用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額又は同法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書の提出期限が延長されている法人（当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。）（同法第2条第16号に規定する連結申告法人に限る。）を含む。）が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

兼十叶選好（やひのへ）（田嶺日本工業株式会社）

〔選好 回二〕

第10号様式記載要領

1 この明細書は、2以上の道府県に事務所若しくは事業所を有する法人又は東京都の特別区及び市町村に事務所若しくは事業所を有する法人が、第6号様式、第6号の2様式又は第7号様式（法第72条の48第2項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限る。）の申告書を提出する場合に、その申告書に添付して1通を提出すること。ただし、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の責任者が主として務務する恒久的施設、所在地の道府県知事に対しては、写し1通を添付すること。

2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式、第6号の2様式又は第7号様式の申告書に添付する場合には、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

〔3～9 同左〕

〔[選好 田嶺日本工業 検入] 〔[選好 田嶺日本工業 検入] 〔[選好 田嶺日本工業 検入] 〔[選好 田嶺日本工業 検入]

〔[選好 田嶺日本工業 検入] 〔[選好 田嶺日本工業 検入] 〔[選好 田嶺日本工業 検入] 〔[選好 田嶺日本工業 検入]

第20号様式記載要領

〔1～8 同左〕

9 市町村内に恒久的施設を有する外国法人にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から、「仮装経理に基づく法人税割額の控除額⑨」の欄までは記載しないこととし、「差引法人税割額⑪」の欄に第20号様式別表1の2の「計⑩」の欄の金額を記載すること。

〔10 同左〕

11 「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の「課税標準」の欄は、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の欄の金額を「当該法人の全従業者数②」の欄の数値で除して得た額（この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のうち「当該法人の全従業者数②」の欄の数値のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てる。）に、「当該市町村分の従業者数③」の欄の数値を乗じて得た額を記載すること。

12 「[18のうち見込納付額⑨]」の欄は、法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8）において適用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額又は同法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書の提出期限が延長されている法人（当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。）（同法第2条第16号に規定する連結申告法人に限る。）を含む。）が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

[株]十叶螺旋(本部)(田舎口本部)業界協同組合 (株)十叶螺旋

〔選定 定義用語〕
第20号様式別表2記載要領

1 この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額（法第321条の8第5項に規定する連結適用前欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）又は連結適用前災害損失欠損金額（同項に規定する連結適用前災害損失欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。また、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度（法人税法第15条の2第1項に規定する最初連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）においては同法第81条の9第2項の規定の適用がないことを証する書類も併せて添付すること。

2 「控除対象個別帰属調整額②」の欄は、「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額①」の欄に記載した金額に、最初連結事業年度の終了の日（2以上の最初連結事業年度の終了の日がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度の終了の日）における法第321条の8第6項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第68条の100第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）との間に連結完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結子法人（法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）においては100分の23.2（当該最初連結事業年度（2以上の最初連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）における法第321条の8第6項各号に記載した金額に、最初連結事業年度の終了の日（2以上の最初連結事業年度の終了の日がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度の終了の日）における法第321条の8第6項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第68条の100第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）との間に連結完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結子法人（法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）においては100分の23.4（当該最初連結事業年度（2以上の最初連結事業年度がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結子法人（法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）においては100分の23.4（当該最初連結事業年度（2以上の最初連結事業年度が平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始したものである場合は100分の25.5として、当該最初連結事業年度後最初の最初連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）が平成24年4月1日前に開始したものである場合は100分の30とし、当該最初連結事業年度が平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始したものである場合は100分の25.5として、当該最初連結事業年度後最初の最初連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）が平成24年4月1日前に開始したものである場合は100分の30とし、当該最初連結事業年度が平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始したものである場合は100分の25.5として、当該最初連結事業年度が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始したものである場合は100分の23.9とする。）を、法第321条の8第6項31日までの間に開始したものである場合は100分の23.4とする。）を、法第321条の8第6項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第68条の100第1項の承認を受けている同項に規定する協同組合等との間に連結完全支配関係がある連結子法人に限る。）又は法第321条の8第6項第2号に規定する協同組合等との間に連結完全支配関係がある連結子法人にあっては100分の20（当該最初連結事業年度（2以上の最初連結事業年度がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度）が平成24年4月1日前に開始したものである場合は、100分の23）を乗じて計算した金額を記載すること。

3 法第321条の8第7項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等（同項に規定する被合併法人等をいう。）の前10年内事業年度（同項に規定する前10年内事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属調整額（同項に規定する控除未済個別帰属

[株]十叶螺旋(本部)(田舎口本部)業界協同組合 (株)十叶螺旋

〔選定 定義用語〕
第20号様式別表2記載要領

1 この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額（法第321条の8第5項に規定する連結適用前欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）又は連結適用前災害損失欠損金額（同項に規定する連結適用前災害損失欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。また、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度（法人税法第15条の2第1項に規定する最初連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）においては同法第81条の9第2項の規定の適用がないことを証する書類も併せて添付すること。

2 「控除対象個別帰属調整額②」の欄は、「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額①」の欄に記載した金額に、最初連結事業年度の終了の日（2以上の最初連結事業年度の終了の日がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度の終了の日）における法第321条の8第6項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第68条の100第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）との間に連結完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結子法人（法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）においては100分の23.2（当該最初連結事業年度（2以上の最初連結事業年度が平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始したものである場合は100分の25.5として、当該最初連結事業年度後最初の最初連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）が平成24年4月1日前に開始したものである場合は100分の30とし、当該最初連結事業年度が平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始したものである場合は100分の25.5として、当該最初連結事業年度が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始したものである場合は100分の23.9とする。）を、法第321条の8第6項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第68条の100第1項の承認を受けている同項に規定する協同組合等との間に連結完全支配関係がある連結子法人に限る。）又は法第321条の8第6項第2号に規定する協同組合等との間に連結完全支配関係がある連結子法人にあっては100分の20（当該最初連結事業年度（2以上の最初連結事業年度がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度）が平成24年4月1日前に開始したものである場合は、100分の23）を乗じて計算した金額を記載すること。

3 法第321条の8第7項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等（同項に規定する被合併法人等をいう。）の前9年内事業年度（同項に規定する前9年内事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属調整額（同項に規定する控除未済個別帰属

調整額をいう。)と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象個別帰属調整額（同条第6項に規定する控除対象個別帰属調整額をいう。）とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載すること。

【第20号 業務用紙(税込) (印鑑用紙)】

第20号様式別表2の2記載要領

- この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属税額（法第321条の8第9項に規定する控除対象個別帰属税額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。
- 法第321条の8第10項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等（同項に規定する被合併法人等をいう。）の前10年内連結事業年度（同項に規定する前10年内連結事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属税額（同項に規定する控除未済個別帰属税額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各連結事業年度の控除対象個別帰属税額とに区分して、それぞれ各連結事業年度又は各事業年度ごとに記載すること。
【第20号 業務用紙(税込) (印鑑用紙)】

第20号様式別表2の3記載要領

- この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度（法人税法第80条第5項又は第144条の13第11項に規定する中間期間を含む。）又は当該連結事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度（同法第80条第5項又は第144条の13第11項に規定する中間期間を含む。）において生じた内国法人の控除対象還付法人税額（法第321条の8第12項第1号に規定する内国法人の控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）、外國法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額（同項第2号に規定する外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）、外國法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額（同項第3号に規定する外國法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）及び当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度（同法第81条の31第5項に規定する中間期間を含む。）において生じた控除対象個別帰属還付税額（法第321条の8第15項に規定する控除対象個別帰属還付税額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度に規定する控除未済還付法人税額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の内国法人の控除対象還付法人税額、外國法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付
- この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前9年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属税額（法第321条の8第9項に規定する控除対象個別帰属税額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。
【第20号 業務用紙(税込) (印鑑用紙)】

第20号様式別表2の3記載要領

- この明細書は、当該事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度（法人税法第80条第5項又は第144条の13第11項に規定する中間期間を含む。）又は当該連結事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度（同法第80条第5項又は第144条の13第11項に規定する中間期間を含む。）において生じた内国法人の控除対象還付法人税額（法第321条の8第12項第1号に規定する内国法人の控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）、外國法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額（同項第2号に規定する外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）、外國法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額（同項第3号に規定する外國法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）及び当該事業年度又は連結事業年度開始の日前9年以内に開始した連結事業年度（同法第81条の31第5項に規定する中間期間を含む。）において生じた控除対象個別帰属還付税額（法第321条の8第15項に規定する控除対象個別帰属還付税額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同条第12項又は第15項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。
【第2 帽】
- 法第321条の8第13項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等（同項に規定する被合併法人等をいう。以下この記載要領において同じ。）の前10年内事業年度（同項に規定する前10年内事業年度をいう。）に係る控除未済還付法人税額（同項に規定する控除未済還付法人税額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度に規定する控除未済還付法人税額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の内国法人の控除対象還付法人税額、外國法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付

調整額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象個別帰属調整額（同条第6項に規定する控除対象個別帰属調整額をいう。）とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載すること。

【第20号 業務用紙(税込) (印鑑用紙)】

第20号様式別表2の3記載要領

- この明細書は、当該事業年度開始の日前9年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属税額（法第321条の8第9項に規定する控除対象個別帰属税額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。
【第20号 業務用紙(税込) (印鑑用紙)】
- 法第321条の8第13項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等（同項に規定する被合併法人等をいう。以下この記載要領において同じ。）の前9年内事業年度（同項に規定する前9年内事業年度をいう。）に係る控除未済還付法人税額（同項に規定する控除未済還付法人税額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の内国法人の控除対象還付法人税額、外國法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付

法人税額、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は各連結事業年度の控除対象個別帰属還付税額とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載すること。

4 法第321条の8第16項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等の前10年内連結事業年度（同項に規定する前10年内連結事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属還付税額（同項に規定する控除未済個別帰属還付税額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各連結事業年度の控除対象個別帰属還付税額又は各事業年度の控除対象還付法人税額とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載すること。

第110項の三様式（銀田用）（田嶺口本工業規格△4・銀色）（第十條謹述）
[様式 宮嶺田十九 捷入]
第110項の三様式（入力用）（田嶺口本工業規格△4・銀色）（第十條謹述）
[様式 宮嶺田十八 捷入]
[第20号の3様式記載要領 略]

第110項の三様式（銀田用）（第十條謹述）

[様式 宮嶺田十九 捷入]

第110項の三様式（田嶺口本工業規格△4）（第十條謹述）

[様式 宮嶺田十八 捷入]

[第20号の3様式記載要領 略]

第110項の三様式（銀田用）（第十條謹述）

[様式 宮嶺田十九 捷入]

第110項の三様式（田嶺口本工業規格△4）（第十條謹述）

[様式 宮嶺田十八 捷入]

[第20号の3様式記載要領 略]

第110項の三様式（銀田用）（第十條謹述）

[様式 宮嶺田十九 捷入]

第110項の三様式（田嶺口本工業規格△4）（第十條謹述）

[様式 宮嶺田十八 捷入]

[第20号の3様式記載要領 略]

第110項の三様式（銀田用）（第十條謹述）

[様式 宮嶺田十九 捷入]

第110項の三様式（田嶺口本工業規格△4）（第十條謹述）

[様式 宮嶺田十八 捷入]

[第20号の3様式記載要領 略]

備考 表中及び表中に挿入された引綫の「」の記載並びに該規定の一重傍線を付した箇所は注記である。

法人税額、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は各連結事業年度の控除対象個別帰属還付税額とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載すること。

4 法第321条の8第16項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等の前9年内連結事業年度（同項に規定する前9年内連結事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属還付税額（同項に規定する控除未済個別帰属還付税額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各連結事業年度の控除対象個別帰属還付税額又は各事業年度の控除対象還付法人税額とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載すること。

第110項の三様式（銀田用）（第十條謹述）
[様式 宮嶺田十九 捷入]
第110項の三様式（入力用）（第十條謹述）
[様式 宮嶺田十八 捷入]
[第20号の3様式記載要領 同左]
[兼説]

第110項の三様式（銀田用）（第十條謹述）

[様式 宮嶺田十九 捷入]

第110項の三様式（田嶺口本工業規格△4）（第十條謹述）

[様式 宮嶺田十八 捷入]

[第20号の3様式記載要領 略]

第110項の三様式（銀田用）（第十條謹述）

[様式 宮嶺田十九 捷入]

第110項の三様式（田嶺口本工業規格△4）（第十條謹述）

[様式 宮嶺田十八 捷入]

[第20号の3様式記載要領 略]

第110項の三様式（銀田用）（第十條謹述）

[様式 宮嶺田十九 捷入]

第110項の三様式（田嶺口本工業規格△4）（第十條謹述）

[様式 宮嶺田十八 捷入]

[第20号の3様式記載要領 略]

第110項の三様式（銀田用）（第十條謹述）

[様式 宮嶺田十九 捷入]

第110項の三様式（田嶺口本工業規格△4）（第十條謹述）

[様式 宮嶺田十八 捷入]

[第20号の3様式記載要領 略]

第110項の三様式（銀田用）（第十條謹述）

[様式 宮嶺田十九 捷入]

第110項の三様式（田嶺口本工業規格△4）（第十條謹述）

[様式 宮嶺田十八 捷入]

[第20号の3様式記載要領 略]

6 「各市町村ごとに算定した法人税割額⑧」の欄は、第20号様式の「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の「税額」の欄の金額又は「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の「税額」の欄の金額から、「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」の欄の金額及び「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額⑧」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

6 「各市町村ごとに算定した法人税割額⑧」の欄は、第20号様式の「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の「税額」の欄の金額又は「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の「税額」の欄の金額から、「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条の九の五、第三条第一項本文、第三条の十三の二及び第五条第三項の改正規定並びに次条の規定及び附則第四条の規定（地方税法施行規則第三条の十三の二の改正規定に係る部分に限る。）は、平成三十一年一月一日から施行する。

（地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部改正）

第二条 地方税法施行規則の一部を改正する等の省令（平成二十八年総務省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

(地方税法施行規則の一部改正)

第一条 地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第二項中「その他の書類」の下に「又は電磁的記録印刷書面(所得税法施行令第二百六十二条第一項に規定する電磁的記録印刷書面をいう。第六項において同じ。)」を加え、同条第六項中「書類」の下に「又は電磁的記録印刷書面」を加える。

第三条の四第二項第二号中「第六十六条の四第十七項第一号」を「第六十六条の四第二十一項第一号」に、「第六十六条の四の三第十一項又は第六十七条の十八第十項」を「第六十六条の四の三第十四項又は第六十七条の十八第十三項」に、「第六十六条の四第十七項第三号」を「第六十六条の四第二十一項第三号」に改め、同項第三号中「にあつては」を「には」に改める。

第三条の四の二第一項第四号中「第六十六条の四第十七項第三号」を「第六十六条の四第二十一項第三号」に改める。

第三条の四の三第二項第一号中「第五十五条の四第一項」を「第五十三条第二十三項」に、「同項」を「第五十五条の四第一項」に改め、同項第二号中「第六十八条の八十八第十八項第一号」を「第六十八条の八十八第二十二項第一号」に、「第六十八条の百七の二第十項」を「第六十八条の百七の二第十三項」に、「第六十八条の八十八第十八項第三号」を「第六十八条の八十八第二十二項第三号」に改め、同項第三号中「にあつては」を「には」に改める。

第三条の四の二第一項第四号中「第六十六条の四第十七項第三号」を「第六十六条の四第二十一項第三号」に改める。

第三条の四の三第二項第一号中「第五十五条の四第一項」を「第五十三条第二十三項」に、「同項」を「第五十五条の四第一項」に改め、同項第二号中「第六十八条の八十八第十八項第一号」を「第六十八条の八十八第二十二項第一号」に、「第六十八条の百七の二第十項」を「第六十八条の百七の二第十三項」に、「第六十八条の八十八第十八項第三号」を「第六十八条の八十八第二十二項第三号」に改め、同項第三号中「にあつては」を「には」に改める。

第四条の四中「地方法人特別税」の下に「(地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)に規定する地方法人特別税をいう。以下同じ。)」を加える。

〔略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

改 正 前

(地方税法施行規則の一部改正)

第一条 地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第二項中「その他の書類」の下に「又は電磁的記録印刷書面(所得税法施行令第二百六十二条第一項に規定する電磁的記録印刷書面をいう。第六項において同じ。)」を加え、同条第六項中「書類」の下に「又は電磁的記録印刷書面」を加える。

第三条の四第二項第二号中「第六十六条の四第十七項第一号」を「第六十六条の四第二十一項第一号」に、「第六十六条の四の三第十一項又は第六十七条の十八第十項」を「第六十六条の四の三第十四項又は第六十七条の十八第十三項」に、「第六十六条の四第十七項第三号」を「第六十六条の四第二十一項第三号」に改め、同項第三号中「にあつては」を「には」に改める。

第三条の四の二第一項第四号中「第六十六条の四第十七項第三号」を「第六十六条の四第二十一項第三号」に改める。

第三条の四の三第二項第一号中「第五十五条の四第一項」を「第五十三条第二十三項」に、「同項」を「第五十五条の四第一項」に改め、同項第二号中「第六十八条の八十八第十八項第一号」を「第六十八条の八十八第二十二項第一号」に、「第六十八条の百七の二第十項」を「第六十八条の百七の二第十三項」に、「第六十八条の八十八第十八項第三号」を「第六十八条の八十八第二十二項第三号」に改め、同項第三号中「にあつては」を「には」に改める。

第四条の四中「地方法人特別税」の下に「(地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)に規定する地方法人特別税をいう。以下同じ。)」を加える。

〔同上〕

（地方税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第三条 地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>別記第1号様式（用紙日本工業規格A4）（地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成31年総務省令第114号）附則第九条関係）</p> <p>〔趣旨 略〕</p> <p>別記第2号様式記載要領</p> <p>〔1～3 略〕</p> <p>4 銀売販売業者等は、以下の点に留意すること。</p> <p>(1) 平成30年改正法附則第23条第2項の規定により直町村たばこ税の課税対象となる製造たばこの数量については、「地方税の課税対象数量（銀売販売業者等用）」の欄の「★⑥」欄から、「★⑫」欄に記載すること。</p> <p>〔(2) 略〕</p> <p>〔(2) 同左〕</p> <p>備考 表中の〔 〕に記載せざる。※</p>	<p>別記第1号様式（用紙日本工業規格A4）（地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成31年総務省令第114号）附則第九条関係）</p> <p>〔趣旨 固4〕</p> <p>別記第2号様式記載要領</p> <p>〔1～3 同左〕</p> <p>4 銀売販売業者等は、以下の点に留意すること。</p> <p>(1) 平成30年改正法附則第23条第2項の規定により道府県たばこ税の課税対象となる製造たばこの数量については、「地方税の課税対象数量（銀売販売業者等用）」の欄の「★⑥」欄から、「★⑫」欄に記載すること。</p> <p>〔(2) 同左〕</p>

（地方税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第四条 地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のよう改める。

改 正 後

改 正 前

地方税法施行規則（昭和二十九年總理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の四第二項中「第七十二条の三十三第二項」を「第七十二条の三十一第二項」に改め

る。第一条の九の二を次のように改める。

第一条の九の二 削除

第二条第二項中「第九条の三の三第一項」を「第九条の三の二第一項」に、「（第九条の三の三」を「（第九条の三の二」に改め、同条第五項を削る。

第二条の四を次のように改める。

第二条の四 削除

第二条の五の二第三項を削る。

第二条の六中「納入する場合」の下に「（法第七百四十七条の五の二第二項に規定する方法により納入する場合を除く。）」を加える。

第三条第三項中「方法」の下に「又は法第七百四十七条の五の二第二項に規定する方法」を加え、同条第四項を削る。

第三条の九を次のように改める。

（政令第九条の十五第一項の所得割）

第三条の九 政令第九条の十五第一項に規定する総務省令で定める所得割は、次に掲げるものとする。

一 賦課期日現在において地方自治法第一百五十二条の十九第一項の市（以下この条から第三条の十三の二までにおいて「指定都市」という。）の区域内に住所を有した納稅義務者に対して課した所得割（法第五十条の二の規定により課した所得割を除く。以下この号及び次号において同じ。）。ただし、当該指定都市の区域の全部又は一部が指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部となつた場合には、当該指定都市の区域の全部又は一部から指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部となつた区域に住所を有した納稅義務者に対して課した所得割であつて、当該指定都市の区域の全部又は一部が指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部となつた日から五年を経過する日の属する年度の翌年度（当該経過する日が四月一日である場合には、当該経過する日の属する年度）以後の年度の各月において道府県に払い込まれたもの（当該月の属する年度の初日において引き続き指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部である区域に係るものに限る。）については、この限りでない。

二 賦課期日現在において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した納稅義務者に対して課した所得割であつて、当該指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部が指定都市の区域の全部又は一部となつた日から五年を経過する日の属する年度の翌年度（当該経過する日が四月一日である場合には、当該経過する日の属する年度）以後の年度の各月において道府県に払い込まれたもの（当該月の属する年度の初日において引き続き指定都市の区域の全部又は一部である区域に係るものに限る。）

地方税法施行規則（昭和二十九年總理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の四第二項中「第七十二条の三十三第二項」を「第七十二条の三十一第二項」に改め

る。第一条の九の二を次のように改める。

第一条の九の二 削除

第二条第二項中「第九条の三の三第一項」を「第九条の三の二第一項」に、「（第九条の三の三」を「（第九条の三の二」に改め、同条第五項を削る。

第二条の四を次のように改める。

第二条の四 削除

第二条の五の二第三項を削る。

第二条の六中「納入する場合」の下に「（法第七百四十七条の五の二第二項に規定する方法により納入する場合を除く。）」を加える。

第三条第三項中「方法」の下に「又は法第七百四十七条の五の二第二項に規定する方法」を加え、同条第四項を削る。

第三条の九を次のように改める。

（政令第九条の十五第一項の所得割）

第三条の九 政令第九条の十五第一項に規定する総務省令で定める所得割は、次に掲げるものとする。

一 賦課期日現在において地方自治法第一百五十二条の十九第一項の市（以下この条から第三条の十三の二までにおいて「指定都市」という。）の区域内に住所を有した納稅義務者に対して課した所得割（法第五十条の二の規定により課した所得割を除く。以下この号及び次号において同じ。）。ただし、当該指定都市の区域の全部又は一部が指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部となつた場合には、当該指定都市の区域の全部又は一部から指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部となつた区域に住所を有した納稅義務者に対して課した所得割であつて、当該指定都市の区域の全部又は一部が指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部となつた日から五年を経過する日の属する年度の翌年度（当該経過する日が四月一日である場合には、当該経過する日の属する年度）以後の年度の各月において道府県に払い込まれたもの（当該月の属する年度の初日において引き続き指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部である区域に係るものに限る。）については、この限りでない。

二 賦課期日現在において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した納稅義務者に対して課した所得割であつて、当該指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部が指定都市の区域の全部又は一部となつた日から五年を経過する日の属する年度の翌年度（当該経過する日が四月一日である場合には、当該経過する日の属する年度）以後の年度の各月において道府県に払い込まれたもの（当該月の属する年度の初日において引き続き指定都市の区域の全部又は一部である区域に係るものに限る。）

第三条の十一の次に次の二条を加える。

(政令第九条の十九第一項の所得割)

第三条の十一の二 政令第九条の十九第一項に規定する総務省令で定める所得割は、次に掲げるものとする。

一 賦課期日現在において指定都市の区域内に住所を有した納稅義務者に対して課した所得割

(法第五十条の二の規定により課した所得割を除く。以下この号及び次号において同じ。)。ただし、当該指定都市の区域の全部又は一部が指定都市以外の市町村の区域の全部

又は一部となつた場合には、当該指定都市の区域の全部又は一部から指定都市以外の市町村

の区域の全部又は一部となつた区城に住所を有した納稅義務者に対して課した所得割であつて、当該指定都市の区域の全部又は一部が指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部となつた日から五年を経過する日の属する年度(当該経過する日が四月一日である場合には、当該経過する日の属する年度)以後の年度の各月において道府県に払い込まれたもの(当該月の属する年度の初日において引き続き指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部となる区域に係るものに限る。)については、この限りでない。

二 賦課期日現在において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した納稅義務者に対して課した所得割であつて、当該指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部が指定都市の区域の全部又は一部となつた日から五年を経過する日の属する年度(当該経過する日が四月一日である場合には、当該経過する日の属する年度)以後の年度の各月において道府県に払い込まれたもの(当該月の属する年度の初日において引き続き指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部となる区域に係るものに限る。)については、この限りでない。

第三条の十三の二を第三条の十三の三に改める。

(政令第九条の二十三第一項の所得割)

第三条の十三の二 政令第九条の二十三第一項に規定する総務省令で定める所得割は、次に掲げるものとする。

一 賦課期日現在において指定都市の区域内に住所を有した納稅義務者に対して課した所得割

(法第五十条の二の規定により課した所得割を除く。以下この号及び次号において同じ。)。ただし、当該指定都市の区域の全部又は一部が指定都市以外の市町村の区域の全部

又は一部となつた場合には、当該指定都市の区域の全部又は一部から指定都市以外の市町村

の区域の全部又は一部となつた区城に住所を有した納稅義務者に対して課した所得割であつて、当該指定都市の区域の全部又は一部が指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部となつた日から五年を経過する日の属する年度(当該経過する日が四月一日である場合には、当該経過する日の属する年度)以後の年度の翌年度(当該経過する日が四月一日である場合には、当該経過する日の属する年度)以後の年度の各月において道府県に払い込まれたもの(当該月の属する年度の初日において引き続き指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部となる区域に係るものに限る。)については、この限りでない。

第三条の十三の二を第三条の十三の三に改める。

(政令第九条の二十三第一項の所得割)

第三条の十三の二 政令第九条の二十三第一項に規定する総務省令で定める所得割は、次に掲げるものとする。

一 賦課期日現在において指定都市の区域内に住所を有した納稅義務者に対して課した所得割

(法第五十条の二の規定により課した所得割を除く。以下この号及び次号において同じ。)。ただし、当該指定都市の区域の全部又は一部が指定都市以外の市町村の区域の全部

又は一部となつた場合には、当該指定都市の区域の全部又は一部から指定都市以外の市町村

の区域の全部又は一部となつた区城に住所を有した納稅義務者に対して課した所得割であつて、当該指定都市の区域の全部又は一部が指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部となつた日から五年を経過する日の属する年度(当該経過する日が四月一日である場合には、当該経過する日の属する年度)以後の年度の翌年度(当該経過する日が四月一日である場合には、当該経過する日の属する年度)以後の年度の各月において道府県に払い込まれたもの(当該月の属する年度の初日において引き続き指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部となる区域に係るものに限る。)については、この限りでない。

二 賦課期日現在において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した納稅義務者に対して課した所得割であつて、当該指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部が指定都市の区域の全部

又は一部となつた日から五年を経過する日の属する年度(当該経過する日が

四月一日である場合には、当該経過する日の属する年度)以後の年度の各月において道府県に払い込まれたもの(当該月の属する年度の初日において引き続き指定都市の区域の全部又は一部である区域に係るものに限る。)

第三条の十四(見出しを含む。)中「第二十条の二の四第一項第二号」を「第二十条の二の三第一項第二号」に改める。

第五条第一項の表(一)及び(二)中「第七十二条の三十三第二項」を「第七十二条の三十一第一項」に改め、同条第三項中「[の方法]」の下に「又は法第七百四十七条の五の二第一項に規定する方法」を加え、同条第四項を削る。

第七条の二の二を次のように改める。

第七条の二の二 削除

第八条の二の三中「第七十四条の四第三項第一号」を「第七十四条の四第三項第一号」に改める。

第九条の二の四を次のように改める。

第九条の二の四 削除

第九条の二の三の二を削る。

[略]

附 則

(道府県民税及び市町村民税に関する経過措置)

第一条 平成三十年三月三十一日における地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百四十九条の十九第一項の市(以下この条において「指定都市」という。)の区域のうち、平成三十一年四月一日において引き続き指定都市の区域については、同日に指定都市の区域となつたものとみなして、この省令による改正後の地方税法施行規則第三条の九、第三条の十の二及び第三条の十三の二の規定を適用する。

別記第一号様式(用紙日本工業規格A4)(地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成三十一年総務省令第一十五号)附則第七条・第八条関係)

[様式 略]

別記第2号様式記載要領

〔1～3 略〕

4 銀売販売業者等は、以下の点に留意すること。

(1) 平成30年改正法附則第25条第2項又は附則第26条第2項の規定により~~道府県たばこ税の課税対象となる製造たばこの数量について~~、「~~道府県たばこ税の課税対象者等用~~」の欄の「★⑥」欄から「★⑫」欄に記載すること。

〔(2) 略〕

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

四月一日である場合には、当該経過する日の属する年度)以後の年度の各月において道府県に払い込まれたもの(当該月の属する年度の初日において引き続き指定都市の区域の全部又は一部である区域に係るものに限る。)

第三条の十四(見出しを含む。)中「第二十条の二の四第一項第二号」を「第二十条の二の三第一項第二号」に改める。

第五条第一項の表(一)及び(二)中「第七十二条の三十三第二項」を「第七十二条の三十一第一項」に改め、同条第三項中「[の方法]」の下に「又は法第七百四十七条の五の二第一項に規定する方法」を加え、同条第四項を削る。

第七条の二の二を次のように改める。

第七条の二の二 削除

第八条の二の三中「第七十四条の四第三項第一号」を「第七十四条の四第三項第一号」に改める。

第九条の二の四及び第九条の三の二を削る。

第九条の二の四を次のように改める。

第九条の二の四 削除

第九条の二の三の二を削る。

(道府県民税及び市町村民税に関する経過措置)

第一条 この省令の施行の日(以下「施行日」という。)の前日における地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百五十一条の十九第一項の市(以下この条において「指定都市」という。)の区域のうち、施行日において引き続き指定都市の区域については、施行日に指定都市の区域となつたものとみなして、この省令による改正後の地方税法施行規則第三条の九、第三条の十一の二及び第三条の十三の二の規定を適用する。

別記第一号様式(用紙日本工業規格A4)(地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成三十一年総務省令第一十五号)附則第七条・第八条関係)

[様式 同上]

別記第2号様式記載要領

〔1～3 同左〕

4 銀売販売業者等は、以下の点に留意すること。

(1) 平成30年改正法附則第25条第2項又は附則第26条第2項の規定により~~道府県たばこ税の課税対象となる製造たばこの数量について~~、「~~道府県たばこ税の課税対象者等用~~」の欄の「★⑥」欄から「★⑫」欄に記載すること。

〔(2) 同左〕

受付印		平成 年 月 日		法人番号		この申告の基礎		申告年月日			
						法人税の 年月日	修申更 正の 年月日	決定 再更正による。			
所在地						事業種目					
(本県が支店等の場合には店舗所在地と併記)						期末現在の資本金の額 又は出資金の額 (解散日現在の資本金の額 又は出資金の額)		兆	十億	百万	千円
(ふりがな) 法人名						同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの		非中小法人等			
(ふりがな) 代表者 氏名印		(ふりがな) 経理責任者 氏名				期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額		兆	十億	百万	千円
						期末現在の資本金等の額					
平成 □ 年 □ 月 □ 日から平成 □ 年 □ 月 □ 日までの事業年度分又はの連結事業年度分						道府県民税の申告書*					
摘要		課税標準		税率(100)	税額				道府県民税の申告書*		
所得割	所得金額総額 (⑥-⑧)又は別表5⑩	②6	兆	十億	百万	千	円	(使途秘匿金税額等) ①			
	年400万円以下の金額	②7			000			兆	十億	百万	千円
	年400万円を超える年800万円以下の金額	②8			000			兆	十億	百万	千円
	年800万円を超える金額	②9			000			兆	十億	百万	千円
	計 ②7+②8+②9	③0			000			兆	十億	百万	千円
	軽減税率不適用法人の金額	③1			000			兆	十億	百万	千円
	附加価値額総額	③2						兆	十億	百万	千円
附加価値額	③3			000			兆	十億	百万	千円	
資本割	資本金等の額総額	③4					兆	十億	百万	千円	
	資本金等の額	③5			000		兆	十億	百万	千円	
収入割	収入金額総額	③6					兆	十億	百万	千円	
	収入金額	③7			000		兆	十億	百万	千円	
合計事業税額 ③0+③3+③5+③7又は③1+③3+③5+③7		③8					兆	十億	百万	千円	
平成28年改正法附則第5条の控除額		③9					兆	十億	百万	千円	
事業税の特定寄附税額控除額	④0						兆	十億	百万	千円	
差引事業税額 ④8-③9-④0-④1	④2			00			兆	十億	百万	千円	
租税条約の実施に係る事業税額の控除額	④4						兆	十億	百万	千円	
④5の内訳	所得割	④6		00	付加価値割	④7					
	資本割	④8		00	収入割	④9					
④5のうち見込納付額	⑤0			差引 ④5-⑤0	⑤1						
摘要		課税標準		税率(100)	税額				道府県民税の申告書*		
所得割に係る地方法人特別税額	⑤2	兆	十億	百万	千	円	兆	十億	百万	千円	
収入割に係る地方法人特別税額	⑤3			00			兆	十億	百万	千円	
合計地方法人特別税額 (⑤2+⑤3)							兆	十億	百万	千円	
仮表記に基づく地方法人特別税額の控除額	⑤5	兆	十億	百万	千	円	兆	十億	百万	千円	
既に納付の確定した当期分の事業税額	⑤7			00			兆	十億	百万	千円	
この申告により納付すべき事業税額 ④8-④5	⑤9						兆	十億	百万	千円	
差引 ⑤9-⑤0	⑥1						兆	十億	百万	千円	
所得金額(法人税の明細書(別表4)の(33))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4の2付表)の(41))	⑥2						兆	十億	百万	千円	
加算	損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得税額及び復興特別所得税額	⑥3					兆	十億	百万	千円	
減算	損金の額又は個別帰属損金額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額	⑥4					兆	十億	百万	千円	
計算の内訳	益金の額又は個別帰属益金額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額	⑥5					兆	十億	百万	千円	
	外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額	⑥6					兆	十億	百万	千円	
	仮計 ⑥2+⑥3+⑥4-⑥5-⑥6	⑥7					兆	十億	百万	千円	
	繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があつた場合の欠損金額等の当期控除額	⑥8					兆	十億	百万	千円	
法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(48))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4の2付表)の(55))	⑥9						兆	十億	百万	千円	
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額		⑦0					兆	十億	百万	千円	

第六号様式（提出用）（用紙日本工業規格A4・セビア色）（第二条・第五条・第十条の二関係）

署名押印

関与
税理士

（電話）

一

受付印		平成 年 月 日		法 人 番 号		この申告の基礎		申告年月日		※処理事項		發 信 年 月 日	確認印	整 理 番 号	事務所	管 理 番 号	申告区分
												通 告 日 付 印		年 月 日	の 止 告	修 申 更 決 定	再 申 正
所在地						事業種目											
(本店が支店等の場合は本店所在地と記入)						期末現在の資本金の額又は出資金の額(解散日現在の資本金の額又は出資金の額)		兆 十億 百万 千 円									
(ふりがな) 法人名						同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの		兆 十億 百万 千 円		非中小法人等							
(ふりがな) 代表者氏名印		(ふりがな) 経理責任者氏名印				期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額		兆 十億 百万 千 円									
						期末現在の資本金等の額		兆 十億 百万 千 円									
平成 年 月 日から平成 年 月 日までの事業年度分又は道府県民税の申告書		※															
(事業税)		摘要		課 税 標 準		税率(100)		税額		(使途秘匿金税額等)		兆 十億 百万 千 円					
		所得金額総額(②)		兆 十億 百万 千 円				法人税法の規定によつて計算した法人税額		①							
		年400万円以下の金額		兆 000				試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額		②							
		年400万円を超える800万円以下の金額		兆 000				還付法人税額等の控除額		③							
		年800万円を超える金額		兆 000				退職年金等積立金に係る法人税額		④							
		計 ②+③+④		兆 000				課税標準となる法人税額又は個別専属法人税額		⑤		000					
		軽減税率不適用法人の金額		兆 000				①+②+③+④				000					
		附加価値額総額		兆 000				2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別専属法人税額		⑥		000					
		附加価値額		兆 000				法人税割額(⑤又は⑥)× ₁₀₀		⑦							
		資本割		兆 000				道府県民税の特定寄附金税額控除額		⑧							
資本等の額総額		兆 000				外国間会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別対象所得税額相当額の控除額		⑨									
資本等の額		兆 000				外国の法人税等の額の控除額		⑩									
収入金額総額		兆 000				仮想経理に基づく法人税割額の控除額		⑪									
収入金額		兆 000				差引法人税割額(⑦-⑧-⑨-⑩-⑪)		⑫		00							
合計事業税額		兆 000				既に納付の確定した当期分の法人税割額		⑬		00							
平成28年改正法附則第5条の控除額		兆 000				租税条約の実施に係る法人税割額の控除額		⑭									
事業税の特定期定		兆 000				この申告により納付すべき法人税割額(⑫-⑬-⑭)		⑮		00							
寄附金税額控除額		兆 000				算定期間中において事務所等を有していた月数		⑯		兆 × ₁₂							
差引事業税額(⑩-⑪-⑫-⑬-⑭)		兆 000				既に納付の確定した当期分の均等割額		⑰		00							
租税条約の実施に係る事業税額の控除額		兆 000				この申告により納付すべき均等割額(⑯-⑰)		⑲		00							
⑯ 所得割		兆 000				この申告により納付すべき道府県民税額(⑮+⑯)		⑳		00							
資本割		兆 000				⑰のうち見込納付額		㉑									
⑯のうち見込納付額		兆 000				差引(⑯-㉑)		㉒									
(地方法人特別税)		摘要		課 税 標 準		税率(100)		税額		特別区分の課税標準		兆 000					
		所得割に係る地方法人特別税額		兆 000				東場京合の(⑦)に上記する税額		㉓							
		取入割に係る地方法人特別税額		兆 000				同上に対する税額(㉓)× ₁₀₀		㉔							
		合計地方法人特別税額(⑯+㉓)		兆 000				市町村分の課税標準		㉕		000					
		眞美経理に基づく地方法人特別税額の控除額		兆 000				同上に対する税額(㉕)× ₁₀₀		㉖							
		既に納付の確定した当期分の地方法人特別税額		兆 000				還付中間納付額		㉗							
		この申告により納付すべき地方法人特別税額(⑯-㉓)		兆 000				銀行口座番号(普通、当座)									
		差引(⑯-㉗)		兆 000				還付を受けようとする機関及び支払方法									
		所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4の2付表)の(42))		兆 000				法人税の期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額		兆 000							
		損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得税額及び復興特別所得税額		兆 000				法人税の当期の確定税額又は連結法人税個別帰属支払額		兆 000							
損金の額又は個別帰属損金額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額		兆 000				決算確定の日		平成 年 月 日									
益金の額又は個別帰属益金額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額		兆 000				解散の日		平成 年 月 日									
国外の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された国外法人税額		兆 000				残余財産の最後の分配又は引渡しの日		平成 年 月 日									
仮計(⑯+㉓+㉖-㉗-㉘)		兆 000				申告期限の延長の処分(承認)の有無		事業税 有・無 法人税 有・無									
繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額		兆 000				法人税の申告書の種類		青色・その他									
法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(49))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4の2付表)の(56))		兆 000				この申告が中間申告の場合の計算期間		平成 年 月 日から 年 月 日まで									
法第15条の4の徵収猶予を受けようとする税額		兆 000				翌期の中間申告の要否		要・否 国外関連者の有無 有・無									

第六号様式(入力用)

(用紙日本工業規格A4・セピア色)

(第三条・第五条・第十条の二関係)

[別紙三]

1 整理番号	事務所区分	管 理 番 号	申告区分
	A		
法 人 番 号		38 申告年月日	
25	37	申告基礎	00 年 月 日

12 [B]

期末現在の資本金の額
又は出資金の額
(解散日現在の資本金の額
又は出資金の額)

85				
----	--	--	--	--

期末現在の資本金及び
資本準備金の額の合算額

期 末 現 在 の

資 本 金 等 の 額

86				
87				

12 [B] 予備

使途秘匿金
税額等

56				
----	--	--	--	--

84				
01				
02				
03				
04				
05				000
06				000
07				
08				
09				
10				
11				00
12				00
13				
14				00
15				
16				00
17				00
18				00
19				00
20				
21				
22				000
23				
24				000
25				
71				

法人税の繰戻しがある
場合の繰越欠損金額又
は繰越個別欠損金額
収入金額課税された
事業に係る所得金額
又は個別所得金額

72				
73				

売上高
総 数 98
軌道又
は鉄道 99

25

37

事業年度又は
連結事業年度

12 [B]

26				
27				000
28				000
29				000
30				000
31				000
32				
33				000
34				
35				000
36				
37				000

12

B

74				00
75				00
76				00
77				00
78				00

79				00
----	--	--	--	----

80				00
----	--	--	--	----

81				00
38				00
39				00

41				
43				00
45				00
47				00
49				00

51				
----	--	--	--	--

40				
42				00
44				
46				00
48				00
50				

52				00
53				00

55				
57				00
59				00
61				

82				00
83				00
54				00
56				00
58				

60				
----	--	--	--	--

62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				

12	B	88	基調	算数
住	総 数	89		
民	本県分	90		
税	東京都 市町村分	91		
事	1 総 数	92		
業	2 本県分	93		
税	3 総 数	94		
事	2 本県分	95		
業	3 総 数	96		
税	3 本県分	97		

第六号様式（入力用）（用紙日本工業規格A4・セピア色）（第三条・第五条・第十条の一関係）

別紙四

1 整理番号		事務所区分	管理番号	申告区分
		A		
申告月日		38 年 月 日		
申告基礎		00		
法人番号				
		25	37	
12[B]				
		期末現在の資本金の額 又は出資金の額 (解散日現在の資本金の額 又は出資金の額)		
		86		
期未現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額		87		
		88		
期未現在の額		69		
12[B]		56		
		予備		
使途秘匿金額等		85		
		01		
		02		
		03		
		04		
		05	000	
		06	000	
		07		
		08		
		09		
		10		
		11		
		12	00	
		13	00	
		14		
		15	00	
		16		
		17	00	
		18	00	
		19	00	
		20	00	
		21		
		22		
		23	000	
		24		
		25	000	
		26		
		27		
		28	000	
		29	000	
		30	000	
		31	000	
		32	000	
		33		
		34	000	
		35		
		36	000	
		37		
		38	000	
		41		
		43	00	
		45		
		47	00	
		49	00	
		51		
		53	00	
		54	00	
		56		
		58	00	
		60	00	
		62		
12[B]		89		
		益額		
住民税		総数 90		
		本県分 91		
		東京都市町村分 92		
事業税		総数 93		
		本県分 94		
		総数 95		
		本県分 96		
		総数 97		
		本県分 98		
1				
2				
3				
壳上高		総数 99		
		軌道又は鉄道 100		
		63		
		64		
		65		
		66		
		67		
		68		
		69		
		70		
		71		
		73		
		74		

控除対象個別帰属調整額
の控除明細書

		連結事業年度 又は事業年度	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	日から 日まで	法人名	
事業年度又は 連結事業年度		連結適用前欠 損金額又は連 結適用前災害 損失欠損金額 ①	控除対象個別 帰属調整額 (①×23.4/100又は ①×20/100) ②	既に控除を 受けた額 ③	控除未済額 ②-③ ④	当期控除額 ⑤	翌期繰越額 ⑥
平成 年 月 日から	円	円	円	円	円	円	円
平成 年 月 日まで							
平成 年 月 日から							円
平成 年 月 日まで							
平成 年 月 日から							
平成 年 月 日まで							
平成 年 月 日から							
平成 年 月 日まで							
平成 年 月 日から							
平成 年 月 日まで							
平成 年 月 日から							
平成 年 月 日まで							
平成 年 月 日から							
平成 年 月 日まで							
平成 年 月 日から							
平成 年 月 日まで							
計							

控除対象個別帰属調整額
の控除明細書

		連結事業年度 又は事業年度	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	日から 日まで	法人名	
事業年度又は 連結事業年度		連結適用前欠 損金額又は連 結適用前災害 損失欠損金額 ①	控除対象個別 帰属調整額 ①×23.2/100又は ①×20/100 ②	既に控除を 受けた額 ③	控除未済額 ②-③ ④	当期控除額 ⑤	翌期繰越額 ⑥
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円	円	円	円	円	円	円
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで							
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで							
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで							
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで							
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで							
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで							
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで							
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで							
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで							
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで							
計							

控除対象個別帰属税額
の控除明細書

連結事業年度 又は事業年度	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	日から 日まで	法人名
------------------	--------------------------	--------------------------	------------	-----

連結事業年度 又は事業年度	控除対象個 別帰属税額 ①	既に控除を 受けた額 ②	控除未済額 ①-② ③	当期控除額 ④	翌期繰越額 ⑤
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円	円	円	円	円
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					円
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
当 期 分					
計		円		円	

控除対象個別帰属税額
の控除明細書

連結事業年度 又は事業年度		連結事業年度 又は事業年度	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	日から 日まで	法人名	
		控除対象個 別帰属税額 ①	既に控除を 受けた額 ②	控除未済額 ①-② ③	当期控除額 ④	翌期繰越額 ⑤	
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		円	円	円	円		
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで							円
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで							
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで							
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで							
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで							
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで							
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで							
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで							
当 期 分							
計			円		円		

控除対象還付法人税額又は控除対象
個別帰属還付税額の控除明細書

事業年度又は 連結事業年度	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	日から 日まで	法人名
------------------	--------------------------	--------------------------	------------	-----

事業年度又は 連結事業年度	控除対象還付法人 税額又は控除対象 個別帰属還付税額 ①	既に控除を 受けた額 ②	控除未済額 ①-② ③	当期控除額 ④	翌期繰越額 ⑤
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円	円	円	円	円
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					円
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
当 期 分					
計		円		円	

控除対象還付法人税額又は控除対象
個別帰属還付税額の控除明細書

事業年度又は 連結事業年度	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	日から 日まで	法人名
------------------	--------------------------	--------------------------	------------	-----

事業年度又は 連結事業年度	控除対象還付法人 税額又は控除対象 個別帰属還付税額 ①	既に控除を 受けた額 ②	控除未済額 ①-② ③	当期控除額 ④	翌期繰越額 ⑤
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円	円	円	円	
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					円
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
当 期 分					
計		円		円	

※ 処理 事項	整 理 番 号	事務所区分	管 理 番 号			申告区分
			法人番号	年	月	
法 人 名			事 年	平 成 年	平 成 月	日 か ら 日 ま で

所 得 金 額 に 関 す る 計 算 書

所 得 金 額 の 計 算			非 課 税 所 得 の 区 分 計 算			
所得金額(法人税の明細書(別表4)の(33))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4の2付表)の(41))	(1)	兆 千億 百万 千 円	外 国 の 事 業 に 帰 属 す る 所 得	外 国 に お け る 事 業 所 又 は 事 業 所 の 期 末 の 従 業 者 数 (34)	人	
損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得税額及び復興特別所得税額	(2)		鉱 物 の 掘 採 事 業 の 所 得	期 末 の 総 従 業 者 数 (35)		
損金の額又は個別帰属損金額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額	(3)		鉱 物 の 掘 採 事 業 と 精 鍊 事 業 と を 通 じ て 算 定 し た 所 得 (37)	外 国 か ら 生 ず る 事 業 所 得 ((15)+(9))×(34)/35 (36)	円	
損金の額又は個別帰属損金額に算入した外国法人税の額	(4)		生 産 品 の 収 入 金 額 又 は 生 産 品 の 収 入 金 額 か ら 買 鉱 価 格 を 差 し 引 い た 金 額 (38)			
益金の額又は個別帰属益金額に算入した中間申告又は連結中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額	(5)		鉱 产 稅 の 課 稅 標 準 で あ る べ き 鉱 物 の 価 额 (39)			
非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額	(6)		鉱 物 の 掘 採 事 業 の 所 得 (37)×(39)/38 (40)			
小 計	(7)					
減						
益金の額又は個別帰属益金額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額	(8)					
外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額	(9)					
外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額	(10)					
特定目的会社又は投資法人の支払配当の損金算入額	(11)					
特定目的信託及び特定投資信託に係る利益又は収益の分配の額の損金算入額	(12)					
非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡損失額	(13)					
小 計	(14)					
仮 計	(1)+(7)-(14)	(15)				
外 国 の 事 業 に 帰 属 す る 所 得	(16)					
再 仮 計	(15)-(16)	(17)				
備						
非課税等所得						
林 業 に 係 る 所 得	(18)					
鉱 物 の 掘 採 事 業 に 係 る 所 得	(19)					
社会保険等に係る医療の所得	(20)					
農事組合法人の農業に係る所得	(21)					
小 計	(22)					
考						
所得金額差引計	(17)-(22)	(23)				
繰越欠損金額等又は災害損失金額の当期控除額	(24)					
債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額	(25)					
所得金額再差引計	(23)-(24)-(25)	(26)				
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額	(27)					
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額	(28)					
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額	(29)					
関西国際空港用地整備準備金積立額の損金算入額	(30)					
中部国際空港整備準備金積立額の損金算入額	(31)					
再投資等準備金積立額の損金算入額	(32)					
合計	(26)-(27)-(28)-(29)-(30)-(31)-(32)	(33)				

※ 処理 事項	整 理 番 号	事務所区分	管 理 番 号			申告区分
			法人番号	年	月	
法 人 名			事 年	平 成 年	平 成 月	日 か ら 日 ま で

所 得 金 額 に 関 す る 計 算 書

所 得 金 額 の 計 算			非 課 税 所 得 の 区 分 計 算			
所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4の2付表)の(42))	(1)	兆 千 億 百万 千 円	外 国 の 事 業 に 帰 属 す る 所 得	外 国 に お け る 事 業 所 又 は 事 業 所 の 期 末 の 従 業 者 数	(34)	人
損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得税額及び復興特別所得税額	(2)		鉱 物 の 掘 採 事 業 の 所 得	期 末 の 総 従 業 者 数	(35)	
損金の額又は個別帰属損金額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額	(3)		鉱 物 の 掘 採 事 業 と 精 鍊 事 業 を 通 じ て 算 定 し た 所 得	外 国 か ら 生 ず る 事 業 所 得 (15+9)×34/35	(36)	円
損金の額又は個別帰属損金額に算入した外国法人税の額	(4)		生 産 品 の 収 入 金 額 又 は 生 産 品 の 収 入 金 額 か ら 買 鉱 価 格 を 差 し 引 い た 金 額	鉱 物 の 掘 採 事 業 と 精 鍊 事 業 を 通 じ て 算 定 し た 所 得	(37)	
益金の額又は個別帰属益金額に算入した中間申告又は連結中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額	(5)		生 産 品 の 収 入 金 額 か ら 買 鉱 価 格 を 差 し 引 い た 金 額	生 産 品 の 収 入 金 額 又 は 生 産 品 の 収 入 金 額 か ら 買 鉱 価 格 を 差 し 引 い た 金 額	(38)	
非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額	(6)		鉱 產 稅 の 課 稅 標 準 で あ る べ き 鉱 物 の 価 額	鉱 物 の 掘 採 事 業 の 所 得 (37)×(39)/38	(39)	
小 計	(7)		鉱 物 の 掘 採 事 業 の 所 得 (37)×(39)/38	(40)		
減	益金の額又は個別帰属益金額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額	(8)				
外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額	(9)					
外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額	(10)					
特定目的会社又は投資法人の支払配当の損金算入額	(11)					
特定目的信託及び特定投資信託に係る利益又は収益の分配の額の損金算入額	(12)					
非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡損失額	(13)					
小 計	(14)					
仮 計	(1)+(7)-(14)	(15)				
外 国 の 事 業 に 帰 属 す る 所 得	(16)					
再 仮 計	(15)-(16)	(17)				
非課税等所得	林 業 に 係 る 所 得	(18)				
	鉱 物 の 掘 採 事 業 に 係 る 所 得	(19)				
	社会保険等に係る医療の所得	(20)				
	農事組合法人の農業に係る所得	(21)				
	小 計	(22)				
	所得金額差引計	(17)-(22)	(23)			
	繰越欠損金額等又は災害損失金額の当期控除額	(24)				
	債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額	(25)				
	所得金額再差引計	(23)-(24)-(25)	(26)			
	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額	(27)				
	農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額	(28)				
	農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額	(29)				
	関西国際空港用地整備準備金積立額の損金算入額	(30)				
	中部国際空港整備準備金積立額の損金算入額	(31)				
	再投資等準備金積立額の損金算入額	(32)				
	合計	(26)-(27)-(28)-(29)-(30)-(31)-(32)	(33)			

備

考

※ 処理 事項	整 理 番 号	事務所区分	管 理 番 号	申告区分
法 人 名				
	法 人 番 号			
	事 年	業 度	平 成 年	月 月
			平 成 年	日 か ら 日 ま で

付加価値額及び資本金等の額の計算書

1. 付加価値額及び資本金等の額の計算

付 加 価 値 額 の 計 算				資 本 金 等 の 額 の 計 算			
収益配分額の計算	報酬給与額 別表5の2の2③又は別表5の3⑫	(1)	兆 十億 百万 千 円	資本金等の額 下表2②若しくは下表3④又は別表5の2の3②、 別表5の2の3④若しくは別表5の2の3④	(12)	兆 十億 百万 千 円	
	純支払利子 別表5の2の2③又は別表5の4③	(2)		当該事業年度の月数	(13)		月
	純支払賃借料 別表5の2の2③又は別表5の5③	(3)		(12)×(13) 12	(14)	兆 十億 百万 千 円	
	収益配分額 (1)+(2)+(3)	(4)		控除額計 別表5の2の3②、別表5の2の3④若しくは 別表5の2の3④又は別表5の2の4⑩	(15)		
単年度損益	第6号様式⑦又は別表5③	(5)		差引 (14)-(15)	(16)		
付加価値額	(4)+(5)	(6)		(16)のうち1,000億円以下の金額	(17)		
	収益配分額のうちに報酬給与額の占める割合 (1)/(4)	(7)	兆 十億 百万 千 円 %	(16)のうち1,000億円を超える 5,000億円以下の金額 × 50 100	(18)		
雇用額の定額控算	雇用額 (4)×70 100	(8)		(16)のうち5,000億円を超える 1兆円以下の金額 × 25 100	(19)		
	雇用安定控除額 (1)-(8)	(9)		課税標準となる資本金等の額 (17)+(18)+(19)	(20)		
雇用者給与等支給増加額	別表5の6③	(10)					
課税標準となる付加価値額	(6)-(9)-(10)	(11)					

2. 資本金等の額の明細

区 分	期首現在の金額 ②①	当期中の減少額 ②②	当期中の増加額 ②③	差引期末現在の金額 ②④ (②①-②②+②③)
資本又は出資金の額 1	兆 十億 百万 千 円			
資本金の額及び資本準備金の額の合算 2				
法人税の資本金等の額又は連結個別資本金等の額 3				
期中に金額の増減があつた場合の理由等				

※ 処理 事項	整 理 番 号	事務所	区分	管 理 番 号	申告区分
			/		
法 人 名		法人番号			
	事 業 度	平成	年	月	日から 日まで
	年	平成	年	月	

付加価値額及び資本金等の額の計算書

1. 付加価値額及び資本金等の額の計算

付加価値額の計算					資本金等の額の計算				
収益配分額の計算	報酬給与額 別表5の2の2⑩又は別表5の3⑫	①	兆	十億	百万	千	円	資本金等の額 下表2⑩若しくは下表3⑩又は別表5の2の3②、 別表5の2の3⑩若しくは別表5の2の3⑩	⑫
	純支払利子 別表5の2の2⑪又は別表5の4⑬	②							兆
	純支払賃借料 別表5の2の2⑫又は別表5の5⑬	③							十億
	収益配分額 ①+②+③	④							百万
単年度損益	第6号様式⑩又は別表5⑩	⑤							千
付加価値額	(④+⑤)	⑥							円
収益配分額のうちに報酬給与額の占める割合 ①/④	⑦					%			
雇用額の定計算	雇用額 $\frac{④ \times 70}{100}$	⑧	兆	十億	百万	千	円	[⑯のうち1,000億円を超える金額] × $\frac{50}{100}$	⑯
	雇用安定控除額 ①-⑧	⑨						[⑯のうち5,000億円を超える金額] × $\frac{25}{100}$	⑰
雇用者給与等支給増加額 別表5の6⑩又は別表5の6の2⑪	⑩							課税標準となる資本金等の額 ⑯+⑯+⑰	⑲
課税標準となる付加価値額	⑥-⑨-⑩	⑪							

2. 資本金等の額の明細

法 人 名		※ 処理 事項	整 理 番 号	事務所	区分	管 理 番 号	申告区分
				/			
			法人番号				
			事 業 年 度	平成 年	年 月	月 日	日 から まで
				平成 年	月	日	まで

報酬給与額に関する明細書

役員又は使用人に対する給与							
事務所又は事業所		期 従 業 者 数	給与の額		備 考		
名称	所在地		人	円			
小計		①			(用紙日本工業規格A4・ローズ色) (第五条関係) [別紙十五]		
加算又は減算		②					
計 (①+②)		③	兆 十億 百万 千 円				
役員又は使用人のために支出する掛金等							
退職金共済制度に基づく掛金	1	円	適格年金返還金額のうち厚生年金基金への事業主払込相当額	10	円		
確定給付企業年金に係る規約に基づく掛金 又は保険料	2	円	適格年金返還金額のうち確定給付企業年金基金への事業主払込相当額	11	円		
企業型年金規約に基づく事業主掛金	3	円	適格年金返還金額のうち他の適格年金への事業主払込相当額	12	円		
勤労者財産形成給付金契約に基づく信託金等	4	円	適格年金返還金額のうち特定退職金共済への事業主払込相当額	13	円		
勤労者財産形成基金契約に基づく信託金等	5	円	適格年金の要留保額移管の場合における資産価額相当額	14	円		
厚生年金基金の事業主負担の掛金及び徴収金 7-8	6	円	適格年金返還金額のうち企業型年金の個人別管理資産への事業主払込相当額	15	円		
事業主として負担する掛金及び負担金の 総額	7	円	適格年金返還金額のうち企業型年金の過去勤務債務等に充てる事業主払込相当額	16	円		
代行相当部分	8	円	小計 10+11+12+13+14+15+16	⑤	兆 十億 百万 千 円	(用紙日本工業規格A4・ローズ色) (第五条関係) [別紙十五]	
適格退職年金契約に基づく掛金及び保険料	9	円			兆 十億 百万 千 円		
小計 1+2+3+4+5+6+9	④	兆 十億 百万 千 円	計 (④-⑤)	⑥	兆 十億 百万 千 円		
労働者派遣等に係る金額の計算							
労働者派遣等を受けた法人				労働者派遣等をした法人			
派遣元に支払う金額の合計 別表5の3の2①	⑦	兆 十億 百万 千 円	派遣労働者等に支払う報酬給与額の合計 別表5の3の2②	⑨	兆 十億 百万 千 円		
$(⑦ \times \frac{75}{100})$	⑧	兆 十億 百万 千 円	派遣先から支払を受ける金額の合計 別表5の3の2③	⑩	兆 十億 百万 千 円		
報酬給与額の計算 (③+⑥+⑧+⑪)	⑫	兆 十億 百万 千 円	$(⑨ - (⑩ \times \frac{75}{100}))$	⑪	兆 十億 百万 千 円		

※処理事項	整理番号	事務所区分	管理番号	申告区分	法人番号						
					事年	業度	平成年	年月	日から	日まで	
法人名											

報酬給与額に関する明細書

役員又は使用人に対する給与					
事務所又は事業所		期未従業者数	給与の額		備考
名称	所在地	人	円	兆	
小計		①			
加算又は減算		②			
計 (①+②)		③	兆	十億	
			百万	千	円

役員又は使用人のために支出する掛金等					
退職金共済制度に基づく掛金		1	円	適格年金返還金額のうち厚生年金基金への事業主払込相当額	11
確定給付企業年金に係る規約に基づく掛金又は保険料		2		適格年金返還金額のうち確定給付企業年金基金への事業主払込相当額	12
企業型年金規約に基づく事業主掛金		3		適格年金返還金額のうち他の適格年金への事業主払込相当額	13
個人型年金規約に基づく掛金		4		適格年金返還金額のうち特定退職金共済への事業主払込相当額	14
勤労者財産形成給付金契約に基づく信託金等		5		適格年金の要留保額移管の場合における資産価額相当額	15
勤労者財産形成基金契約に基づく信託金等		6		適格年金返還金額のうち企業型年金の個人別管理資産への事業主払込相当額	16
厚生年金基金の事業主負担の掛金及び徴収金 8-9		7		適格年金返還金額のうち企業型年金の過去勤務債務等に充てる事業主払込相当額	17
事業主として負担する掛金及び負担金の総額		8		小計 11+12+13+14+15+16+17	⑤
代行相当部分		9			
適格退職年金契約に基づく掛金及び保険料		10			
小計 1+2+3+4+5+6+7+10		④	兆 十億 百万 千 円	計 (④)-(⑤)	⑥
				兆 十億 百万 千 円	

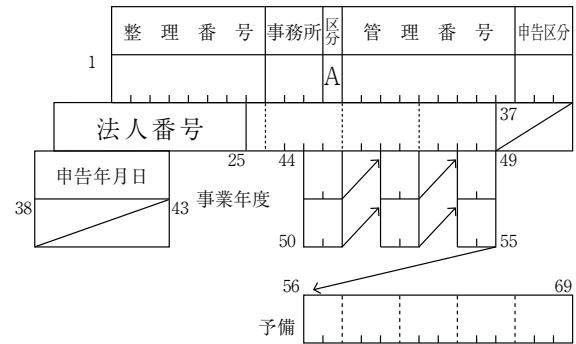
労働者派遣等に係る金額の計算					
労働者派遣等を受けた法人			労働者派遣等をした法人		
派遣元に支払う金額の合計 別表5の3の2①	⑦	兆 十億 百万 千 円	派遣労働者等に支払う報酬給与額の合計 別表5の3の2②	⑨	兆 十億 百万 千 円
$\text{⑦} \times \frac{75}{100}$	⑧		派遣先から支払を受ける金額の合計 別表5の3の2③	⑩	
報酬給与額の計算 (③)+(⑥)+(⑧)+(⑪)	⑫	兆 十億 百万 千 円	$(\text{⑨}) - \left[(\text{⑩}) \times \frac{75}{100} \right]$	⑪	

第六号様式別表五の三（入力用）

（用紙日本工業規格A4・ローズ色）

（第五条関係）

〔別紙十七〕



12
[B] 03 | | | | | | | |

12
[B] 04 | | | | | | | |

12
[B] 05 | | | | | | | |

06 | | | | | | | |

07 | | | | | | | |
08 | | | | | | | |

09 | | | | | | | |
10 | | | | | | | |
11 | | | | | | | |

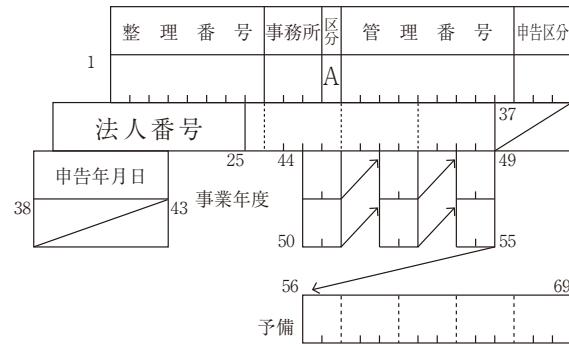
12 | | | | | | | |

24 第六号様式別表五の三（入力用）

（用紙日本工業規格A4・ローズ色）

（第五条関係）

〔別紙十八〕



¹²
B

03							
----	--	--	--	--	--	--	--

¹²
B

05							
----	--	--	--	--	--	--	--

¹²
B

04							
----	--	--	--	--	--	--	--

06							
----	--	--	--	--	--	--	--

07							
08							

09							
10							
11							

12							
----	--	--	--	--	--	--	--

給与等の引上げ及び設備投資を行った場合
の付加価値額の控除に関する明細書

事業年度	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	法人名	
------	--------------------------	-----	--

1. 雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した額の計算

雇用者給与等支給額	①	円	控除対象額 ①-② (マイナスの場合は0)	③	円
比較雇用者給与等支給額 ⑦	②				
比較雇用者給与等支給額の計算					
前事業年度又は前連結事業年度		国内雇用者に対する 給与等の支給額	適用年度の月数 ④の前事業年度又は前連結事業年度の月数		比較雇用者給与等支給額 ⑤×⑥
④		⑤	⑥		⑦
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		円	_____		円
継続雇用者給与等支給増加割合の計算					
計算対象額の別	当該法人の額	・	各連結法人の合計額		
継続雇用者給与等支給額又は 継続雇用者給与等支給額の合計額 ⑧	円	継続雇用者給与等支給増加額 ⑧-⑨ (マイナスの場合は0)	⑩		円
継続雇用者比較給与等支給額又は 継続雇用者比較給与等支給額の合計額 ⑨		継続雇用者給与等支給増加割合 ⑩/⑨ (⑨=0の場合は0)	⑪		
国内設備投資に係る計算					
計算対象額の別	当該法人の額	・	各連結法人の合計額		
国内設備投資額又は 国内設備投資額の合計額 ⑫	円	当期償却費総額又は当期償却費総額の 合計額の90%相当額 ⑬× $\frac{90}{100}$	⑭		円
当期償却費総額又は 当期償却費総額の合計額 ⑯					

2. 労働者派遣等をした法人等の計算

労働者派遣等をした法人					
報酬給与額 別表5の3⑫	⑯	円	⑯又は(⑯×75%)のうち小さい額 ⑯	⑯	円
派遣労働者等に支払う報酬給与額 の合計 別表5の3⑨	⑯		控除対象額 ⑯×⑯/(⑯+⑯)	⑯	
派遣先から支払を受ける金額 の合計 別表5の3⑩	⑯				
非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人					
①のうち所得等課税事業に係る額 ⑯	⑯	円	国内における所得等課税事業に 係る期末の従業者数 ⑯	⑯	人
控除対象額 ⑯×⑯/①、 ⑯×⑯/①、⑯×⑯/③又は⑯×⑯/③	⑯		国内における事務所又は事業所の 期末の従業者数 ⑯	⑯	

3. 付加価値額から控除する額の計算

収益配分額 別表5の2④	⑯	円	雇用安定控除調整率 (⑯-⑯)/⑯	⑯	_____
雇用安定控除額 別表5の2⑨	⑯		付加価値額からの控除額 ⑯×⑯、⑯×⑯又は⑯×⑯	⑯	円

第6号様式別表5の6の2記載要領

- 1 この明細書は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が、法附則第9条第13項から第17項までの規定による控除を受ける場合に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。
- 2 「前事業年度又は前連結事業年度④」の月数が6月に満たない場合であって、当該月数が租税特別措置法第42条の12の5第3項第4号又は第68条の15の6第3項第3号に規定する適用年度の月数に満たないときは、次に掲げる各欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによること。
 - (1) 「国内雇用者に対する給与等の支給額⑤」の欄 連結申告法人（法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）以外の法人にあっては租税特別措置法施行令第27条の12の5第6項第2号イに規定する前一年事業年度等（同号イの前事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額又は同条第5項第2号イに規定する連結事業年度等（同号イの連結事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額を、連結申告法人にあっては租税特別措置法施行令第39条の47第6項第2号イに規定する前一年連結事業年度等（同号イの前連結事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額又は同条第5項第2号イに規定する事業年度等（同号イの事業年度を除く。）に係る同号イに規定する給与等支給額を、同欄の上段に外書として記載すること。
 - (2) 「 $\frac{\text{適用年度の月数}}{\text{④の前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$ ⑥」の欄 欄中「④の前事業年度又は前連結事業年度の月数」とあるのは、連結申告法人以外の法人にあっては「前一年事業年度等の月数の合計数又は連結事業年度等の月数の合計数」と、連結申告法人にあっては「前一年連結事業年度等の月数の合計数又は事業年度等の月数の合計数」として計算すること。
 - (3) 「比較雇用者給与等支給額⑦」の欄 欄中「⑤」とあるのは「(⑤+⑤の外書)」として計算すること。
- 3 「継続雇用者給与等支給増加割合の計算」及び「国内設備投資に係る計算」の記載に当たっては、それぞれの計算において用いる額に応じ、「計算対象額の別」の欄のいずれかに○印を付すること。
- 4 「①のうち所得等課税事業に係る額⑧」の欄は、「雇用者給与等支給額①」のうち法附則第9条第16項に規定する事業税を課されない事業又は法第72条の2第1項第2号に掲げる事業（以下この記載要領において「非課税事業等」という。）以外の事業に係る額を記載すること。
- 5 次に掲げる場合に該当するときは、「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数⑨」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち所得等課税事業（法第72条の2第1項第1号に掲げる事業をいう。以下この記載要領において同じ。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数⑩」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち非課税事業等に係る者

の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。）とを合計した数を記載すること。

- (1) 所得等課税事業を行う法人が事業年度の中途において非課税事業等を開始した場合
- (2) 非課税事業等を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業を開始した場合
- (3) 所得等課税事業と非課税事業等とを併せて行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業又は非課税事業等を廃止した場合

平成28年改正法附則第5条の控除額に関する計算書

事業年度	平成 年	月	日 から	法人名
	平成 年	月	日 まで	

1. 調整後付加価値額の計算

課税標準となる付加価値額 別表5の2①	①	円
当該事業年度の月数	②	月
調整後付加価値額 ①×12／②	③	円

2. 負担変動額の計算

摘要		課税標準	新税率 (/100)	税額(イ)	旧税率 (/100)	税額(ロ)
所得割	所得金額総額 第6号様式⑥	④	円			
	年400万円以下の金額 第6号様式⑦	⑤	0 0 0		円 0 0	円 0 0
	年400万円を超える年800万円以下の金額 第6号様式⑧	⑥	0 0 0		0 0	0 0
	年800万円を超える金額 第6号様式⑨	⑦	0 0 0		0 0	0 0
	計 ⑤+⑥+⑦ 第6号様式⑩	⑧	0 0 0		0 0	0 0
	軽減税率不適用法人の金額 第6号様式⑪	⑨	0 0 0		0 0	0 0
付加価値割	付加価値額総額 第6号様式⑫	⑩				
	付加価値額 第6号様式⑬	⑪	0 0 0		円 0 0	円 0 0
資本割	資本金等の額総額 第6号様式⑭	⑫				
	資本金等の額 第6号様式⑮	⑬	0 0 0		円 0 0	円 0 0
仮計			⑧+⑪+⑬又は⑨+⑪+⑬	⑭	0 0	
差引			(⑭の(イ))-(⑭の(ロ))	⑮	0 0	

3. 平成28年改正法附則第5条第2項から第7項までの控除額に関する計算

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度

③が30億円以下の場合の控除額	⑯×3／4	⑯	円 0 0
③が30億円超40億円未満の場合の控除額 ⑯×(3×(40億円-③))／40億円	⑰	0 0	

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度

③が30億円以下の場合の控除額	⑯／2	⑯	円 0 0
③が30億円超40億円未満の場合の控除額 ⑯×(40億円-③)／20億円	⑰	0 0	

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度

③が30億円以下の場合の控除額	⑯／4	⑯	円 0 0
③が30億円超40億円未満の場合の控除額 ⑯×(40億円-③)／40億円	⑰	0 0	

平成28年改正法附則第5条の控除額に関する
計算書

事業年度	平成 年	月	日から	法人名
平成 年	月	日まで		

1. 調整後付加価値額の計算

課税標準となる付加価値額 別表5の2①	①	円
当該事業年度の月数	②	月
調整後付加価値額 ①×12／②	③	円

2. 負担変動額の計算

摘要		課税標準	新税率 (/100)	税額(イ)	旧税率 (/100)	税額(ロ)
所得割	所得金額総額 第6号様式⑦	④	円			
	年400万円以下の金額 第6号様式⑧	⑤	0 0 0		0 0	0 0
	年400万円を超える金額 第6号様式⑨	⑥	0 0 0		0 0	0 0
	年800万円を超える金額 第6号様式⑩	⑦	0 0 0		0 0	0 0
	計 ⑤+⑥+⑦ 第6号様式⑪	⑧	0 0 0		0 0	0 0
	軽減税率不適用法人の金額 第6号様式⑫	⑨	0 0 0		0 0	0 0
付加価値割	付加価値額総額 第6号様式⑬	⑩				
	付加価値額 第6号様式⑭	⑪	0 0 0		0 0	0 0
資本割	資本金等の額総額 第6号様式⑮	⑫				
	資本金等の額 第6号様式⑯	⑬	0 0 0		0 0	0 0
仮計			⑧+⑪+⑬又は⑨+⑪+⑬	⑭	0 0	0 0
差引			(⑭の(イ))-(⑭の(ロ))	⑮	0 0	

3. 平成28年改正法附則第5条第2項から第7項までの控除額に関する計算

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31までの間に開始する事業年度

③が30億円以下の場合の控除額	⑯×3/4	⑯	円 0 0
③が30億円超40億円未満の場合の控除額 ⑯×(3×(40億円-③))/40億円	⑰	0 0	

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31までの間に開始する事業年度

③が30億円以下の場合の控除額	⑯/2	⑯	円 0 0
③が30億円超40億円未満の場合の控除額 ⑯×(40億円-③)/20億円	⑯	0 0	

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31までの間に開始する事業年度

③が30億円以下の場合の控除額	⑯/4	⑯	円 0 0
③が30億円超40億円未満の場合の控除額 ⑯×(40億円-③)/40億円	⑯	0 0	

収入金額に関する計算書

事業 年度	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	法人名
----------	--------------------------	-----

法第 72 条の 24 の2 第1項 の規定 による 収入 金額	摘要	要	金額
	収入 金額 の総 額		円
	計	(1)	
控 除 さ れ る 金 額			
	計	(2)	
	差引計	(1)-(2)	(3)
法附則第9条第8項の規定による控除額		(4)	
法附則第9条第10項の規定による控除額		(5)	
法附則第9条第19項の規定による控除額		(6)	
法附則第9条第21項の規定による控除額		(7)	
計	(3)-(4)-(5)-(6)-(7)	(8)	

収入金額に関する計算書

事業 年度	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	法人名
----------	--------------------------	-----

法第 72 条の 24 の2 第1項 の規定 による 収入 金額	摘要	要	金額
	収入 金額 の 総 額		円
	計	(1)	
控 除 さ れ る 金 額			
	計	(2)	
	差引計	(1)−(2)	(3)
法附則第9条第8項の規定による控除額	(4)		
法附則第9条第10項の規定による控除額	(5)		
法附則第9条第18項の規定による控除額	(6)		
法附則第9条第20項の規定による控除額	(7)		
法附則第9条第21項の規定による控除額	(8)		
計	(3)−(4)−(5)−(6)−(7)−(8)	(9)	

欠損金額等及び災害損失金の控除明細書

事業年度		平成年月日から 平成年月日まで	法人名	
控除前所得金額 第6号様式⑥- (別表10⑨又は⑩)		円	所得金額控除限度額 ①× $\frac{50, 55, 60\text{又は}100}{100}$	円
事業年度	区分	控除未済欠損金額等又は 控除未済災害損失金③	当期控除額④ (当該事業年度の③と(②-当該事業年度前の④の合計額)のうち少ない金額)	翌期繰越額⑤ (③-④)又は別表11⑯
平成年月日から 平成年月日まで	欠損金額等・災害損失金	円	円	円
平成年月日から 平成年月日まで	欠損金額等・災害損失金			円
平成年月日から 平成年月日まで	欠損金額等・災害損失金			
計				
当期分	欠損金額等・災害損失金			
	同上 災害損失金			円
	青色欠損金			
合計				
災害により生じた損失の額の計算				
災害の種類		災害のやんだ日又は やむを得ない事情のやんだ日	平成年月日	
当期の欠損金額⑥	円	差引災害により生じ た損失の額(⑦-⑧)⑨	円	
災害により生じた損失の額⑦		繰越控除の対象となる 損失の額(⑥と⑨⑩ のうち少ない金額)		
保険金又は損害賠償金等の額⑧				

欠損金額等及び災害損失金の控除明細書

事業年度		平成年月日から 平成年月日まで	法人名		
控除前所得金額 第6号様式⑥(別表10⑨又は⑩)		円 ①	所得金額控除限度額 $\frac{① \times 50,55\text{又は}100}{100}$	円 ②	円
事業年度	区分	控除未済欠損金額等又は 控除未済災害損失金③	当期控除額④ (当該事業年度の③と②-当該事業年度前の④の合計額)のうち少ない金額	翌期繰越額⑤ ((③)-④)又は別表11⑯	円 ⑤
平成年月日から 平成年月日まで	欠損金額等・災害損失金	円	円		円 ⑤
平成年月日から 平成年月日まで	欠損金額等・災害損失金				円 ⑤
平成年月日から 平成年月日まで	欠損金額等・災害損失金				円 ⑤
平成年月日から 平成年月日まで	欠損金額等・災害損失金				円 ⑤
平成年月日から 平成年月日まで	欠損金額等・災害損失金				円 ⑤
平成年月日から 平成年月日まで	欠損金額等・災害損失金				円 ⑤
平成年月日から 平成年月日まで	欠損金額等・災害損失金				円 ⑤
平成年月日から 平成年月日まで	欠損金額等・災害損失金				円 ⑤
平成年月日から 平成年月日まで	欠損金額等・災害損失金				円 ⑤
平成年月日から 平成年月日まで	欠損金額等・災害損失金				円 ⑤
平成年月日から 平成年月日まで	欠損金額等・災害損失金				円 ⑤
平成年月日から 平成年月日まで	欠損金額等・災害損失金				円 ⑤
平成年月日から 平成年月日まで	欠損金額等・災害損失金				円 ⑤
平成年月日から 平成年月日まで	欠損金額等・災害損失金				円 ⑤
平成年月日から 平成年月日まで	欠損金額等・災害損失金				円 ⑤
平成年月日から 平成年月日まで	欠損金額等・災害損失金				円 ⑤
計					
当期分	欠損金額等・災害損失金				
	災害損失金				円 ⑤
	青色欠損金				
合計					
災害により生じた損失の額の計算					
災害の種類		災害のやんだ日又は やむを得ない事情のやんだ日	平成年月日		
当期の欠損金額⑥		円 差引災害により生じ た損失の額(⑦-⑧) ⑨			円 ⑨
災害により生じた損失の額⑦		繰越控除の対象となる 損失の額(⑥と⑨) ⑩ のうち少ない金額			
保険金又は損害賠償金等の額⑧					

更生欠損金額等及び民事再生等評価換えが行われる場合の
再生等欠損金額等の控除明細書

事業年度	平成 年 月 日から	法 人 名
	平成 年 月 日まで	

更生欠損金額等の控除明細書					
債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	(①)	円	適用年度終了の時における前期以前の事業年度から繰り越された欠損金額等	(⑧)
	私財提供を受けた金銭の額	(②)		当期控除額 (⑦と⑧のうち少ない金額)	(⑨)
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	(③)		欠損金額等 (㉕の計)	(⑩)
	資産の評価益の総額	(④)		差引欠損金額等 (⑧-⑩)	(⑪)
	資産の評価損の総額	(⑤)		欠損金額等からないものとする金額(⑨-⑪) (マイナスの場合は0)	(⑫)
	純評価益の額 (④-⑤) (マイナスの場合は0)	(⑥)			
計 (①+②+③+⑥)		(⑦)			

民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金額等の控除明細書

民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金額等の控除明細書					
債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	(⑬)	円	適用年度終了の時における前期以前の事業年度から繰り越された欠損金額等	(⑯)
	私財提供を受けた金銭の額	(⑭)		⑯の金額を控除する前の所得	(⑯)
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	(⑮)		当期控除額 (⑯、⑯と⑯のうち少ない金額)	(⑯)
	資産の評価益の総額	(⑯)		欠損金額等 (㉕の計)	(㉖)
	資産の評価損の総額	(⑰)		差引欠損金額等 (⑯-㉖)	(㉗)
	計 (⑬+⑭+⑮+⑯-⑰)	(⑱)		欠損金額等からないものとする金額(㉖-㉗) (マイナスの場合は0)	(㉘)

控除未済欠損金額等の調整

発生事業年度	調整前の控除未済欠損金額等	欠損金額等からないものとする金額 (当該発生事業年度の㉕と((㉖又は㉗)-当該発生事業年度前の㉖の合計額)のうち少ない金額)		差引控除未済欠損金額等 (㉕-㉖)
		㉕	㉖	
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		円	円	円
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで				
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで				
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで				
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで				
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで				
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで				
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで				
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで				
計				

更生欠損金額等及び民事再生等評価換えが行われる場合の
再生等欠損金額等の控除明細書

事業年度	平成年月	月日から	日まで	法人名
------	------	------	-----	-----

更生欠損金額等の控除明細書					
債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	①	円	適用年度終了の時における前期以前の事業年度から繰り越された欠損金額等	⑧
	私財提供を受けた金銭の額	②		当期控除額(⑦と⑧のうち少ない金額)	⑨
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	③		欠損金額等(㉕の計)	⑩
	資産の評価益の総額	④		差引欠損金額等(⑧-⑩)	⑪
	資産の評価損の総額	⑤		欠損金額等からないものとする金額(⑨-⑪)(マイナスの場合は0)	⑫
	純評価益の額(④-⑤) (マイナスの場合は0)	⑥			
	計(①+②+③+⑥)	⑦			

民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金額等の控除明細書

債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	⑬	円	適用年度終了の時における前期以前の事業年度から繰り越された欠損金額等	⑯	円
	私財提供を受けた金銭の額	⑭		⑯の金額を控除する前の所得	⑯	
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	⑮		当期控除額(⑯、⑯と⑯のうち少ない金額)	⑯	
	資産の評価益の総額	⑯		欠損金額等(㉕の計)	㉖	
	資産の評価損の総額	⑰		差引欠損金額等(⑯-㉖)	㉗	
	計(⑬+⑭+⑮+⑯-⑰)	⑱		欠損金額等からないものとする金額(㉖-㉗)(マイナスの場合は0)	㉘	

控除未済欠損金額等の調整

発生事業年度	調整前の控除未済欠損金額等	欠損金額等からないものとする金額 (当該発生事業年度の㉕と((㉖又は㉗)-当該発生事業年度前の㉖の合計額)のうち少ない金額)		差引控除未済欠損金額等(㉖-㉗)
		㉕	㉖	
平成年月日から 平成年月日まで		円	円	円
平成年月日から 平成年月日まで				
計				

民事再生等評価換えが行われる場合以外の再生等欠損金額等及び解散の場合の欠損金額等の控除明細書

債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額 私財提供を受けた金銭の額 私財提供を受けた金銭以外の資産の価額 計(①+②+③)	①	円	事業年度	平成年月日から 平成年月日まで	法人名	円	
				所得金額	⑦の金額等を控除した後の所得 (第6号様式⑦又は別表5②) - ⑦	⑨		
		②	円	当期控除額	⑦の金額を控除する前の所得 (第6号様式⑦又は別表5②)	⑩		
		③	円	当期控除額	④、⑧又は⑨のうち最も少ない金額	⑪		
欠損金額等の計算	適用年度終了の時における前期以前の事業年度から繰り越された欠損金額等	⑤	円	△	調整前の欠損金額等の翌期繰越額 (⑯の計)	⑬	△	
	適用年度終了の時における資本金等の額 (プラスの場合は0)	⑥	△		欠損金額等からないものとする金額 (⑪と⑬のうち少ない金額)	⑭		
	当期控除を受ける欠損金額等又は災害損失金額(別表9④の計)	⑦	円		△	△		
	差引欠損金額等(⑤-⑥-⑦)	⑧	円					

欠損金額等の翌期繰越額の調整

発生事業年度	調整前の欠損金額等の翌期繰越額 (第6号様式別表9③-④)	欠損金額等からないものとする金額 (当該発生事業年度の⑮と(⑯-当該発生事業年度前の⑯の合計額)のうち少ない金額)	差引欠損金額等の翌期繰越額 (⑮-⑯)
	⑮	⑯	⑰
平成年月日から 平成年月日まで	円	円	円
平成年月日から 平成年月日まで			
計			

民事再生等評価換えが行われる場合以外の再生等欠損金額等及び解散の場合の欠損金額等の控除明細書

債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額 私財提供を受けた金銭の額 私財提供を受けた金銭以外の資産の価額 計(①+②+③)	①	円	事業年度	平成年月日から	法人名	円
					平成年月日まで		
		②	円	所得金額	⑦の金額等を控除した後の所得 (第6号様式⑥又は別表5②)-⑦	⑨	
					⑦の金額を控除する前の所得 (第6号様式⑥又は別表5②)	⑩	
欠損金額等の計算	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額 計(①+②+③)	③	円	当期控除額	④、⑧又は⑨のうち最も少ない金額	⑪	円
	適用年度終了の時における前期以前の事業年度から繰り越された欠損金額等	④	円		④、⑤-⑥又は⑩のうち最も少ない金額	⑫	
	適用年度終了の時における資本金等の額 (プラスの場合は0)	⑤	△		調整前の欠損金額等の翌期繰越額 (⑯の計)	⑬	
	当期控除を受ける欠損金額等又は災害損失金額(別表9④の計)	⑥	△		欠損金額等からないものとする金額 (⑪と⑬のうち少ない金額)	⑭	
差引欠損金額等(⑤-⑥-⑦)							

欠損金額等の翌期繰越額の調整

発生事業年度	調整前の欠損金額等の翌期繰越額 (第6号様式別表9③-④)	⑮	欠損金額等からないものとする金額 (当該発生事業年度の⑮と(⑭-当該発生事業年度前の⑯の合計額)のうち少ない金額)	差引欠損金額等の翌期繰越額 (⑮-⑯)	⑯
平成年月日から 平成年月日まで		円		円	円
平成年月日から 平成年月日まで					
計					

適格組織再編成等が行われた場合の調整後の
控除未済欠損金額等の計算に関する明細書

事業年度	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	法人名
------	--------------------------	-----

適格組織再編成等が行われた場合の調整後の控除未済欠損金額等

事業年度	欠損金額等の区分	控除未済欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等	被合併法人等から引継ぎを受ける未処理欠損金額等			調整後の控除未済欠損金額等 ①+②	
			適格合併等の別：適格合併・残余財産の確定 適格合併等の日：平成 年 月 日 被合併法人等の名称：				
			被合併法人等の事業年度	欠損金額等の区分	被合併法人等の未処理欠損金額等 最終の事業年度の別表9の⑤又はこの表の④、⑦若しくは別表13の2の⑤		
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金	円	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金	円	円	
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金			
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金			
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金			
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金			
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金			
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金			
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金			
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金			
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金			
計			計				

支配関係がある法人との間で適格組織再編成等が行われた場合の未処理欠損金額等又は控除未済欠損金額等の調整計算の明細

適格組織再編成等の別	合併(適格・非適格)・残余財産の確定・適格分割・適格現物出資・適格現物分配	適格組織再編成等の日	平成 年 月 日
対象法人の別	被合併法人等(名称：)・当該法人	支配関係発生日	平成 年 月 日
共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれかに該当する場合		共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれにも該当しない場合	
対象法人の事業年度	欠損金額等の区分	被合併法人等の未処理欠損金額等又は当該法人の控除未済欠損金額等	被合併法人等の未処理欠損金額等又は当該法人の控除未済欠損金額等
		被合併法人等の最終の事業年度の別表9の⑤又は当該法人の前期の別表9の⑤	被合併法人等の最終の事業年度の別表9の⑤又は当該法人の前期の別表9の⑤
		(④)	(⑤)
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金	円	円
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金		
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金		
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金		
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金		
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金		
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金		
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金		
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金		
計			

支配関係事業年度以後の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細

対象法人の支配関係事業年度以後の事業年度	支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等発生額 支配関係事業年度以後の事業年度のそれぞれの別表9の「当期分」の欠損金額等	欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算			
		特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額の合計額	特定引継資産又は特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額	特定資産譲渡等損失額 (⑨)-(⑩)	欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額 (⑧)と⑪のうち少ない金額
		(⑧)	(⑨)	(⑩)	(⑪)
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円	円	円	円	円
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
計					

共同事業を行うための適格組織再編成等に該当しない場合の引継対象未処理欠損金額等又は控除未済欠損金額等の特例に関する明細書	事業年度	平成年月日から	法人名	
--	------	---------	-----	--

適格組織再編成等の別	合併(適格・非適格)・残余財産の確定・適格分割・適格現物出資・適格現物分配	適格組織再編成等の日	平成年月日
対象法人の別	被合併法人等(名称:)・当該法人	支配関係発生日	平成年月日

引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の特例計算

対象法人の事業年度	欠損金額等の区分	被合併法人等の未処理欠損金額等又は当該法人の控除未済欠損金額等 〔被合併法人等の最終の事業年度の別表9の⑤又は当該法人の前期の別表9の⑤〕	特例計算による引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算				
			時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額以上である場合		時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額に満たない場合		簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合
			(①)の金額	(②)	支配関係事業年度前の事業年度にあっては①と(⑥)-(⑦)のうち少ない金額、支配関係事業年度以後の事業年度にあっては①の金額	支配関係事業年度前の事業年度にあっては0、支配関係事業年度以後の事業年度にあっては①と(⑧)-(⑩)のうち少ない金額	
平成年月日から 平成年月日まで		欠損金額等・災害損失金	円	円	円	円	円
平成年月日から 平成年月日まで		欠損金額等・災害損失金					
平成年月日から 平成年月日まで		欠損金額等・災害損失金					
平成年月日から 平成年月日まで		欠損金額等・災害損失金					
平成年月日から 平成年月日まで		欠損金額等・災害損失金					
平成年月日から 平成年月日まで		欠損金額等・災害損失金					
平成年月日から 平成年月日まで		欠損金額等・災害損失金					
平成年月日から 平成年月日まで		欠損金額等・災害損失金					
平成年月日から 平成年月日まで		欠損金額等・災害損失金					
平成年月日から 平成年月日まで		欠損金額等・災害損失金					
平成年月日から 平成年月日まで		欠損金額等・災害損失金					
平成年月日から 平成年月日まで		欠損金額等・災害損失金					
平成年月日から 平成年月日まで		欠損金額等・災害損失金					
平成年月日から 平成年月日まで		欠損金額等・災害損失金					
平成年月日から 平成年月日まで		欠損金額等・災害損失金					
平成年月日から 平成年月日まで		欠損金額等・災害損失金					
計							

時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額に満たない場合又は簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合の引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算の明細

対象法人の事業年度	欠損金額等の区分	時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額に満たない場合		簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合		
		支配関係前未処理欠損金額等又は支配関係前控除未済欠損金額等	⑥のうち制限対象金額を構成するものとされた部分の金額	支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等発生額	⑧のうち特定資産譲渡等損失相当額	⑨のうち簿価純資産超過額を構成するものとされた部分の金額
		〔支配関係事業年度の前事業年度の別表9の⑤〕	〔⑬の金額を⑥の古いものから順次振当〕	〔支配関係事業年度以後の事業年度のそれぞれの別表9の「当期分」の欠損金額等〕	別表12の⑫	〔⑭の金額を⑨の古いものから順次振当〕
平成年月日から 平成年月日まで		欠損金額等・災害損失金	円	円	円	円
平成年月日から 平成年月日まで		欠損金額等・災害損失金		内		
平成年月日から 平成年月日まで		欠損金額等・災害損失金		内		
平成年月日から 平成年月日まで		欠損金額等・災害損失金		内		
平成年月日から 平成年月日まで		欠損金額等・災害損失金		内		
平成年月日から 平成年月日まで		欠損金額等・災害損失金		内		
平成年月日から 平成年月日まで		欠損金額等・災害損失金		内		
平成年月日から 平成年月日まで		欠損金額等・災害損失金		内		
平成年月日から 平成年月日まで		欠損金額等・災害損失金		内		
平成年月日から 平成年月日まで		欠損金額等・災害損失金		内		
平成年月日から 平成年月日まで		欠損金額等・災害損失金		内		
平成年月日から 平成年月日まで		欠損金額等・災害損失金		内		
平成年月日から 平成年月日まで		欠損金額等・災害損失金		内		
平成年月日から 平成年月日まで		欠損金額等・災害損失金		内		
平成年月日から 平成年月日まで		欠損金額等・災害損失金		内		
平成年月日から 平成年月日まで		欠損金額等・災害損失金		内		
計						

支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産超過額又は簿価純資産超過額の計算の明細

時価純資産超過額 (②の(イ)-(②の(イ))-(②の(ロ))-(②の(ロ)))	⑪	円	制限対象金額 (⑫-(⑪))	⑬	円
支配関係前未処理欠損金額等又は支配関係前控除未済欠損金額等の合計額 (⑥)の計	⑫		簿価純資産超過額 (②の(ロ)-(②の(ロ))-(②の(イ)-(②の(イ))))	⑭	

支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産価額及び簿価純資產価額の明細

資産				負債		
名称等	時価	帳簿価額	名称等	時価	帳簿価額	
	(イ)	(ロ)		(イ)	(ロ)	
⑯	円	円	⑯	円	円	
⑰			⑰			
⑱			⑱			
			計	⑯	円	

共同事業を行うための適格組織再編成等に該当しない場合の引継対象未処理欠損金額等又は控除未済欠損金額等の特例に関する明細書

事業年度	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	法人名	
------	--------------------------	-----	--

対象法人の事業年度	欠損金額等の区分	被合併法人等の未処理欠損金額等又は当該法人の控除未済欠損金額等 <small>(被合併法人等の最終の事業年度の別表9の⑤又は当該法人の前期の別表9の⑤)</small>	特例計算による引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算			
			時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額以上である場合	時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額に満たない場合	簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合	特例計算による引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等
			(①)の金額	<small>支配関係事業年度前の事業年度にあっては①と(⑥)-(⑦)のうち少ない金額、支配関係事業年度以後の事業年度にあっては①の金額</small>	<small>支配関係事業年度の事業年度にあっては0、支配関係事業年度以後の事業年度にあっては①と(⑧)-(⑩)のうち少ない金額</small>	②、③又は④
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金		円	円	円	円
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
計						

時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額に満たない場合又は簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合の引継対象未処理欠損金額等又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算の明細

対象法人の事業年度	欠損金額等の区分	時価純資産超過額が支配関係前未処理欠損金額等の合計額に満たない場合		簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合		
		支配関係前未処理欠損金額等又は支配関係前控除未済欠損金額等	⑥のうち制限対象金額を構成するものとされた部分の金額	支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等発生額	⑧のうち特定資産譲渡等損失相当額	⑨のうち簿価純資産超過額を構成するものとされた部分の金額
		<small>支配関係事業年度の前事業年度の別表9の⑤</small>	<small>⑬の金額を⑥の古いものから順次振当</small>	<small>支配関係事業年度以後の事業年度のそれぞれの別表9の「当期分」の欠損金額等</small>	別表12の⑫	<small>⑭の金額を⑨の古いものから順次振当</small>
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金	円	円	円	円	円
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金			内		
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金			内		
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金			内		
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金			内		
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金			内		
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金			内		
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金			内		
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金			内		
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金			内		
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金			内		
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金			内		
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金			内		
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金			内		
計						

支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産超過額又は簿価純資産超過額の計算の明細

時価純資産超過額 (⑪の(イ)-⑯の(イ))-(⑪の(ロ))-⑯の(ロ))	⑪	円	制限対象金額 (⑫-⑪)	⑬	円
支配関係前未処理欠損金額等又は支配関係前控除未済欠損金額等の合計額 ⑯の計	⑫		簿価純資産超過額 (⑫の(ロ)-⑯の(ロ))-(⑪の(イ)-⑯の(イ))	⑭	

支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産価額及び簿価純資產価額の明細

名称等	資産				負債		
	時価 (イ)	帳簿価額 (ロ)	名称等		時価 (イ)	帳簿価額 (ロ)	
			(イ)	(ロ)			
	⑮	円	円	⑯	円	円	円
	⑯			⑰		⑯	
	⑰			⑱		⑯	
	⑱			計	⑲	計	⑯

事業を移転しない適格組織再編成等が行われた場合の
控除未済欠損金額等の特例に関する明細書

事 業 年 度	平成 年 月 日から	法 人 名
	平成 年 月 日まで	

適格組織再編成等の別		適格分割・適格現物出資・適格現物分配		適格組織再編成等の日	平成 年 月 日
				支配関係発生日	平成 年 月 日
調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の特例計算					
当該法人の事業年度	欠損金額等の区分	当該法人の控除未済欠損金額等 〔当該法人の前期の別表9の⑤〕	特例計算による調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算		
			移転時価資産価額が移転簿価資産価額を超える場合		特例計算による調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等 ②、③又は④
			移転時価資産超過額が支配関係前欠損金額等の合計額以下である場合	移転時価資産超過額が支配関係前欠損金額等の合計額以上である場合 〔支配関係事業年度前の事業年度にあっては(⑥)ー(⑦)、支配関係事業年度以後の事業年度であっては(①)ー(⑩)〕	
平成年月	日から日まで	欠損金額等・災害損失金	円	円	円
平成年月	日から日まで	欠損金額等・災害損失金			
平成年月	日から日まで	欠損金額等・災害損失金			
平成年月	日から日まで	欠損金額等・災害損失金			
平成年月	日から日まで	欠損金額等・災害損失金			
平成年月	日から日まで	欠損金額等・災害損失金			
平成年月	日から日まで	欠損金額等・災害損失金			
平成年月	日から日まで	欠損金額等・災害損失金			
平成年月	日から日まで	欠損金額等・災害損失金			
平成年月	日から日まで	欠損金額等・災害損失金			
計					

移転時価資産価額が移転簿価資産価額を超える場合の調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算の明細

当該法人の事業年度		支配関係前欠損金額等 〔支配関係事業年度前の事業年度の①〕		移転時価資産超過額が支配関係前欠損金額等の合計額以下である場合	移転時価資産超過額が支配関係前欠損金額等の合計額を超える場合		
当該法人の事業年度	欠損金額等の区分	支配関係前欠損金額等 〔支配関係事業年度前の事業年度の①〕		⑥のうち移転時価資産超過額を構成するものとされた部分の金額 〔⑪の金額を⑥の古いものから順次振当〕	支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額以外の部分から成る金額 〔別表12「⑧ー⑫」〕	支配関係後欠損金額等 〔支配関係事業年度以後の事業年度の(①ー⑧)〕	⑨のうち制限対象金額を構成するものとされた部分の金額 〔⑬の金額を⑨の古いものから順次振当〕
		⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	
平成年月	日から日まで	欠損金額等・災害損失金	円	円	円	円	円
平成年月	日から日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成年月	日から日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成年月	日から日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成年月	日から日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成年月	日から日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成年月	日から日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成年月	日から日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成年月	日から日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成年月	日から日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成年月	日から日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成年月	日から日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成年月	日から日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成年月	日から日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成年月	日から日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成年月	日から日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成年月	日から日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成年月	日から日まで	欠損金額等・災害損失金					
計							

制限対象金額の計算の明細

移転時価資産超過額 (⑯の(イ)ー⑯の(ロ))	⑪	円	名称等	時価	帳簿価額
支配関係前欠損金額等の合計額 (⑥の計)	⑫		⑯	円	円
制限対象金額 (⑪ー⑫)	⑬		⑯		
			計	⑰	

事業を移転しない適格組織再編成等が行われた場合の
控除未済欠損金額等の特例に関する明細書

事 業 年 度	平成 年 月 日から	法 人 名
	平成 年 月 日まで	

適格組織再編成等の別		適格分割・適格現物出資・適格現物分配		適格組織再編成等の日	平成 年 月 日
調 整 後 の 当 該 法 人 分 の 控 除 未 済 欠 損 金 額 等 の 特 例 計 算				支 配 関 係 発 生 日	平成 年 月 日
特例計算による調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算					
当該法人の事業年度		当該法人の控除未済欠損金額等		移転時価資産価額が移転簿価資産価額を超える場合	
当該法人の前期の別表9の⑤		移転時価資産価額が移転簿価資産価額以下である場合		移転時価資産超過額が支配関係前欠損金額等の合計額以下である場合	
(1)		(2)		(3)	
平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金	円	円	円
平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金			
平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金			
平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金			
平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金			
平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金			
平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金			
平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金			
平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金			
平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金			
計					
移転時価資産価額が移転簿価資産価額を超える場合の調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算の明細					
当該法人の事業年度		支配関係前欠損金額等		移転時価資産超過額が支配関係前欠損金額等の合計額を超える場合	
当該法人の前期の別表9の①		⑥のうち移転時価資産超過額を構成するものとされた部分の金額		支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額以外の部分から成る金額	
(6)		(7)		支配関係後欠損金額等	
平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金	円	円	円
平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金			
平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金			
平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金			
平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金			
平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金			
平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金			
平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金			
平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金			
計					
制限対象金額の計算の明細				移転直における移転時価資産価額及び移転簿価資産価額の明細	
移転時価資産超過額 (⑪の(イ)～⑪の(ロ))		円		時価	
		名称等		帳簿価額	
		(イ)		(ロ)	
支配関係前欠損金額等の合計額 (⑥の計)		(12)		(14)	
				円	
				(15)	
制限対象金額 (⑪～⑫)		(13)		(16)	
				円	
		計		(17)	

受付印		平成 年 月 日										整理番号		事務所区分	管理番号	申告区分		
												法人番号		申告年月日				
												殿		年 月 日				
所在地 (本県が支店等の場合は本店所在地と併記)		(電話)										事業種目						
(ふりがな)												前期末現在の資本金の額 又は出資金の額		兆 十億 百万 千 円 ()				
法人名												前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額						
(ふりがな)		(ふりがな)												前期末現在の資本金等の額				
代表者氏名印		経理責任者氏名																
平成 □ 年 □ 月 □ 日から平成 □ 年 □ 月 □ 日までの事業年度分又は連結事業年度分の道府県民税の予定申告書														道府県民税の予定申告書				
※														道府県民税の予定申告書				
事業税														道府県民税				
前事業年度の事業税額(④)の金額) ⑯														前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額(⑦)の金額) ⑯				
所得割額(⑧×前事業年度の月数) ⑯		⑯			兆 十億 百万 千 円 ()			兆 十億 百万 千 円 ()										
附加価値割額(⑨×前事業年度の月数) ⑯		⑯			00			00										
資本割額(⑩×前事業年度の月数) ⑯		⑯			00			00										
収入割額(⑪×前事業年度の月数) ⑯		⑯			00			00										
地方法人特別税額(⑫×前事業年度の月数) ⑯		⑯			00			00										
予定申告税額(⑯+⑯+⑯+⑯) ⑯		⑯			00			00										
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び地方法人特別税額 ⑯		⑯			00			00										
この申告により納付すべき事業税額及び地方法人特別税額 ⑯-⑯ ⑯		⑯			00			00										
前事業年度の事業税額・地方法人特別税額の明細														道府県民税の特定寄附金税額控除額 ⑯				
摘要		課税標準			税率(100)		税額			兆 十億 百万 千 円 ()								
所得割額総額 ⑯		兆 十億 百万 千 円 ()			兆 十億 百万 千 円 ()		兆 十億 百万 千 円 ()			兆 十億 百万 千 円 ()								
所得金額 ⑯		兆 十億 百万 千 円 ()			兆 十億 百万 千 円 ()		兆 十億 百万 千 円 ()			兆 十億 百万 千 円 ()								
附加価値額総額 ⑯		兆 十億 百万 千 円 ()			兆 十億 百万 千 円 ()		兆 十億 百万 千 円 ()			兆 十億 百万 千 円 ()								
附加価値額 ⑯		兆 十億 百万 千 円 ()			兆 十億 百万 千 円 ()		兆 十億 百万 千 円 ()			兆 十億 百万 千 円 ()								
資本金等の額総額 ⑯		兆 十億 百万 千 円 ()			兆 十億 百万 千 円 ()		兆 十億 百万 千 円 ()			兆 十億 百万 千 円 ()								
資本金等の額 ⑯		兆 十億 百万 千 円 ()			兆 十億 百万 千 円 ()		兆 十億 百万 千 円 ()			兆 十億 百万 千 円 ()								
収入金額総額 ⑯		兆 十億 百万 千 円 ()			兆 十億 百万 千 円 ()		兆 十億 百万 千 円 ()			兆 十億 百万 千 円 ()								
収入金額 ⑯		兆 十億 百万 千 円 ()			兆 十億 百万 千 円 ()		兆 十億 百万 千 円 ()			兆 十億 百万 千 円 ()								
合計事業税額 ⑯+⑯+⑯+⑯ ⑯		兆 十億 百万 千 円 ()			兆 十億 百万 千 円 ()		兆 十億 百万 千 円 ()			兆 十億 百万 千 円 ()								
平成27年改正法附則第8条又は平成28年改正法附則第5条の控除額 ⑯		兆 十億 百万 千 円 ()			兆 十億 百万 千 円 ()		兆 十億 百万 千 円 ()			兆 十億 百万 千 円 ()								
事業税の特定寄附金税額控除額 ⑯		兆 十億 百万 千 円 ()			兆 十億 百万 千 円 ()		兆 十億 百万 千 円 ()			兆 十億 百万 千 円 ()								
仮装経理に基づく事業税額の控除額 ⑯		兆 十億 百万 千 円 ()			兆 十億 百万 千 円 ()		兆 十億 百万 千 円 ()			兆 十億 百万 千 円 ()								
租税条約の実施に係る事業税額の控除額 ⑯		兆 十億 百万 千 円 ()			兆 十億 百万 千 円 ()		兆 十億 百万 千 円 ()			兆 十億 百万 千 円 ()								
納付すべき事業税額 ⑯-⑯-⑯-⑯-⑯ ⑯		兆 十億 百万 千 円 ()			兆 十億 百万 千 円 ()		兆 十億 百万 千 円 ()			兆 十億 百万 千 円 ()								
④の内訳 所得割 ⑥		兆 十億 百万 千 円 ()			兆 十億 百万 千 円 ()		兆 十億 百万 千 円 ()			兆 十億 百万 千 円 ()								
④の内訳 資本割 ⑥		兆 十億 百万 千 円 ()			兆 十億 百万 千 円 ()		兆 十億 百万 千 円 ()			兆 十億 百万 千 円 ()								
摘要		課税標準			税率(100)		税額			兆 十億 百万 千 円 ()								
所得割に係る地方法人特別税額 ⑥		兆 十億 百万 千 円 ()			兆 十億 百万 千 円 ()		兆 十億 百万 千 円 ()			兆 十億 百万 千 円 ()								
収入割に係る地方法人特別税額 ⑥		兆 十億 百万 千 円 ()			兆 十億 百万 千 円 ()		兆 十億 百万 千 円 ()			兆 十億 百万 千 円 ()								
合計地方法人特別税額 (⑥+⑥) ⑥		兆 十億 百万 千 円 ()			兆 十億 百万 千 円 ()		兆 十億 百万 千 円 ()			兆 十億 百万 千 円 ()								
仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額 ⑥		兆 十億 百万 千 円 ()			兆 十億 百万 千 円 ()		兆 十億 百万 千 円 ()			兆 十億 百万 千 円 ()								
租税条約の実施に係る地方法人特別税額の控除額 ⑥		兆 十億 百万 千 円 ()			兆 十億 百万 千 円 ()		兆 十億 百万 千 円 ()			兆 十億 百万 千 円 ()								
納付すべき地方法人特別税額 ⑥-⑥-⑥-⑥ ⑥		兆 十億 百万 千 円 ()			兆 十億 百万 千 円 ()		兆 十億 百万 千 円 ()			兆 十億 百万 千 円 ()								
この申告の期間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで																		
前事業年度又は前連結事業年度の期間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで																		
備考																		
関与税理士署名押印 (電話)																		

受付印		平成 年 月 日		整理番号		事務所区分	管理番号	申告区分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
						法人番号	申告年月日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
							年 月 日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
						殿																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
所在地 (本県が支店等の場合は本店所在地と併記)		(電話)		事業種目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
(ふりがな)				前期末現在の資本金の額又は出資金の額		兆	十億	百万	千円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
法人名				前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
(ふりがな)		(ふりがな)		前期末現在の資本金等の額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
代表者氏名印		経理責任者氏名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
平成□年□月□日から平成□年□月□日までの事業年度分又は連結事業年度分の道府県民税地方法人特別税の予定申告書*																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="10">事業 税</th> </tr> <tr> <th colspan="10">前事業年度の事業税額(④の金額) ⑯</th> </tr> <tr> <td colspan="2">所得割額</td> <td colspan="2">(②×⁶_{前事業年度の月数}) ⑯</td> <td colspan="2">付加価値割額</td> <td colspan="2">(③×⁶_{前事業年度の月数}) ⑯</td> <td colspan="2">資本割額</td> <td colspan="2">(④×⁶_{前事業年度の月数}) ⑯</td> </tr> <tr> <td colspan="2">収入割額</td> <td colspan="2">(⑤×⁶_{前事業年度の月数}) ⑯</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">地方法人特別税額</td> <td colspan="2">(①×⁶_{前事業年度の月数}) ⑯</td> <td colspan="2">予定申告税額</td> <td colspan="2">(⑯+⑯+⑯+⑯+⑯) ⑯</td> <td colspan="2">この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び地方法人特別税額</td> <td colspan="2">この申告により納付すべき事業税額及び地方法人特別税額 ⑯-⑯</td> </tr> <tr> <td colspan="2">この申告により納付すべき事業税額及び地方法人特別税額 ⑯-⑯</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="10">前事業年度の事業税額・地方法人特別税額の明細</td> </tr> <tr> <td colspan="2">摘要</td> <td colspan="2">課税標準</td> <td colspan="2">税率(100)</td> <td colspan="2">税額</td> <td colspan="2">道府県民税</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(事業税)</td> <td colspan="2">所得金額総額 ⑧</td> <td colspan="2">兆 十億 百万 千 円</td> <td colspan="2">兆 十億 百万 千 円</td> <td colspan="2">前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額(⑦の金額) ⑯</td> <td colspan="2">00</td> </tr> <tr> <td colspan="2">所得割</td> <td colspan="2">所得金額 ⑨</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">予定申告税額(①×⁶_{前事業年度又は前連結事業年度の月数}) ⑯</td> <td colspan="2">00</td> </tr> <tr> <td colspan="2">付加価値割</td> <td colspan="2">付加価値額総額 ⑩</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額 ③</td> <td colspan="2">00</td> </tr> <tr> <td colspan="2">資本割</td> <td colspan="2">付加価値額 ⑪</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">この申告により納付すべき法人税割額(②-③) ⑯</td> <td colspan="2">00</td> </tr> <tr> <td colspan="2">収入割</td> <td colspan="2">資本金等の額総額 ⑫</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">均等割額</td> <td colspan="2">月</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">資本金等の額 ⑬</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">均等割額 × ⑫ / 12 ⑯</td> <td colspan="2">00</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">収入金額総額 ⑭</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">この申告により納付すべき道府県民税額(④+⑥) ⑯</td> <td colspan="2">00</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">収入金額 ⑮</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">合計事業税額 ⑯+⑯+⑯+⑯+⑯ ⑯</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">(特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等) ⑯</td> <td colspan="2">00</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">平成28年改正法附則第5条の控除額 ⑯</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">事業税の特定寄附金税額控除額 ⑯</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">法人税割額 ⑯</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">仮装経理に基づく事業税額の控除額 ⑯</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">道府県民税の特定寄附金税額控除額 ⑯</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">租税条約の実施に係る事業税額の控除額 ⑯</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">外国開業会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額 ⑯</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">納付すべき事業税額 ⑯-⑯-⑯-⑯-⑯ ⑯</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">外国の法人税等の額の控除額 ⑯</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(④の内訳)</td> <td colspan="2">所得割 ⑯</td> <td colspan="2">兆 十億 百万 千 円</td> <td colspan="2">付加価値割 ⑯</td> <td colspan="2">仮装経理に基づく法人税割額の控除額 ⑯</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">資本割 ⑯</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 ⑯</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">合計地方法人特別税額 (⑯+⑯) ⑯</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">納付すべき法人税割額(⑨-⑩-⑪-⑫-⑬-⑭) ⑯</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額 ⑯</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">⑯のうち特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等に係る法人税割額 ⑯</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">租税条約の実施に係る地方法人特別税額の控除額 ⑯</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">差引法人税割額(⑯-⑯) ⑯</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">納付すべき地方法人特別税額 ⑯-⑯-⑯ ⑯</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">法第15条の4の徵収猶予を受けようとする税額 ⑯</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(地方法人特別税)</td> <td colspan="2">摘要</td> <td colspan="2">課税標準</td> <td colspan="2">税率(100)</td> <td colspan="2">この申告の期間</td> <td colspan="2">平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">所得割に係る地方法人特別税額 ⑯</td> <td colspan="2">兆 十億 百万 千 円 00</td> <td colspan="2">兆 十億 百万 千 円</td> <td colspan="2">前事業年度又は前連結事業年度の期間</td> <td colspan="2">平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">収入割に係る地方法人特別税額 ⑯</td> <td colspan="2">00</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">備考</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">合計地方法人特別税額 (⑯+⑯) ⑯</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">関与税理士署名押印 (電話)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額 ⑯</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">租税条約の実施に係る地方法人特別税額の控除額 ⑯</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">納付すべき地方法人特別税額 ⑯-⑯-⑯ ⑯</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>										事業 税										前事業年度の事業税額(④の金額) ⑯										所得割額		(②× ⁶ _{前事業年度の月数}) ⑯		付加価値割額		(③× ⁶ _{前事業年度の月数}) ⑯		資本割額		(④× ⁶ _{前事業年度の月数}) ⑯		収入割額		(⑤× ⁶ _{前事業年度の月数}) ⑯										地方法人特別税額		(①× ⁶ _{前事業年度の月数}) ⑯		予定申告税額		(⑯+⑯+⑯+⑯+⑯) ⑯		この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び地方法人特別税額		この申告により納付すべき事業税額及び地方法人特別税額 ⑯-⑯		この申告により納付すべき事業税額及び地方法人特別税額 ⑯-⑯												前事業年度の事業税額・地方法人特別税額の明細										摘要		課税標準		税率(100)		税額		道府県民税				(事業税)		所得金額総額 ⑧		兆 十億 百万 千 円		兆 十億 百万 千 円		前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額(⑦の金額) ⑯		00		所得割		所得金額 ⑨						予定申告税額(①× ⁶ _{前事業年度又は前連結事業年度の月数}) ⑯		00		付加価値割		付加価値額総額 ⑩						この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額 ③		00		資本割		付加価値額 ⑪						この申告により納付すべき法人税割額(②-③) ⑯		00		収入割		資本金等の額総額 ⑫						均等割額		月				資本金等の額 ⑬						均等割額 × ⑫ / 12 ⑯		00				収入金額総額 ⑭						この申告により納付すべき道府県民税額(④+⑥) ⑯		00				収入金額 ⑮						前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細						合計事業税額 ⑯+⑯+⑯+⑯+⑯ ⑯						(特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等) ⑯		00				平成28年改正法附則第5条の控除額 ⑯						課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額						事業税の特定寄附金税額控除額 ⑯						法人税割額 ⑯						仮装経理に基づく事業税額の控除額 ⑯						道府県民税の特定寄附金税額控除額 ⑯						租税条約の実施に係る事業税額の控除額 ⑯						外国開業会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額 ⑯						納付すべき事業税額 ⑯-⑯-⑯-⑯-⑯ ⑯						外国の法人税等の額の控除額 ⑯				(④の内訳)		所得割 ⑯		兆 十億 百万 千 円		付加価値割 ⑯		仮装経理に基づく法人税割額の控除額 ⑯						資本割 ⑯						租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 ⑯						合計地方法人特別税額 (⑯+⑯) ⑯						納付すべき法人税割額(⑨-⑩-⑪-⑫-⑬-⑭) ⑯						仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額 ⑯						⑯のうち特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等に係る法人税割額 ⑯						租税条約の実施に係る地方法人特別税額の控除額 ⑯						差引法人税割額(⑯-⑯) ⑯						納付すべき地方法人特別税額 ⑯-⑯-⑯ ⑯						法第15条の4の徵収猶予を受けようとする税額 ⑯				(地方法人特別税)		摘要		課税標準		税率(100)		この申告の期間		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで				所得割に係る地方法人特別税額 ⑯		兆 十億 百万 千 円 00		兆 十億 百万 千 円		前事業年度又は前連結事業年度の期間		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで				収入割に係る地方法人特別税額 ⑯		00				備考						合計地方法人特別税額 (⑯+⑯) ⑯						関与税理士署名押印 (電話)						仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額 ⑯												租税条約の実施に係る地方法人特別税額の控除額 ⑯												納付すべき地方法人特別税額 ⑯-⑯-⑯ ⑯									
事業 税																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
前事業年度の事業税額(④の金額) ⑯																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
所得割額		(②× ⁶ _{前事業年度の月数}) ⑯		付加価値割額		(③× ⁶ _{前事業年度の月数}) ⑯		資本割額		(④× ⁶ _{前事業年度の月数}) ⑯																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
収入割額		(⑤× ⁶ _{前事業年度の月数}) ⑯																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
地方法人特別税額		(①× ⁶ _{前事業年度の月数}) ⑯		予定申告税額		(⑯+⑯+⑯+⑯+⑯) ⑯		この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び地方法人特別税額		この申告により納付すべき事業税額及び地方法人特別税額 ⑯-⑯																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
この申告により納付すべき事業税額及び地方法人特別税額 ⑯-⑯																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
前事業年度の事業税額・地方法人特別税額の明細																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
摘要		課税標準		税率(100)		税額		道府県民税																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
(事業税)		所得金額総額 ⑧		兆 十億 百万 千 円		兆 十億 百万 千 円		前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額(⑦の金額) ⑯		00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
所得割		所得金額 ⑨						予定申告税額(①× ⁶ _{前事業年度又は前連結事業年度の月数}) ⑯		00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
付加価値割		付加価値額総額 ⑩						この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額 ③		00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
資本割		付加価値額 ⑪						この申告により納付すべき法人税割額(②-③) ⑯		00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
収入割		資本金等の額総額 ⑫						均等割額		月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		資本金等の額 ⑬						均等割額 × ⑫ / 12 ⑯		00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		収入金額総額 ⑭						この申告により納付すべき道府県民税額(④+⑥) ⑯		00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		収入金額 ⑮						前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		合計事業税額 ⑯+⑯+⑯+⑯+⑯ ⑯						(特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等) ⑯		00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		平成28年改正法附則第5条の控除額 ⑯						課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		事業税の特定寄附金税額控除額 ⑯						法人税割額 ⑯																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		仮装経理に基づく事業税額の控除額 ⑯						道府県民税の特定寄附金税額控除額 ⑯																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		租税条約の実施に係る事業税額の控除額 ⑯						外国開業会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額 ⑯																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		納付すべき事業税額 ⑯-⑯-⑯-⑯-⑯ ⑯						外国の法人税等の額の控除額 ⑯																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
(④の内訳)		所得割 ⑯		兆 十億 百万 千 円		付加価値割 ⑯		仮装経理に基づく法人税割額の控除額 ⑯																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		資本割 ⑯						租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 ⑯																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		合計地方法人特別税額 (⑯+⑯) ⑯						納付すべき法人税割額(⑨-⑩-⑪-⑫-⑬-⑭) ⑯																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額 ⑯						⑯のうち特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等に係る法人税割額 ⑯																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		租税条約の実施に係る地方法人特別税額の控除額 ⑯						差引法人税割額(⑯-⑯) ⑯																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		納付すべき地方法人特別税額 ⑯-⑯-⑯ ⑯						法第15条の4の徵収猶予を受けようとする税額 ⑯																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
(地方法人特別税)		摘要		課税標準		税率(100)		この申告の期間		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		所得割に係る地方法人特別税額 ⑯		兆 十億 百万 千 円 00		兆 十億 百万 千 円		前事業年度又は前連結事業年度の期間		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		収入割に係る地方法人特別税額 ⑯		00				備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		合計地方法人特別税額 (⑯+⑯) ⑯						関与税理士署名押印 (電話)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額 ⑯																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		租税条約の実施に係る地方法人特別税額の控除額 ⑯																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		納付すべき地方法人特別税額 ⑯-⑯-⑯ ⑯																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					

外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書 (その1)		事業年度又は 連結事業年度	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	法人名	
政令第9条の7第7項ただし書の規定の適用の有無					有・無
控除する金額の計算					
所得税等の額 控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額	①	円	国税の控除額 控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額のうち⑤の額を超える額	③+④ ②-⑤	円 ⑥
法人税の控除額	③		道府県民税の法人税割額	⑫	⑦
地方法人税の控除額	④		控除する金額(⑥若しくは⑦のうち少ない額又は⑬)	⑧	
各道府県ごとに控除する金額の明細					
事務所又は事業所 名称	所在地	従業者数又は補正後の従業者数	控除すべき金額 ⑨	各道府県ごとに算定した法人税割額 ⑩	各道府県ごとに控除する金額 (⑨又は⑩のうち少ない額) ⑪
人	円	円	円		
合計				⑫	⑬

外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書 (その2)		事業年度又は 連結事業年度	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	法人名					
政令第9条の7第7項ただし書の規定の適用の有無		有 · 無	政令第48条の13第8項ただし書の規定の適用の有無			有 · 無			
控除する金額の計算									
所得税等の額		①	円	控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額のうち⑤の額を超える額は⑥上段に、⑤と⑦の合計額を超える額は下段に			円 (イ) (ロ)		
控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額		②		道府県民税の法人税割額 ② ⑦					
法人税の控除額		③		市町村民税の法人税割額 ④ ⑧					
地方法人税の控除額		④		控除する金額 (⑥(イ)若しくは⑦のうち少ない額又は②は上段に、⑥(ロ)若しくは⑧のうち少ない額又は⑤は下段に)			円 (イ) (ロ)		
国税の控除額 ③+④		⑤							
各都道府県・市町村ごとに控除する金額の明細									
事務所又は事業所		従業者数又は補正後の従業者数	各都道府県ごとに控除すべき金額 ⑩	各都道府県ごとに算定した法人税割額 ⑪	各都道府県ごとに控除する金額 (⑩又は⑪のうち少ない額) ⑫	従業者数又は補正後の従業者数	各市町村ごとに控除すべき金額 ⑬	各市町村ごとに算定した法人税割額 ⑭	各市町村ごとに控除する金額 (⑬又は⑭のうち少ない額) ⑮
特別区以外	名称	所在地	人	円	円	円	人	円	円
		小計		⑯			⑰		
特別区			⑯(⑨(イ)-⑯)			⑯(⑨(ロ)-⑰)			
合計			⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	

第7号様式記載要領

- 1 この明細書は、内国法人が法第53条第24項及び第321条の8第24項の規定の適用を受ける場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する内国法人が東京都に提出する第6号様式の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合は（その2）により、それ以外の場合は（その1）によること。なお、（その2）は（その1）に代えて使用して差し支えないものであること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合には、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 （その1）の記載に当たっては、次によること。
 - (1) 「所得税等の額①」の欄は、法人税の明細書（別表17（3の12）付表）の(5)の欄の金額を記載すること。
 - (2) 「控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額②」の欄は、法人税の明細書（別表17（3の12）付表）の(31)の欄の金額を記載すること。
 - (3) 「法人税の控除額③」の欄は、法人税の明細書（別表17（3の12））の(3)又は(11)の欄の金額を記載すること。
 - (4) 「地方法人税の控除額④」の欄は、地方法人税の申告書（別表1）の(8)の欄の金額又は地方法人税の明細書（別表2付表）の(12)の欄の金額を記載すること。
 - (5) 「各道府県ごとに算定した法人税割額⑩」の欄は、第6号様式の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額を控除した金額を記載すること。
- 4 （その2）の記載に当たっては、次によること。
 - (1) 「所得税等の額①」の欄は、法人税の明細書（別表17（3の12）付表）の(5)の欄の金額を記載すること。
 - (2) 「控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額②」の欄は、法人税の明細書（別表17（3の12）付表）の(31)の欄の金額を記載すること。
 - (3) 「法人税の控除額③」の欄は、法人税の明細書（別表17（3の12））の(3)又は(11)の欄の金額を記載すること。
 - (4) 「地方法人税の控除額④」の欄は、地方法人税の申告書（別表1）の(8)の欄の金額又は地方法人税の明細書（別表2付表）の(12)の欄の金額を記載すること。
 - (5) 「各都道府県ごとに算定した法人税割額⑪」の欄は、第6号様式の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額を控除した金額を記載すること。
 - (6) 「各市町村ごとに算定した法人税割額⑭」の欄は、第20号様式の「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の「税額」の欄の金額又は「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の「税額」の欄の金額から「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」の欄の金額を控除した金額を記載すること。
- 5 内国法人が法第53条第25項及び第321条の8第25項の規定の適用を受ける場合には、この表に所要の調整をして記載すること。

外国の法人税等の額の控除
に関する明細書（その1）

		事業年度又は 連結事業年度	平成 年 月 日から	法人名	
政令第9条の7第7項ただし書の規定の 適用の有無		有・無	前3年以内の控除未済外国税額の明細		
当期において控除する外国税額の計算			事業年度又は 連結事業年度	控除未済 外国税額 ⑬	当期控除額 ⑭
控除対象 外国税額	当期の控除対象外国税額 ① (別表1の⑥)	円	平成 年 月 日から	円	円
	前3年以内の控除限度額を超える 外国税額 (別表1の⑯)	円	平成 年 月 日まで		
	計 ①+② ③	円	平成 年 月 日から		円
当期分 の控除 外国税額	国税の控除限度額 (別表1の①、同表の⑥又は(同表の ①+同表の②)) ④	円	平成 年 月 日から		
	外国税額のうち④の額を超える額 ⑤ (③-④)	円	平成 年 月 日まで		
	道府県民税の控除限度額 (別表1の③) ⑥	円	平成 年 月 日から		
	前3年以内の控除余裕額のうち 当期加算額 (別表1の⑪) ⑦	円	平成 年 月 日まで		
	計 ⑥+⑦ ⑧	円	平成 年 月 日から		
	当期分の控除外国税額 ⑨ (⑤又は⑧のうち少ない額)	円	平成 年 月 日まで		
前3年以内の控除未済外国税額 ⑩			当期分		
当期分として算定した法人税割額 (⑯又は第6号様式の⑦-⑧) ⑪			⑩ 円	円	円
当期において控除する外国税額 (⑪若しくは(⑨+⑩)のうち少ない額又は⑫) ⑫					

各道府県ごとに控除する外国税額の明細

事務所又は事業所		従業者 数又は 補正後 の従業 者数	控除すべき 外國税額 ⑯	各道府県ごとに 算定した法人税 割額 ⑰	各道府県ごとに 控除する外国税 額 (⑯又は⑰の うち少ない額) ⑱
名称	所在地				
		人	円	円	円
合 計				⑲	⑳

外国の法人税等の額の控除
に関する明細書（その1）

		事業年度又は 連結事業年度	平成 年 月 日から	法人名	
政令第9条の7第7項ただし書の規定の 適用の有無		有・無	前3年以内の控除未済外国税額の明細		
当期において控除する外国税額の計算			事業年度又は 連結事業年度	控除未済 外国税額 ⑬	当期控除額 ⑭
控除対象 外国税額	当期の控除対象外国税額 ① (別表1の⑥)	円	平成 年 月 日から	円	円
	前3年以内の控除限度額を超える 外国税額 (別表1の⑯)	円	平成 年 月 日まで		
	計 ①+② ③	円	平成 年 月 日から		円
当期分 の控除 外国税額	国税の控除限度額 (別表1の①、同表の⑥又は(同表の ①+同表の②)) ④	円	平成 年 月 日から		
	外国税額のうち④の額を超える額 ⑤ (③-④)	円	平成 年 月 日まで		
	道府県民税の控除限度額 (別表1の③) ⑥	円	平成 年 月 日から		
	前3年以内の控除余裕額のうち 当期加算額 (別表1の⑪) ⑦	円	平成 年 月 日まで		
	計 ⑥+⑦ ⑧	円	平成 年 月 日から		
	当期分の控除外国税額 ⑨ (⑤又は⑧のうち少ない額)	円	平成 年 月 日まで		
前3年以内の控除未済外国税額 ⑩			当期分		
当期分として算定した法人税割額 (⑯又は第6号様式の⑦-⑧-⑨) ⑪			⑩ 円		円
当期において控除する外国税額 (⑪若しくは(⑨+⑩)のうち少ない額又は⑫) ⑫			計		

各道府県ごとに控除する外国税額の明細

事務所又は事業所		従業者 数又は 補正後 の従業 者数	控除すべき 外國税額 ⑯	各道府県ごとに 算定した法人税 割額 ⑰	各道府県ごとに 控除する外国税 額 (⑯又は⑰の うち少ない額) ⑱
名称	所在地				
		人	円	円	円
合 計				⑲	⑳

外国の法人税等の額の控除
に関する明細書(その2)

		事業年度又は 連結事業年度	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	法人名						
政令第9条の7第7項ただし書の規定の適用の有無		有・無		前3年以内の控除未済外国税額の明細						
政令第48条の13第8項ただし書の規定の適用の有無		有・無		事業年度又は 連結事業年度	控除未済 外国税額 <small>(14)</small>	当期控除額 <small>(15)</small>				
当期において控除する外国税額の計算				平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円	翌期繰越額 <small>(14)-(15)</small> <small>(16)</small>				
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額 (別表1の⑥)	円		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円					
	前3年以内の控除限度額を超える 外国税額(別表1の⑮)			平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円					
	計 ①+②	③		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円					
	国税の控除限度額 (別表1の①、同表の⑥又は(同表の①+ 同表の②))	④		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円					
	外国税額のうち④の額を超える額 は上段に、④と⑥の合計額を超える 額は下段に	⑤		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円					
	道府県民税の控除限度額 (別表1の③)	⑥		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円					
	市町村民税の控除限度額 (別表1の④)	⑦		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円					
	前3年以内の控除余裕額のうち 当期加算額(別表1の②)は上段に、 ②は下段に)	⑧ (イ) (ロ)		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円					
	計 (⑥+⑧(イ)は上段に、⑦+⑧(ロ)は 下段に)	⑨		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円					
	当期分の控除外国税額 (⑤又は⑨の各段のうち少ない額)	⑩ (イ) (ロ)		計	⑪					
前3年以内の控除未済外国税額		⑪ (イ) (ロ)		当期分						
当期分として算定した法人税割額 (⑫若しくは⑬又は第6号様式の⑦-⑧)		⑫		翌期繰越額計						
当期において控除する外国税額(⑫ 若しくは(⑩+⑪)のうち少ない額又は ⑯及び⑰)		⑬								
各都道府県・市町村ごとに控除する外国税額の明細										
事務所又は事業所			従業者数 又は補正 後の従業 者数	各都道府県ご とに控除すべ き外国税額 <small>(17)</small>	各都道府県ご とに算定した 法人税割額 <small>(18)</small>	各都道府県ご とに控除する 外国税額(⑯ 又は⑰のうち 少ない額) <small>(19)</small>	従業者数 又は補正 後の従業 者数	各市町村ごと に控除すべき 外国税額 <small>(20)</small>	各市町村ごと に算定した法 人税割額 <small>(21)</small>	各市町村ごと に控除する外 国税額(⑲又 は⑳のうち少 ない額) <small>(22)</small>
特別区以外	名称	所在地	人	円	円	円	人	円	円	円
	小計		⑳				㉔			
特別区				㊂((⑩(イ)+⑪(ロ))-⑯)			㊂((⑩(ロ)+⑪(ロ))-⑰)			
合計			㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞
				控除未済繰 越額 <small>㉗-㉙ ㉞</small>				控除未済繰 越額 <small>㉚-㉛ ㉞</small>		

外国の法人税等の額の控除
に関する明細書(その2)

事業年度又は 連結事業年度	平成 年 年	月 月	日から 日まで	法人名
------------------	-----------	-----	------------	-----

政令第9条の7第7項ただし書の規定の適用の有無			有・無	前3年以内の控除未済外国税額の明細			
政令第48条の13第8項ただし書の規定の適用の有無			有・無				
当期において控除する外国税額の計算							
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額 (別表1の⑥)	円 ①	円 ④	事業年度又は 連結事業年度	控除未済 外国税額 ⑯	当期控除額 ⑮	翌期繰越額 ⑯-⑮ ⑯
	前3年以内の控除限度額を超える 外国税額(別表1の⑯)	円 ②	円 ⑤	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円 ⑦	円 ⑧	円 ⑨
	計 ①+②	円 ③	円 ⑩	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円 ⑪	円 ⑫	円 ⑬
当期分の控除外国税額	国税の控除限度額 (別表1の①、同表の⑥又は(同表の①+ 同表の②))	円 ④	円 ⑤	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円 ⑭	円 ⑮	円 ⑯
	外国税額のうち④の額を超える額 は上段に、④と⑥の合計額を超える 額は下段に	円 ⑥	円 ⑦	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円 ⑮	円 ⑯	円 ⑯
	道府県民税の控除限度額 (別表1の③)	円 ⑧	円 ⑨	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円 ⑯	円 ⑯	円 ⑯
	市町村民税の控除限度額 (別表1の④)	円 ⑩	円 ⑪	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円 ⑯	円 ⑯	円 ⑯
	前3年以内の控除余裕額のうち 当期加算額(別表1の②)は上段に、 ②は下段に)	円 ⑫	円 ⑬	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円 ⑯	円 ⑯	円 ⑯
	計 (⑥+⑧)(イ)は上段に、⑦+⑧(ロ)は 下段に)	円 ⑯	円 ⑯	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円 ⑯	円 ⑯	円 ⑯
	当期分の控除外国税額 (⑤又は⑨の各段のうち少ない額)	円 ⑯	円 ⑯	計	円 ⑯	円 ⑯	円 ⑯
	前3年以内の控除未済外国税額	円 ⑯	円 ⑯	当期分	円 ⑯	円 ⑯	円 ⑯
	当期分として算定した法人税割額 (⑯若しくは⑯又は第6号様式の⑦-⑧-⑨)	円 ⑯	円 ⑯	翌期繰越額計	円 ⑯	円 ⑯	円 ⑯
	当期において控除する外国税額(⑯) 若しくは(⑯+⑯)のうち少ない額又は ⑯及び⑯)	円 ⑯	円 ⑯				
		円 ⑯	円 ⑯				

各都道府県・市町村ごとに控除する外国税額の明細

事務所又は事業所			従業者数 又は補正 後の従業 者数	各都道府県ご とに控除すべ き外国税額 ⑯	各都道府県ご とに算定した 法人税割額 ⑯	各都道府県ご とに控除する 外国税額(⑯ 又は⑯のうち 少ない額) ⑯	従業者数 又は補正 後の従業 者数	各市町村ごと に控除すべき 外国税額 ⑯	各市町村ごと に算定した法 人税割額 ⑯	各市町村ごと に控除する外 国税額(⑯又 は⑯のうち少 ない額) ⑯
特別区以外	名称	所在地	人 ⑯	円 ⑯	円 ⑯	円 ⑯	人 ⑯	円 ⑯	円 ⑯	円 ⑯
	小計		⑯	⑯	⑯	⑯	⑯	⑯	⑯	⑯
特別区				⑯((⑯+⑯)-⑯)				⑯((⑯+⑯)-⑯)		
合計			⑯	⑯	⑯	⑯	⑯	⑯	⑯	⑯
				控除未済繰 越額 ⑯-⑯ ⑯				控除未済繰 越額 ⑯-⑯ ⑯		

特定寄附金を支出した場合の税額
控除の計算に関する明細書

事業年度又は 連結事業年度	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで	法人名	
------------------	----------------------------	-----	--

1. 特定寄附金に関する明細

支 出 し た 特 定 寄 附 金	寄附した年月日	寄附先	まち・ひと・しごと創生寄附 活用事業の事業名	特定寄附金の額
				円
①				
計				②

2. 特定寄附金額の按分の計算

適用する事業税の分割基準	1. 従業者数 2. 固定資産の価額	3. 事務所又は事業所数 4. 軌道の延長キロメートル数	5. 電線路の電力の容量
--------------	-----------------------	---------------------------------	--------------

	事 業 税		道 府 県 民 稅 ・ 都 民 稅	
	分割基準 (単位=) (イ)	按分後の 特定寄附金の額 (口)	従業者の数 (単位=人) (ハ)	按分後の 特定寄附金の額 (ニ)
本都道府県分 ③		円		円
③のうち東京都特別区分 ④				
③のうち東京都市町村分 ⑤				
合計 ⑥				

3. 特定寄附金税額控除額の計算

事 業 税		道 府 県 民 稅 ・ 都 民 税	
特定寄附金の額 ②又は③の(口)	⑦	円	特定寄附金の額 ②又は③の(ニ)
控除額 $\text{⑦} \times 10 / 100$	⑧		控除額 $\text{⑪} \times 5 / 100$ 又は⑯ + ⑰
控除対象事業税額 第6号様式⑧ - 第6号様式⑨	⑨	00	特定寄附金の額 ②、③の(ニ)又は④の(ニ)
税額控除上限額 $\text{⑨} \times 20 / 100$	⑩		控除額 $\text{⑫} \times 20 / 100$
控除額 ⑧と⑩のうち少ない額	⑪		特定寄附金の額 ②、③の(ニ)又は⑤の(ニ)
東京都に申告する場合の⑬の計算			控除額 $\text{⑬} \times 5 / 100$
			控除対象法人税割額 第6号様式⑦ - 第6号の2様式③
			税額控除上限額 $\text{⑭} \times 20 / 100$
			控除額 ⑬と⑯のうち少ない額

特定寄附金を支出した場合の税額
控除の計算に関する明細書

事業年度又は 連結事業年度	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで	法人名	
------------------	----------------------------	-----	--

1. 特定寄附金に関する明細

支 出 し た 特 定 寄 附 金	寄附した年月日	寄附先	まち・ひと・しごと創生寄附 活用事業の事業名	特定寄附金の額
				円
①				
計				②

2. 特定寄附金額の按分の計算

適用する事業税の分割基準	1. 従業者数 2. 固定資産の価額	3. 事務所又は事業所数 4. 軌道の延長キロメートル数	5. 電線路の電力の容量
--------------	-----------------------	---------------------------------	--------------

	事 業 稅		道 府 県 民 稅 ・ 都 民 稲	
	分割基準 (単位=) (イ)	按分後の 特定寄附金の額 (口)	従業者の数 (単位=人) (ハ)	按分後の 特定寄附金の額 (ニ)
本都道府県分 ③		円		円
③のうち東京都特別区分 ④				
③のうち東京都市町村分 ⑤				
合計 ⑥				

3. 特定寄附金税額控除額の計算

事 業 稅		道 府 県 民 稅 ・ 都 民 稅			
特定寄附金の額 ②又は③の(口)	⑦	円	特定寄附金の額 ②又は③の(ニ)	⑫	円
控除額 $\text{⑦} \times 10 / 100$	⑧		控除額 $\text{⑫} \times 5 / 100$ 又は⑯+⑰	⑬	
控除対象事業税額 第6号様式⑩ - 第6号様式⑪	⑨	00	特定寄附金の額 ②、③の(ニ)又は④の(ニ)	⑭	
税額控除上限額 $\text{⑨} \times 20 / 100$	⑩		控除額 $\text{⑭} \times 20 / 100$	⑮	
控除額 ⑧と⑩のうち少ない額	⑪		特定寄附金の額 ②、③の(ニ)又は⑤の(ニ)	⑯	
東京都に申告する場合の⑬の計算			控除額 $\text{⑯} \times 5 / 100$	⑰	
			控除対象法人税割額 第6号様式⑦ - 第6号の2様式③	⑱	
			税額控除上限額 $\text{⑮} \times 20 / 100$	⑲	
			控除額 ⑬と⑲のうち少ない額	⑳	

受付印														
平成 年 月 日 殿														
所在 地 <small>(本市町村が支店等の場合は本店所在地と併記)</small>		(電話)								法 人 番 号				
										申告年月日				
										年 月 日				
法 人 名 <small>(ふりがな)</small>										この申告の基礎				
										1. 法人税の平成 年 月 日の修正申告書の提出による。				
法 人 税 責 業 者 <small>(ふりがな)</small> 代 表 者 氏 名 印 <small>経理責任者 氏名</small>										2. 法人税の平成 年 月 日の更正・決定・再更正による。				
										事 業 種 目				
期 末 現 在 の 資 本 金 の 額 又 は 出 資 金 の 額										兆	十億	百萬	千	円
										期 末 現 在 の 資 本 金 の 額 及 び 資 本 準 備 金 の 額 の 合 算 額				
										期 末 現 在 の 資 本 金 等 の 額				
平成 年 月 日から平成 年 月 日までの事業年度分又は連結事業年度分の市町村民税の申告書*														
摘 要														
課 税 標 準														
法 人 税 判 領														
税率(‰)														
十億 百萬 千 円														
(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額														
① ()														
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額														
②														
還付法人税額等の控除額														
③														
退職年金等積立金に係る法人税額														
④														
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 ①+②-③+④														
⑤ 0 0 0 十億 百萬 千 円														
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準 $(\frac{⑤}{21} \times ②)$ となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額														
⑥ 0 0 0														
市町村民税の特定寄附金税額控除額														
⑦														
外国の法人税等の額の控除額														
⑧														
仮装経理に基づく法人税割額の控除額														
⑨														
差引法人税割額 ⑤-⑦-⑧-⑨又は⑥-⑦-⑧-⑨														
⑩ 0 0														
既に納付の確定した当期分の法人税割額														
⑪ 0 0														
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額														
⑫ 0 0														
この申告により納付すべき法人税割額 ⑩-⑪-⑫														
⑬ 0 0														
均等割額	算定期間中において事務所等を有していた月数					円 × $\frac{⑯}{12}$		法 人 税 判 領		十億 百萬 千 円				
既に納付の確定した当期分の均等割額							⑯ 0 0		十億 百萬 千 円					
この申告により納付すべき均等割額 ⑯-⑯							⑯ 0 0		十億 百萬 千 円					
この申告により納付すべき市町村民税額 ⑬+⑯							⑯ 0 0		十億 百萬 千 円					
⑯のうち見込納付額							⑯ 0 0		十億 百萬 千 円					
差 引 ⑯-⑯							⑯ 0 0		十億 百萬 千 円					
当該市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等							分 割 基 準		当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数					
名 称		事務所、事業所又は寮等の所在地												
合 计							⑯ 人 ⑯ 人 ⑯		⑯ 人 ⑯ 人 ⑯					
指場定合都の市に⑯申の告する算	区 名		※ 区コード		月 数		従業者数		人		均等割額			
決算確定の日		平成 年 月 日		法人税の申告書の種類		青色・その他								
解散の日		平成 年 月 日		翌期の中間申告の要否		要・否								
残余財産の最後の分配又は引渡しの日		平成 年 月 日		法人税の申告期限の延長の有無		有・無								
法人税の期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額		円		銀行		支店								
法人税の申告期間の計算期間		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		口座番号(普通・当座)		支店								
還付を受けようとする金融機関及び支払方法		銀行		十億 百萬 千 円		支店								
還付請求税額		十億 百萬 千 円		支店										
法第15条の4の徵収猶予を受けようとする税額		十億 百萬 千 円		支店										
関与税理士 署名押印							(電話)							

受付印													
平成 年 月 日										法人番号	申告年月日		
殿										年 月 日			
所在地 (本市町村が支店等の場合本店所在地と併記) (電話)										この申告の基礎 1. 法人税の平成 年 月 日の修正申告書の提出による。 2. 法人税の平成 年 月 日の更正・決定・再更正による。			
事業種目 期末現在の資本金の額 又は出資金の額										兆 十億 百万 千 円			
(ふりがな) 法人名 (ふりがな) 代表者 氏名印 (ふりがな) 経理責任者 氏名										期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額 期末現在の資本金等の額			
平成 年 月 日から平成 年 月 日までの事業年度分又は連結事業年度分の市町村民税の申告書※ 摘要													
(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額										課税標準 ① (十億 百万 千 円)	法人税割額 税率(‰) × 課税額		
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額										②	(十億 百万 千 円)		
還付法人税額等の控除額										③	(十億 百万 千 円)		
退職年金等積立金に係る法人税額										④	(十億 百万 千 円)		
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 ①+②-③+④										⑤	0 0 0 (十億 百万 千 円)		
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準 (⑤×⑥) となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額										⑥	0 0 0 (十億 百万 千 円)		
市町村民税の特定寄附金税額控除額										⑦	(十億 百万 千 円)		
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額										⑧	(十億 百万 千 円)		
外国の法人税等の額の控除額										⑨	(十億 百万 千 円)		
仮装経理に基づく法人税割額の控除額										⑩	(十億 百万 千 円)		
差引法人税割額 ⑤-⑦-⑧-⑨-⑩又は⑥-⑦-⑧-⑨-⑩										⑪	0 0		
既に納付の確定した当期分の法人税割額										⑫	0 0		
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額										⑬	(十億 百万 千 円)		
この申告により納付すべき法人税割額 ⑪-⑫-⑬										⑭	0 0		
均等割額	算定期間中において事務所等を有していた月数										⑮ 月 円 × ⑯ 12	⑯ 0 0	
既に納付の確定した当期分の均等割額										⑰	0 0		
この申告により納付すべき均等割額 ⑯-⑰										⑱	0 0		
この申告により納付すべき市町村民税額 ⑭+⑱										⑲	0 0		
⑲のうち見込納付額										⑳	(十億 百万 千 円)		
差引 ⑲-⑳										㉑	(十億 百万 千 円)		
当該市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等 名称										分割基準 当該法人の全従業者数 左のうち当該市町村分の従業者数 人 人		当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数 人	
事務所、事業所又は寮等の所在地										(㉒ 人)		(㉓ 人)	
合計										(㉔ 人)		(㉕ 人)	
指場定合都の市に⑯申の告する算	区名		*区コード	月数	従業者数	人	均等割額	円 0 0	決算確定の日 平成 年 月 日		法人税の申告書の種類 青色・その他		
									解散の日 平成 年 月 日		翌期の中間申告の要否 要・否		
									残余財産の最後の分配又は引渡しの日 平成 年 月 日		法人税の申告期限の延長の有無 有・無		
									法人税の期未現在の資本金等の額 又は連結個別資本金等の額		銀行 支店		
									この申告が中間申告の場合の計算期間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		口座番号(普通・当座)		
									還付を受けようとする金融機関及び支払方法		(十億 百万 千 円)		
									還付請求税額		(十億 百万 千 円)		
									法第15条の4の徵収猶予を受けようとする税額		(十億 百万 千 円)		
関与税理士 署名押印										(電話)			

第二十号様式(入力用)

(用紙日本工業規格A4・セビア色)

(第十条関係) [別紙四十七]

1 整理番号	事務所区分	管理番号	申告区分
	A		
24	法人番号	申告年月日 年月日	
申告基礎 72			

68

事業年度又は
連結事業年度

43 ← 48 49 54

11 B	期末現在の資本金の額 又は出資金の額
41	
42	
43	期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合計額
期末現在の資本金等の額	
55 予備	

11 B	使途毎預金額等
24	
01	
02	
03	
04	
05	0 0 0
06	0 0 0

11 B	
30	
31	
07	
08	
09	
10	0 0
11	0 0
12	
13	0 0
15	0 0
16	0 0
17	0 0
18	0 0
19	
20	

(月 数) 14 月

21	22	23
----	-------	----	-------	----	-------

コード月数従業者数 均等割額

11 B	50	51	0 0
	52	53	0 0
	54	55	0 0
	56	57	0 0
	58	59	0 0
	60	61	0 0
	62	63	0 0
	64	65	0 0

翌期の中間申告の要否	70	1・2
法人税の申告期限の延長の有無	71	1・2

1 整理番号	事務所区分	管理番号	申告区分	23 第二十号様式(入力用)
A				
		法人番号	申告年月日	42
24			年 月 日	
申告基礎		72		68

事業年度又は
連結事業年度 43 ←
□ □ 48 → 49 □ □ 54

11 [B]

期末現在の資本金の額
又は出資金の額
期末現在の資本金の額及び
資本準備金の額の合算額
期末現在の
資本金等の額

41				
42				
43				
55予備				

11 [B]

使途秘匿金等
25

01				
02				
03				
04				
05				000
06				000

(月 数) 15 □ 月

11 [B]

30				
31				
07				
08				
09				
10				
11				00
12				00
13				
14				00
16				00
17				00
18				00
19				00
20				
21				

22			23		24	
----	--	--	----	--	----	--

コード 月数 従業者数 均等割額

11 [B]

50				51	00
52				53	00
54				55	00
56				57	00
58				59	00
60				61	00
62				63	00
64				65	00

翌期の中間申告の要否
法人税の申告期限の延長の有無

70	1・2
71	1・2

控除対象個別帰属調整額
の控除明細書

		連結事業年度 又は事業年度	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	法人名		
事業年度又は 連結事業年度		連結適用前欠 損金額又は連 結適用前災害 損失欠損金額 ①	控除対象個別 帰属調整額 (①×23.4/100又は ①×20/100) ②	既に控除を 受けた額 ③	控除未済額 ②-③ ④	当期控除額 ⑤	翌期繰越額 ⑥
平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで	円	円	円	円	円	円
平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで						円
平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで						
平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで						
平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで						
平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで						
平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで						
平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで						
平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで						
平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで						
計							

控除対象個別帰属調整額
の控除明細書

		連結事業年度 又は事業年度	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	日から 日まで	法人名	
事業年度又は 連結事業年度		連結適用前欠 損金額又は連 結適用前災害 損失欠損金額 ①	控除対象個別 帰属調整額 (①×23.2/100又は ①×20/100) ②	既に控除を 受けた額 ③	控除未済額 ②-③ ④	当期控除額 ⑤	翌期繰越額 ⑥
平成 年 月 日から	円	円	円	円	円	円	円
平成 年 月 日まで							
平成 年 月 日から							円
平成 年 月 日まで							
平成 年 月 日から							
平成 年 月 日まで							
平成 年 月 日から							
平成 年 月 日まで							
平成 年 月 日から							
平成 年 月 日まで							
平成 年 月 日から							
平成 年 月 日まで							
平成 年 月 日から							
平成 年 月 日まで							
平成 年 月 日から							
平成 年 月 日まで							
平成 年 月 日から							
平成 年 月 日まで							
平成 年 月 日から							
平成 年 月 日まで							
計							

控除対象個別帰属税額
の控除明細書

連結事業年度 又は事業年度	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	日から 日まで	法人名
------------------	--------------------------	--------------------------	------------	-----

連結事業年度 又は事業年度	控除対象個 別帰属税額 ①	既に控除を 受けた額 ②	控除未済額 ①-② ③	当期控除額 ④	翌期繰越額 ⑤
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円	円	円	円	円
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					円
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
当 期 分					
計		円		円	

控除対象個別帰属税額
の控除明細書

連結事業年度 又は事業年度	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	日から 日まで	法人名
------------------	--------------------------	--------------------------	------------	-----

連結事業年度 又は事業年度	控除対象個 別帰属税額 ①	既に控除を 受けた額 ②	控除未済額 ①-② ③	当期控除額 ④	翌期繰越額 ⑤
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円	円	円	円	円
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					円
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
当 期 分					
計		円		円	

控除対象還付法人税額又は控除対象
個別帰属還付税額の控除明細書

事業年度又は 連結事業年度	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	日から 日まで	法人名
------------------	--------------------------	--------------------------	------------	-----

事業年度又は 連結事業年度	控除対象還付法人 税額又は控除対象 個別帰属還付税額 ①	既に控除を 受けた額 ②	控除未済額 ①-② ③	当期控除額 ④	翌期繰越額 ⑤
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円	円	円	円	円
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					円
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
当 期 分					
計		円		円	

控除対象還付法人税額又は控除対象
個別帰属還付税額の控除明細書

事業年度又は 連結事業年度	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	日から 日まで	法人名
------------------	--------------------------	--------------------------	------------	-----

事業年度又は 連結事業年度	控除対象還付法人 税額又は控除対象 個別帰属還付税額 ①	既に控除を 受けた額 ②	控除未済額 ①-② ③	当期控除額 ④	翌期繰越額 ⑤
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円	円	円	円	
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					円
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
当 期 分					
計		円		円	

23 第二十号の三様式
42 (入力用)

(用紙日本工業規格A4・草色) (第十条関係) 「別紙五十七」

1 整理番号	事務所区分	管理番号	申告区分
	A		
		法人番号	申告年月日
			年 月 日

24

事業年度又は
連結事業年度 43 ← 48 → 49 54

前期末現在の資本金の額 又は出資金の額	40							
	41							
前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額	42							
前期末現在の資本金等の額	43							

55 予備 68

11 B	01							00
	02							00
	03							00
	04							00
	05							
	06							00
	07							00

08	
----	--

11 B	区コード	月数	従業者数	均等割額
	50			00
	52			00
	54			00
	56			00
	58			00
	60			00
	62			00
	64			00
	66			00
	68			00

1 整理番号	事務所区分	管 理 番 号	申告区分
A			
		法 人 番 号	申告年月日
			年 月 日

24

23 第二十号の三様式
42 (入力用)

(用紙日本工業規格A4・草色) (第十条関係) [別紙五十八]

事業年度又は
連結事業年度 43 ← 48 → 49 54

40							
41							
42							
43							
	55 予備						

11 B	01					00
	02					00
	03					00
	04					00
	05					00
	06					00
	07					00

08	
----	--

11 B	月数	従業者数	均等割額
50		51	00
52		53	00
54		55	00
56		57	00
58		59	00
60		61	00
62		63	00
64		65	00
66		67	00
68		69	00

事業年度又は 連結事業年度	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	法人名			
政令第48条の13第8項ただし書の規定の適用の有無				有・無	
控除する金額の計算					
所得税等の額 控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額	①	円	道府県民税の法人税割額 控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額のうち⑤と⑥の合計額を超える額 ② - (⑤+⑥)	⑥	円
法人税の控除額	③		市町村民税の法人税割額 控除する金額 (⑦若しくは⑧のうち少ない額又は⑩)	⑬	⑧
地方法人税の控除額	④			⑨	
国税の控除額 ③+④	⑤				
各市町村ごとに控除する金額の明細					
事務所又は事業所		従業者数又は補正後の従業者数	控除すべき金額 ⑩	各市町村ごとに算定した法人税割額 ⑪	各市町村ごとに控除する金額 (⑩又は⑪のうち少ない額) ⑫
名称	所在地				
		人	円	円	円
合	計			⑯	⑰

第20号の3の2様式記載要領

- 1 この明細書は、内国法人が法第321条の8第24項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号様式の申告書又は第10号の4様式の更正請求書に添付すること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第20号様式の申告書又は第10号の4様式の更正請求書に添付する場合には、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 「所得税等の額①」の欄は、法人税の明細書（別表17（3の12）付表）の(5)の欄の金額を記載すること。
- 4 「控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額②」の欄は、法人税の明細書（別表17（3の12）付表）の(31)の欄の金額を記載すること。
- 5 「法人税の控除額③」の欄は、法人税の明細書（別表17（3の12））の(3)又は(11)の欄の金額を記載すること。
- 6 「地方法人税の控除額④」の欄は、地方法人税の申告書（別表1）の(8)の欄の金額又は地方法人税の明細書（別表2付表）の(12)の欄の金額を記載すること。
- 7 「各市町村ごとに算定した法人税割額⑪」の欄は、第20号様式の「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の「税額」の欄の金額又は「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の「税額」の欄の金額から「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」の欄の金額を控除した金額を記載すること。
- 8 内国法人が法第321条の8第25項の規定の適用を受ける場合には、この表に所要の調整をして記載すること。

外国の法人税等の額の控除に関する明細書

		事業年度又は 連結事業年度	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	法人名		
政令第48条の13第8項ただし書の規定の適用の有無		有・無	前3年以内の控除未済外国税額の明細			
当期において控除する外国税額の計算						
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額 (別表1の⑥)	円	事業年度又は 連結事業年度	控除未済 外国税額 ⑭	当期控除額 ⑮	翌期繰越額 ⑯
	前3年以内の控除限度額を超える 外国税額(別表1の⑮)		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円	円	
	計 ①+② ③					円
	国税の控除限度額 (別表1の①、同表の⑥又は(同表の ①+同表の②))		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
	道府県民税の控除限度額 (別表1の③))		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
	外国税額のうち④と⑤の合計額を 超える額 ③-(④+⑤)		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
	市町村民税の控除限度額 (別表1の④))		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
	前3年以内の控除余裕額のうち 当期加算額(別表1の⑪)		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
	計 ⑦+⑧ ⑨					
当期分の控除外国税額 (⑩又は⑨のうち少ない額)		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで				
前3年以内の控除未済外国税額 ⑪		当 期 分				
当期分として算定した法人税割額 (⑫又は第20号様式の⑤-⑦)			⑪ 円	円		
当期において控除する外国税額 (⑬若しくは(⑩+⑪)のうち少ない額又は⑫)		計				
各市町村ごとに控除する外国税額の明細						
事務所又は事業所		従業者 数又は 補正後 の従業 者数	控除すべき 外 国 税 額 ⑯	各市町村ごとに 算定した法人税 割額 ⑯	各市町村ごとに 控除する外国税 額(⑯又は⑯の うち少ない額) ⑯	
名 称	所 在 地					
		人	円	円	円	
合 計				⑯	⑯	

外国の法人税等の額の控除に関する明細書

		事業年度又は 連結事業年度	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	法人名	
政令第48条の13第8項ただし書の規定の適用の有無		有・無	前3年以内の控除未済外国税額の明細		
当期において控除する外国税額の計算					
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額 (別表1の⑥)	円	事業年度又は 連結事業年度	控除未済 外国税額 (14)	当期控除額 (15)
	前3年以内の控除限度額を超える 外国税額(別表1の⑮)	円	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円	翌期繰越額 (14)-(15) (16)
	計 ①+② ③	円	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円	円
当期分の控除外国税額	国税の控除限度額 (別表1の①、同表の⑥又は(同表の ①+同表の②))	円	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円	
	道府県民税の控除限度額 (別表1の③))	円	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円	
	外国税額のうち④と⑤の合計額を 超える額 ③-(④+⑤)	円	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円	
	市町村民税の控除限度額 (別表1の④))	円	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円	
	前3年以内の控除余裕額のうち 当期加算額(別表1の⑯)	円	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円	
	計 ⑦+⑧ ⑨	円	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円	
	当期分の控除外国税額 (⑩又は⑨のうち少ない額)	円	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	円	
	前3年以内の控除未済外国税額 ⑪	円	当 期 分	円	円
当期分として算定した法人税割額 (⑫又は第20号様式の⑤-⑦-⑧))		円	計	円	円
当期において控除する外国税額 (⑬若しくは(⑩+⑪)のうち少ない額又は⑫))		円			
各市町村ごとに控除する外国税額の明細					
事務所又は事業所			従業者 数又は 補正後 の従業 者数	控除すべき 外 国 税 额 (17)	各市町村ごとに 算定した法人税 割額 (18)
名称	所在地	人	円	円	円
合 計				⑳	㉑